

# 社会・援護局関係主管課長会議資料

平成29年3月2日（木）

地域福祉課

地域福祉課生活困窮者自立支援室

地域福祉課消費生活協同組合業務室

# 目 次

## 重点事項

第1 「我が事・丸ごと」の地域づくりについて	1
第2 地域福祉の推進等について	
1 地域福祉計画、地域福祉支援計画について	6
2 民生委員について	7
3 平成29年度地域福祉関係予算案について	10
4 社会福祉協議会について	12
5 被災者に対する見守り等の支援の推進について	12
6 ひきこもり対策について	13
7 寄り添い型相談支援事業について	15
8 孤立死防止対策の推進について	15
9 地方改善事業の実施について	16
第3 生活困窮者自立支援制度の推進について	
1 生活困窮者自立支援制度の状況について	21
2 生活福祉資金について	43
3 ホームレス等への自立に向けた支援について	47
第4 消費生活協同組合の指導・監督について	
1 生協行政の基本的考え方について	51
2 適正な運営管理及び事業の健全な運営について	52
3 消費生活協同組合法施行規則等の一部改正について	54
4 平成29年度税制改正について	54
5 事業及び組合員活動における地域共生社会の実現に向けた取組について	55
6 平成29年度消費生活協同組合行政担当者全国会議の開催について	56

7 消費生活協同組合(連合会)実態調査について	56
8 消費税の軽減税率制度について	57
9 政治的中立の確保について	57
10 協同組合がユネスコの「無形文化遺産」に登録されたことについて	57

## 連絡事項

1 全国民生委員児童委員大会の開催等について	58
2 生活困窮者の就労支援に関連する労働施策の動きについて	59
3 生活困窮者自立支援制度とフードバンク活動の連携	61
4 日本学生支援機構が実施する奨学金制度の拡充の概要	62

## 参考資料

1 「我が事・丸ごと」の地域づくり関係資料	65
2 地域福祉計画策定状況等	86
3 被災者見守り・相談支援事業	92
4 寄り添い型相談支援事業実績	94
5 29年度地方改善施設整備費建築基準単価案	95
6 生活困窮者自立支援制度施行状況、予算等資料	98
7 生活困窮者自立支援制度 就労支援、人材育成関係資料	104
8 生活困窮者自立支援制度 平成29年度に向けた取組のポイント等	109
9 生活困窮者自立支援法の見直しについて	115
10 生活困窮者の就労支援に関する労働施策関係資料	116
11 生活福祉資金関係資料	123
12 ホームレス対策関係資料	126
13 消費生活協同組合関係資料	127
14 地域福祉課平成29年度予算(案)概要	135

## 第1 「我が事・丸ごと」の地域づくりについて【資料P65参照】

### (1) 現状、経緯

ア 誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現 — 新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン—について

少子高齢化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化により、国民の抱える福祉ニーズが多様化、複雑化しているとともに、人口減少社会が進む中、効果的、効率的なサービス提供の必要性等が求められている現状を踏まえ、高齢者、障害者、児童等を分け隔てなく、包括的・総合的に支援する仕組みを構築することを目的に、平成27年6月に省内に橋本厚生労働大臣政務官（当時）を主査とする「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム」を設置し、同年9月に今後の福祉の方向性を示す「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現 — 新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン—」（以下「新たな福祉ビジョン」という。）を取りまとめた。

内容は以下のとおりである。

#### ① 新しい地域包括支援体制（全世代・全対象型地域包括支援）の確立

高齢者、障害者、児童等の分野を問わない包括的な相談支援及び必要なサービスの分野横断的かつ包括的な提供

#### ② 生産性の向上と効率的なサービス提供体制の確立

#### ③ 総合的な福祉人材の確保・育成

イ ニッポン一億総活躍プランについて

さらに、平成28年6月2日閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱され、

- ・ 小中学校区等の住民に身近な圏域における、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり
- ・ 市町村における、育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める総合的な相談支援体制作り
- ・ 共助の活動への多様な担い手の参画と活動の活性化のための寄附文化の醸成に向けた取組の推進

等を進めることとした。

## ウ 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部等について

「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、地域共生社会の実現に向けた検討を加速化させるため、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みや市町村による地域づくりの取組の支援、「丸ごと」の総合相談支援の体制整備、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスを「丸ごと」へと転換していくためのサービスや専門人材の養成課程の改革等について、省内の縦割りを排して部局横断的に幅広く検討を行うため、平成28年7月、厚生労働大臣を本部長とする「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部（以下「実現本部」という。）が設置された（社会・援護局では、実現本部の下に設置された3つのワーキンググループのうち、地域力強化ワーキンググループを担当。）。

同年10月には、実現本部での検討に資するため、有識者や現場で先駆的な取組を実践している方々から構成される「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」（座長：原田正樹 日本福祉大学教授）を設置し、

- ・ 住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくりの在り方
- ・ 包括的な相談支援体制の整備の在り方

等について御議論をいただき、同年12月に、中間とりまとめを公表した。

### （2）地域力強化検討会中間とりまとめについて

地域力強化検討会の中間とりまとめには、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みや「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めるために次の事項等がとりまとめられた。

#### ① 「住民に身近な圏域」での「我が事・丸ごと」

- ・ 他人事を「我が事」に変える働きかけをする機能の必要性
- ・ 「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場の設定

#### ② 市町村における包括的な相談支援体制

- ・ 協働の中核を担う機能の必要性

③ 地域福祉計画等の法令上の取扱い

- ・地域福祉計画の充実
- ・地域福祉の対象や考え方の進展の社会福祉法への反映
- ・守秘義務に伴う課題

④ 自治体の役割

- ・自治体組織も、福祉部局の横断的な体制、保健所等も含めた包括的な相談体制の構築の検討

(3) 社会福祉法の一部改正について

地域力強化検討会の中間とりまとめを踏まえ、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念及びこの理念を実現するために、市町村が包括的な支援体制を構築する役割を担うことを明確にするとともに、地域福祉計画を福祉各分野の共通事項を記載した上位計画として位置づけるために、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」の中に社会福祉法の一部改正を盛り込み、本通常国会に提出した。

具体的な改正内容は以下のとおりである。

ア 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

イ この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制（＊）

（＊）例えば、地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

## ウ 地域福祉計画の充実

地域福祉計画については、地域力強化検討会の中間まとめにおいて、現行、策定は任意とされながらも、7割の自治体で策定が行われており、「我が事・丸ごと」の体制整備をすべての自治体で促進するためにも、義務化するべきとの意見であったが、町村部を含めた現在の策定状況等を考慮した結果、現行、策定は任意とされているものを、一歩進めて、市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、策定に際しては、高齢者、障害者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載する上位計画として位置づけることとした。（都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。）

### (4) 「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けた取組の推進

新たな福祉ビジョンを受け、平成28年度より、市町村において、世帯全体の複合化・複雑化した課題を的確に捉え、分野別の相談支援体制と連動して対応することができる総合的な相談支援体制を構築するとともに、ボランティアなどとも協働し、地域に不足する社会資源を創出するなどの取組をモデル的に実施するため、多機関の協働による包括的支援体制構築事業を開始している（26自治体で実施）。

平成29年度においては、多機関の協働による包括的支援体制構築事業に加え、ニッポン一億総活躍プランに提唱された地域共生社会の実現を確実なものとするために、新たに住民に身近な圏域の単位で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援する事業を実施することとしており、合計で20億円を計上した（全国で100か所程度実施を想定）。

本事業の国庫補助率及び国庫補助基準額（案）は、以下のとおりであり、事業の詳細については、参考資料の実施要綱（案）を参照されたい。

また、本事業は、ニッポン一億総活躍プランに提唱されている「地域共生社会」の実現や、「我が事・丸ごと」の地域福祉の理念の実現、市町村における包括的な支援体制の構築を進めていく上でも、重要な事業であることから、各自治体におかれては、積極的に取り組んでいただくよう、願います。

事業名	国庫補助率	国庫補助基準額（案）
「我が事・丸ごと」の地域 づくり推進事業		
地域力強化推進事業 （住民に身近な圏域）	3 / 4	<u>1自治体 12,000 千円</u> ただし、 <u>事業の対象となる地域（地区）の</u> <u>人口が 10 万人以上の場合、24,000 千円ま</u> <u>で可能とする</u>
多機関の協働による包 括的支援体制構築事業 （市町村域）	3 / 4	<u>1自治体あたり 15,000 千円</u> ただし、 <u>人口 20 万人以上の自治体につい</u> <u>ては、20,000 千円まで可能とする</u>

## 第2 地域福祉の推進等について

### 1 地域福祉計画、地域福祉支援計画について【資料P86参照】

#### (1) 地域力強化検討会における検討状況について

「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」においても、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画（以下「地域福祉計画等」という。）に関する議論がなされ、検討会の中間とりまとめでは、

- ・ 「我が事・丸ごと」の体制整備についても記載事項として明確に位置付けるべきである。
- ・ 計画の策定については任意ではなく義務化すべきである。
- ・ 計画の策定に関係者の意見が反映されることや、PDCAの手続きが適切に踏まれることも明確に規定すべきである。
- ・ 計画は多分野の計画を横断的総合的に統合する、いわば「上位計画」として位置づけるべきである。

といった内容が盛り込まれた。

これらを踏まえ、第1の(3)に記載したとおり、社会福祉法を改正し、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定を努力義務化することとしている。また、今後、地域福祉計画等のガイドラインの見直しのための検討を行うこととしているので、引き続き注視いただきたい。

#### (2) 計画の積極的な策定及び改定について

地域福祉計画等は、自治体ごとの実情を踏まえた地域福祉の推進に極めて重要な計画である。その策定率は毎年微増傾向にあるものの、市町村では69.6%にとどまっております。特に町村部の策定率が低調となっている状況である。

地域福祉計画等はその策定過程にも重要な意義があり、地域住民等の積極的な参画により、地域の課題を様々な観点から可視化することができるものである。それらを地域で共有し、新たな取組の創出につなげていくことにより、地域の支え合いの再構築、ひいては地域活性化の端緒にもなり得ることから、各自治体におかれては、積極

的な計画の策定又は改定を進めていただきたい。

また、生活困窮者自立支援制度の施行に先立ち、平成 26 年 3 月に、地域福祉計画等に盛り込むべき事項として、生活困窮者の実態把握や他の地域福祉施策や社会資源との連携などの「生活困窮者自立支援方策」をお示ししているが、平成 28 年 3 月末時点で、都道府県では約 4 割、市町村では約 2 割の自治体で当該方策を盛り込んでいる状況にある。今後の計画の策定及び改定においては、当該事項が適切に盛り込まれるよう留意されたい。

### (3) 計画策定状況の全国調査の実施について

地域福祉計画等の策定状況については、毎年度調査を実施し、各自治体の取組状況を公表しているところであるが、自治体の事務的な負担等を勘案し、内容の一部見直しを行った上で、本年も 3 月下旬に調査を実施する予定であるので、引き続きご協力願いたい。

## 2 民生委員について

### (1) 民生委員制度創設 100 周年について

民生委員制度は、大正 6 年に創設された濟世顧問制度を源とし、後の方面委員制度を経て、平成 29 年度に制度創設 100 周年という大きな節目を迎えることになる。この大きな節目を契機に、民生委員の意義ある活動を広く国民の皆様にご知っていただき、さらに民生委員制度を一層深く理解していただくことにより、民生委員制度が将来に向けてより充実したものとなるよう厚生労働省としても民生委員の方々で構成される全国民生委員児童委員連合会等の関係機関と積極的に連携、協力を図っていくこととしている。

また、平成 29 年 7 月には、制度創設 100 周年記念大会を開催するとともに、各地の民生委員協議会等においても、都道府県や市区町村単位での様々な記念事業及び広報活動が実施される予定である。

各自治体におかれては、平成 28 年 11 月 4 日付け社援地発 1104 第 1 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「民生委員制度創設 100 周年に向けた広報等に対する積極的な連携、協力について（依頼）」を踏まえ、ホームページ、広報誌等の

媒体の活用や、関係部局にも広く協力を依頼すること等により積極的な広報を実施  
いただくとともに、民生委員協議会等が行う記念事業等に対しても連携、協力を図  
っていただくようお願いする。

## (2) 民生委員に期待される役割

地域においては、少子高齢化、人口減少、地域における関係性の希薄化など様々な課題が生じている。

その中で、生活上の悩みを誰にも相談できず、地域で孤立する高齢者や生活困窮者などが増加しており、地域においては、社会的孤立の防止が大きな課題となっている。平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援制度では、生活困窮の状態にある方々をいかに早期に把握し、早期に支援につなげるかが取組を進める上での重要なポイントの一つである。

また、平成28年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、子ども、高齢者、障害者など全ての人々が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱されており、厚生労働省では、「他人事」になりがちな地域づくりを、地域住民が「我が事」として主体的に取り組んでいただく仕組みの構築に向けた検討を進めている。

こうした諸施策を展開していく中で、地域の住民にとって最も身近な存在で、地域のことに精通され、住民の立場に立って相談援助活動を行い、行政機関との架け橋にもなっている民生委員に期待される役割が大きくなっている。例えば、相談窓口にとどり着けない生活困窮者の発見や、自立相談支援事業を始めとする関係機関へのつなぎ、関係機関と連携した要支援者への見守りなど、積極的に関わることが期待される。

このため、各自治体におかれては、民生委員が生活困窮者自立支援制度をはじめとする諸施策において求められる役割などについて、十分な理解を得られるよう、研修カリキュラムの中にこれらを盛り込むなど、引き続き積極的な支援をお願いしたい。

## (3) 民生委員活動への支援について

民生委員活動に係る経費については、地方交付税措置を講じているが、昨今の民生委員活動の負担増加、少子高齢化の進行などを背景とした民生委員活動の一層の活性化の必要性など、地域における民生委員の役割の重要性を考慮し、平成28年度にお

いては、1人当たりの活動費の増額を図り、さらに平成29年度は、地区民生委員協議会が民生委員活動を支援する体制の強化を図るため、協議会活動推進費の増額措置を予定している。

各自治体におかれては、民生委員の役割等を十分に理解していただき、民生委員活動費及び地区民生委員協議会活動推進費の増額措置に伴う引上げについて、対応願いたい。

※ 民生委員に係る地方交付税措置

	平成28年度	平成29年度(案)
民生委員・児童委員活動費	1人当たり年額 59,000円	1人当たり年額 59,000円
地区民生委員協議会活動推進費	1か所当たり年額 200,000円	1か所当たり年額 230,000円

また、民生委員への負担軽減や、早い段階から民生委員活動を理解していただくことで将来のなり手を確保する等の取組の一つとして、一部の自治体においては、独自に民生委員協力員を設置するといった取組がなされている。今後とも民生委員活動の一層の充実のために、地域の実情に応じた自治体の創意工夫による取組についても実施、検討いただくなど、特段のご配慮をお願いする。

(4) 民生委員の一斉改選について

民生委員については、昨年12月1日に3年に1度の一斉改選が行われたところであるが、改選に当たっては、各都道府県及び市区町村には多大なご協力を賜り感謝申し上げます。今回の一斉改選の結果は次のとおりである。

【改選結果】

	平成28年度	前回(平成25年度)
定数	238,352人	236,271人
委嘱数	229,541人	229,488人
充足率	96.3%	97.1%

委嘱数のうち再任156,963人(68.4%)、新任72,578人(31.6%)

また、今回の一斉改選に伴い、全体の約3割の者が新たに民生委員として委嘱されている現状を踏まえ、各自治体においては、引き続き、民生委員の方々が円滑に

活動でき、地域住民への対応が滞ることなく行われるために、必要な知識の習得等についての研修の企画、実施を計画的かつ重点的に行っていただくようお願いする。

#### (5) 民生委員への個人情報の提供について

自治体によっては、個人情報提供に関して、過度に敏感な考え方をするなどにより、民生委員の活動の基本ともなる要援護者の情報が適切に提供されていないとの指摘があることを受け、平成24年に「自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集について」（平成24年7月17日付事務連絡）を発出しているため、各自治体におかれては、これを参考に適切な個人情報の取扱いについてご配慮願いたい。

なお、消費者庁では、個人情報の保護に関する現状として、法の定め以上に個人情報の提供を控えたりするなどのいわゆる「過剰反応」といわれる状況が一部にみられるため、法の目的・内容の周知を図るため、個人情報保護法の説明会を実施しているので参考とされたい（資料の一部については、平成25年12月26日付け「孤立死の防止対策等の取組み事例及び地域福祉にかかる取組みに対する事例の情報提供について」厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡に添付しているため、参照されたい。）。

### 3 平成29年度地域福祉関係予算案について

#### (1) 「日常生活自立支援事業」の平成29年度国庫補助基準額について

平成29年度における「日常生活自立支援事業」の国庫補助基準額については、これまでの激変緩和措置を見直し、利用契約者に応じた事業費等に手厚く財源を振り分けることとし、具体的には、以下のとおりとする。

各自治体におかれては、本事業の実施状況を勘案し、必要な事業費の確保に特段のご配慮を賜りたい。

(参考) 「日常生活自立支援事業」の国庫補助基準額(案)

	国庫補助基準額(案)
利用契約者1人・1月当たりの算定額 (専門員の人件費等の一部相当)	<u>6,600円</u>
生活保護受給者サービス利用料1人・ 1月当たりの算定額 (生活支援員の人件費等の一部相当)	<u>2,500円</u>

- ※ 本事業の補助率は1/2であるため、上記補助基準額と、各自治体の所要額とを比較して、いずれか低い方の金額の1/2が国庫補助額となる。
- ※ 補助基準額は、補助金交付段階において配分を行う際のメルクマールであり、各都道府県等の事業実施(支出)段階において、上記の単価に拘束されるものではない。
- ※ 利用者1人・1月当たり事業費は、当該年度における実績ではなく、前年度実績を踏まえた推計数による概算払いとする。実績報告段階において推計数に変動が生じた場合であっても、実際の支出経費が基準額を下回っていない限り、補助金の返還は要しない。

(2) 「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」について

「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」の平成29年度国庫補助基準額は本年度と同様とする。

各自治体におかれては、地域の創意工夫を活かした地域福祉を推進するために、本事業の積極的なご活用をお願いしたい。

(参考) 「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」の平成29年度国庫補助基準額(案)(平成28年度同様)

人口区分	補助基準額(案)
人口50万人以上	1自治体当たり20,000千円
人口30万人以上50万人未満	1自治体当たり10,000千円
人口10万人以上30万人未満	1自治体当たり8,000千円
人口5万人以上10万人未満	1自治体当たり6,000千円
人口5万人未満	1自治体当たり4,000千円

## 4 社会福祉協議会について

近年、少子高齢化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化等の社会の変化に伴い、育児、介護、障害、貧困等、同時に直面する世帯や、一つの世帯の中で複合化・複雑化した課題を有する等、地域住民が抱える福祉ニーズが多様化しており、地域福祉の再構築が大きな課題となっている。

こうした状況に対応するためには、前述の「地域力強化検討会中間とりまとめ」にあるとおり、地域住民が他人事を「我が事」として感じ、地域で「丸ごと」受け止める機能が求められている。また、社会福祉法人制度改革においても、社会福祉協議会を含む社会福祉法人は、公益性の高い組織として、地域ニーズを的確に把握し、これらのニーズに対応した多様な取組みの実施が求められている。

各自治体におかれては、今後とも社会福祉協議会との連携により、住民が住み慣れた地域で安心して生活することができるために、一層の地域福祉の推進及び積極的な地域づくりへの取組みをお願いしたい。

さらに、去年は、熊本地震、台風 10 号による記録的な豪雨などの自然災害発生時に、多くの方々が災害ボランティアとして被災地に駆けつけ、被災された方々の生活再建に向けた様々な支援活動をしていただいたが、被災地におけるボランティア活動を円滑に進めるためには、災害ボランティアセンターの役割が非常に重要となることから、災害時における災害ボランティアセンターの運営体制、関係機関との役割分担、情報共有など、センターの設置・運営を担うこととなる社会福祉協議会等とも協議し、災害時の被災者支援が滞ることがなく円滑に進めることができるよう、平時からの事前準備に努められたい。

## 5 被災者に対する見守り等の支援の推進について【資料 P 9 2 参照】

### (1) 東日本大震災関係

東日本大震災の被災者に対しては、応急仮設住宅における避難生活の長期化等の状況を踏まえると、被災者の見守りやコミュニティ形成等に係る支援は引き続き重要であることから、平成 28 年度と同様に復興庁所管の「被災者支援総合交付金」のメニュー事業の中の「被災者見守り・相談支援事業」として位置づけ継続的に支援していくこととしている。

## (2) 熊本地震関係

昨年4月に発生した熊本地震による被災者については、応急仮設住宅への転居が終了し、本格的な生活再建に向けた一歩を歩み始めた一方、これまでとは大きく変わる生活を余儀なくされることとなるため、平成28年度第2次補正予算により、応急仮設住宅等における孤立防止のための見守りや日常生活上の相談支援等を行う「被災者見守り・相談支援等事業」を創設したところである。

具体的には、熊本県及び県内15の市町村が「地域支え合いセンター」を設置し、関係機関との連携を図りながら被災者に対するきめ細かい対応を実施しており、平成29年度予算（案）においても、「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」のメニュー（被災者見守り・相談支援等事業）として7.5億円を計上している。

関係自治体におかれては、被災者の方々の抱える課題が多様化・複雑化している状況を踏まえ、避難生活にあっても安心した生活が確保されるよう、本事業の推進に努めるとともに、効率的な事業実施が可能となるよう、関連施策とも密接な連携・役割分担を図りつつ、総合的な被災者支援体制の構築に向けた取組みを進めていただきたい。

## 6 ひきこもり対策について

### (1) ひきこもり対策推進事業について

平成21年度からひきこもりに特化した専門的な第一次相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」（以下「センター」という。）を各都道府県、指定都市に整備を進めてきたが、平成28年度末では、68か所（64自治体）となり、約9割の都道府県、指定都市に設置されるに至った。

今後、未設置自治体においては、センターの早期設置の検討をお願いするとともに、既設置自治体においても、センターの専門性の向上を図る等、ひきこもり対策のより一層の取り組みをお願いする。

また、ひきこもりの相談については、これまで、センターを中心に対応してきたが、平成25年度より、本人や家族に対する早期対応を目的に、住み慣れた身近な地域において継続的な訪問支援を行う「ひきこもりサポーター」（ひきこもりを抱える家族等の当事者（ピアサポート）等含む）を養成し、派遣する事業を併せて推進して

いることから、ひきこもりサポーター養成研修事業及び派遣事業についても、積極的に取り組まれるようお願いする。

さらに、当事業は、社会福祉法人、NPO 法人等に運営委託を可能としていることから、民間の柔軟で多様な取組を活用する等、効果的な実施を併せてお願いする。

## (2) 生活困窮者自立支援制度との連携について

ひきこもりの問題については、ひきこもりの状態にある本人が抱える個別の問題と家族間での先行きが見えない不安や心労、親自身の高齢化といった問題が複合することにより、本人のひきこもり状態の長期化、高年齢化に繋がっていることが考えられる。

生活困窮者自立支援制度については、生活保護受給に至る前の段階にある生活困窮者に対し、その自立に向けた相談支援を行うことと併せて、居住支援や就労支援、家計支援など、生活全般に渡る包括的な支援を行うものであるが、ひきこもりの状態にある者については、既に生活困窮の状態にある場合もあれば、現に生活困窮の状態に至っていないくとも、その生活状況故に、将来的に生活困窮に陥るリスクの高い者も含まれる。

については、各自治体において生活困窮者自立支援制度とセンターとの連携を図っていただくとともに、地域の社会資源との密接な連携・協力を行い、積極的なネットワークの構築をお願いする。

また、ひきこもりの問題は、一言で言えば人と社会、人と人との関係性が根底にあり、専門機関や専門職のみの力では解決出来ないものであるため、本人や家族からの傾聴や地域での見守り等、地域の協力も必要不可欠であることから、ひきこもりという状態に関して、現場での多くの経験を有し、全国的な当事者団体である「KHJ 全国ひきこもり家族会連合会」（地域ごとの支部を含む。）等とも連携、協力していただくようお願いする。

※ 平成 28 年 6 月 30 日付け社援地発 0630 第 1 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「生活困窮者自立支援制度とひきこもり地域支援センター等との連携について」

## 7 寄り添い型相談支援事業について【資料P94】

本事業は、生活上や自殺の悩み、DV被害など、様々な困難に直面する方を対象に、24時間365日、無料で電話相談に応じるとともに、必要に応じ、面接相談や同行支援などを行い、具体的な問題解決につなげることを目的とした事業である。

平成28年度は、一般社団法人社会的包摂サポートセンターを実施者に選定し、「よりそいホットライン」として事業を実施しているところであるが、平成29年度予算案においても本事業の実施に必要な予算を計上しているところであり、事業実施者については、平成29年2月10日から3月10日までの間、公募を行っていることから、それを踏まえ、事業者を選定することとしているので、ご承知おきいただきたい。

なお、本事業による相談者の状況をみると、職を有していない者等、生活困窮者自立支援制度の対象者とも重複する部分があることから、各自治体におかれては、本事業と生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業との連携が確保されるよう、特段のご配慮をいただきたい。

※ 平成27年3月27日付け社援地発0327第14号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携について」

平成27年6月3日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡「生活困窮者自立支援制度と寄り添い型相談支援事業との連携の推進について」

## 8 孤立死防止対策の推進について

孤立死の問題については、地域住民が互いに支え合ういわゆる地域力の低下や生活困窮者の情報が行政機関に提供されにくいことなど様々な要因があることから、平成24年度に、

- ① 生活困窮者の情報の一元化や関係者間の連携強化
- ② 民間事業者等と連携する上で課題となる個人情報取り扱いにつき、個人情報保護の適用外となる場合の理解促進（電気・ガス事業者を所管する資源エネルギー庁や、個人情報保護法を所管する消費者庁と連携し再周知）
- ③ 地域の見守り等の取組みの先進事例の紹介や関係補助金の優先採択
- ④ 住宅供給事業者等と自治体との連携推進

などを盛り込んだ総合的な通知を発出し、地域における取組をお願いしてきたところである。

平成 29 年度以降においても、各自治体におかれては、地域住民相互支え合いによる共助の取り組みの活性化を図ること等を目的とした「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」などを活用しつつ、引き続き孤立死防止対策の推進をお願いしたい。

## 9 地方改善事業の実施について

### (1) 地方改善事業の実施について

#### ア 隣保館運営事業等について

##### (ア) 運営事業等の推進について

隣保館は、昭和 28 年度にその整備について予算措置して以降、同和問題の解決に資するため各種事業を行い、地域住民の生活の改善や人権意識の向上等に大きく寄与してきたところである。

また、地域改善対策協議会の意見具申（平成 8 年 5 月）及びこれを踏まえた閣議決定（同年 7 月）に基づき、平成 9 年より一般対策として、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして各種の事業を行っているところである。

隣保館運営事業は、「隣保館の設置及び運営について」（平成 14 年 8 月 29 日付厚生労働省発社援第 0829002 号厚生労働省事務次官通知）に基づき、地域改善対策特定事業が実施された地域や、同事業は実施されなかったが地域住民の生活改善や人権意識の向上等を図る必要のある地域で運営事業が行われてきたところである。

隣保館の運営に当たっては、歴史的経緯や背景、さらには、今日における住民ニーズに対し、従前からの利用者等ともよく意見交換を行い情報の共有化を図るなど、今後とも多様化する住民ニーズに的確に対応できるよう、管内市町村に対し、引き続き本事業に積極的に取り組まれるよう周知願いたい。

また、他施設との統合・運営体制等の見直しを行うことになった場合においても、隣保館がこれまで担ってきた役割や機能が失われることがないように、管内市町村に対し周知願いたい。

(イ) 隣保館の公平中立な運営について

隣保館は「公の施設」であり、その運営に当たっては常に公平性・中立性を確保する必要があることから、地域住民などから特定の団体に対し、恒常的・独占的に利用されているなどの批判が生ずることのないよう、引き続き管内市町村に対しご周知願いたい。

なお、管内市町村の隣保館において、そのような疑義が生じた場合には、速やかに館の利用実態を確認の上、必要に応じて是正を図られたい。

(ウ) 関係部局、関係機関との連携について

隣保館においては、地域住民の生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行う必要があることから、日頃より市町村の福祉関係部局や地域包括支援センター、社会福祉協議会などの関係機関との密接な連携を行うとともに、平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法において、地域における多様な社会資源の一つとして、自立相談支援機関との連携が求められることにも留意しながら、より積極的な館運営が行われるよう、管内市町村に対し周知願いたい。

(エ) 職員の資質向上について

隣保館職員に対する研修の実施に当たっては、人権課題に関する内容はもとより、介護保険制度や年金制度をはじめとする社会保障制度の最近の動向を内容とした研修を行う等、創意工夫をこらした研修の実施に努め、人権啓発とあわせて地域福祉の一翼を担う隣保館職員としての資質の向上が図られるよう努められたい。

イ 隣保館及び生活館の耐震化促進について

平成28年3月に公表した「社会福祉施設等の耐震化状況調査」では、平成26年10月時点での隣保館及び生活館（以下「隣保館等」という。）の耐震化率はそれぞれ62.8%、42.9%となっており、社会福祉施設の中でも著しく低いものとなっているところである。特に避難所として指定を受けている隣保館等については、今後想定される南海トラフ地震等に備え、老朽改修等と合わせ、耐震化整備

等を計画的に実施されたい。

この耐震化整備に係る予算については、平成28年度補正予算で10億円を計上したところであり、その更なるご活用をお願いするとともに、平成29年度当初予算においても、地方改善施設整備費補助金の優先採択を行うこととしているので、ご活用をお願いしたい。

#### ウ 地方改善施設の財産処分について

近年、隣保館等をはじめ共同作業場等の地方改善施設について、厚生労働大臣の承認を受けることなく財産処分を行う等の不適切な事例が散見されるところであるので、財産処分を計画する場合にあっては、その検討段階で連絡を願いたい。

#### エ 地方改善施設整備費補助金の29年度建築基準単価（案）について

【資料P95参照】

地方改善施設整備費補助金（うち、大型共同作業場、共同作業場、隣保館、ホームレス自立支援センター、生活館分）の建築基準単価については、従前より地域区分（A～D）を設けていたところであるが、29年度より、当該地域区分を撤廃し、A地域の建築基準単価に統一する予定としているので、ご了承ください。

#### (2) アイヌ政策の推進について

政府では「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告（平成21年7月）を受け、アイヌの人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、「アイヌ政策推進会議」（座長：菅義偉内閣官房長官）を設置・開催しているところである（首相官邸ホームページ内「アイヌ政策推進会議」参照）。

また、アイヌ施策の推進について、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、各省の事務次官級を構成員とする「アイヌ総合政策推進会議」（議長：内閣官房副長官（事務））が新たに設置され、去る平成28年7月22日に第1回目の会議を開催したところである。

#### ア 民生委員等に対する普及・啓発について

平成24年7月に開催された「アイヌ政策推進会議」では、同会議の下に設置された作業部会（部会長：常本照樹北海道大学アイヌ・先住民研究センター長）での「北海道外アイヌの生活実態調査」を踏まえた全国的見地からの施策の展開等に関する検討状況が報告されたが、この中には、北海道外のアイヌの人々の相談に適切に対応するため、民生委員等、生活相談に応ずる者に対するアイヌに関する研修の充実を図るべきとの提言も盛り込まれているところである。このため、各自治体におかれては、民生委員の研修会などの機会を捉え、アイヌの人々に対する理解を深めていただくようご配慮願いたい。

#### イ 生活相談充実事業について

平成27年10月1日の作業部会報告において、「生活相談に対応するための措置について」の中で、アイヌの人々への電話による生活相談への対応が求められ、平成28年度予算にアイヌの人々のための電話による生活相談事業の経費を計上したところである。平成29年度予算（案）においても、引き続き当該事業の経費を計上しているため、各自治体におかれては、本事業の実施にあたって、当該事業の趣旨をご理解の上、広報や生活相談関連機関への周知について協力願いたい。

### (3) 人権課題に関する啓発等の推進について

人権課題に関する国民の差別意識は解消に向けて進んでいるものの、一部では依然として存在しており、最近では、インターネットの悪用による人権侵害事案も多く発生しているところである。ついては、その差別の解消を図る上で啓発及び研修の実施は重要であることから、管内の行政関係職員をはじめ保健福祉に携わる関係者等に対し、積極的な啓発・研修を通じ人権課題に関する理解が深められるよう特段のご配慮を願いたい。

また、過去に就職差別につながるおそれのある身元調査事案が発生したが、これは調査を依頼した関係者の人権問題に対する認識が十分でなかったことによるところが大きいと思われる。

このようなことが二度と起きないようにするためにも、関係者などに対する啓発

・研修は、ただ漠然と行うのではなく、具体的な事例を挙げるなど効果的なものとなるよう努めるとともに、関係事業者団体に対して、職員の採用選考に当たっては、応募者の適性と能力を基準として行うよう機会を捉えて指導・啓発を行われたい。

#### (4) 他法における状況について

##### ア 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）」が平成 28 年 4 月 1 日より施行された。当該法律では、第 7 条において、行政機関等における障害を理由とする差別の禁止を掲げており、また、第 10 条において、第 7 条に規定する事項に関し、地方公共団体の機関の職員が適切に対応するために必要な要領を定めるよう努めることとされている。これを踏まえ、隣保館等においても、当該法律に則した対応に留意されたい。

##### イ 部落差別の解消の推進に関する法律について

議員立法として「部落差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年法律第 109 号）」が平成 28 年 12 月 16 日より施行されたので、留意されたい。

## 第3 生活困窮者自立支援制度の推進について

### 1 生活困窮者自立支援制度の状況について

#### (1) 生活困窮者自立支援制度の施行状況【資料P98参照】

##### ア 全国的な状況

施行2年目を迎えた生活困窮者自立支援法に基づき、全国902の福祉事務所設置自治体に設置された生活困窮者への相談支援を行う窓口において、各種の任意事業と併せて、包括的な支援が進められている。

制度の施行後の状況をみると、

- ・ 全国に約4,500人の支援員が配置され、平成27年度は1年間で約22万6千件、平成28年度は12月までの9ヶ月で約16万5千件の相談があり、
- ・ そのうち27年度においては約5万6千件、28年度は12月までに約4万9千件が、継続した支援が必要とされ、それぞれの対象者に応じたプランに基づき、支援が進められている

など、着実に本制度が実施されてきていると考えている。

##### イ 自治体規模別の状況

新規相談受付件数（人口10万人・1ヶ月当たり）等について、自治体規模ごとに平成27年度・28年度（4～11月実績）を比較すると、以下のような状況にある。

- ① 新規相談件数（人口10万人・1ヶ月当たり）を全国ベースで見ると、平成27年度（14.7件）、28年度（14.5件）で大差がないが、
  - ・ 政令指定都市は平成27年度から28年度にかけて増加している自治体が多く、その水準も引き続き高い（20指定都市中約7割が増加、18.0件→20.0件）。
  - ・ 都道府県及び中核市も同様に増加している自治体が多い（45都道府県中約6割が増加、11.1件→12.8件。45中核市中約7割が増加、13.0件→14.7件。）。
  - ・ 一方、一般市区町村のうち15万人未満自治体は、増加・減少がほぼ同割合であるものの、減少している自治体は平成27年度実績がかなり高く、28年度に減少しており（17.1件→12.5件）、増加している自治体は平成27年度実績が

低かったが 28 年度には増加している（13.5 件→16.1 件）。

- ・ また、一般市区町村のうち人口 15 万人以上～30 万人未満自治体は、平成 27 年度の実績と比べて、28 年度は増加している自治体と減少している自治体に大きく分かれている。（増加自治体：14.3 件→16.0 件、減少自治体：14.5 件→11.3 件）。
  - ・ さらに、一般市区町村のうち人口 30 万人以上 50 万人未満自治体についても、減少している自治体は平成 27 年度実績がかなり高く、28 年度に減少しており（29.9 件→24.3 件）、増加している自治体は平成 27 年度実績が低かったが 28 年度には増加している（8.6 件→11.2 件）。
- ② また、プラン作成件数、就労支援対象者数については、母数である新規相談件数の増加や、プラン作成の定着等により、どの自治体規模で見ても増加自治体が多い（都道府県の約 7 割、指定都市の約 9 割、中核市の約 7～8 割、一般市区町村の約 6 割）。

生活困窮者自立支援法の施行においては、施行初年度より目安値を設定し、PDCA サイクルに基づく事業実施をお願いしてきたが、各自治体において同規模の自治体の中で自自治体がどのような状況にあるか確認するとともに、支援の振り返りにも活用していただきたい。

#### ウ 平成 29 年度の見通し

平成 29 年度の事業実施意向調査の結果によれば、任意事業に取り組む自治体は本年度よりも増加する見込みとなっている。しかしながら、特に人口規模の小さい自治体では実施率が低調な傾向がみられることから、未実施の自治体におかれは、周辺自治体との共同実施や都道府県主導による広域実施等も参考に実施を検討いただきたい。

(参考1) 各年度の任意事業実施自治体数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
就労準備支援事業	253 (28%)	355 (39%)	400 (44%)
一時生活支援事業	176 (19%)	236 (26%)	257 (28%)
家計相談支援事業	205 (23%)	304 (34%)	363 (40%)
子どもの学習支援事業	301 (33%)	423 (47%)	510 (57%)

※ ( ) 内は実施割合。

(参考2) 周辺自治体との共同実施の取組事例

事業名	自治体名	取組内容
就労準備支援事業	兵庫県加西市、加東市、西脇市	近隣3市で就労自立段階の者に対する就労体験を共同で実施。事務局は3市で持ち回りとしており、体験先の開拓や参加者の募集、支援員による体験先事業所への同行等を行っている。体験先事業所は各市に所在しており、遠方で通えない者への送迎も実施。
子どもの学習支援事業	埼玉県越谷市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市	近隣5市が共同して、学習教室や就労体験等の相互利用を実施。相互利用により教室開催日数、場所の確保や利用者への複数の選択肢の提供というメリットが生まれている。
一時生活支援事業	静岡県内10市	県内の10市が一事業者(NPO法人)に委託し、①住居の提供、②利用状況の把握・安否確認、③食事の提供等の支援を共同実施。

(参考3) 都道府県主導による広域実施の取組事例

事業名	自治体名	取組内容
就労準備支援事業	沖縄県、沖縄市、豊見城市、うるま市	県が中心となり、県内3市と共に(公財)沖縄県労働者福祉基金協会に委託して共同で実施。沖縄本島に3つの拠点を設置。県がまとめて委託契約を行い、各自治体はあらかじめ協議のうえで決定した負担額に応じた利用定員の範囲内で事業を利用している。
家計相談支援事業	熊本県	全県的に実施する必要があるという考え方のもと、県内全14市へ提案し、8市と共同実施(※)。県内に2箇所の拠点を設け、各自治体へ週2回程度の出張相談を行っている。 ※ 残りの市についてもそれぞれ家計相談支援事業を実施しており、結果として熊本県では全自治体で実施している。
一時生活支援事業	大阪府	府が中心となり、シェルター借り上げ方式により、大阪市を除く府内の全市町村を北大阪ブロックと南大阪ブロックの2つのブロックに分け、事業を実施。

(2) 生活困窮者自立支援制度関係予算等について

ア 平成 29 年度予算（案）について 【資料 P100 参照】

平成 29 年度予算（案）については、自立相談支援事業をはじめとする各種事業を着実に実施できるよう、28 年度と同額の 400 億円を計上するとともに、生活困窮者の自立をより一層促進するために、

- ① 子どもの学習支援事業の推進（教育機関との連携強化）
- ② 生活困窮者等の就労準備支援の充実
- ③ 居住支援の取組強化

といった新たな取組を実施することとしている。

各自治体におかれては、これら新たな事業も含め、各種事業の積極的な事業展開をお願いしたい。

イ 子どもの学習支援事業の推進について

子どもの学習支援事業については、単に勉強を教えることのみならず、居場所の提供や将来の自立に向けた生活習慣、社会性の育成などにも力点を置いており、貧困の連鎖の防止の重要性から、平成 28 年度は約 5 割の自治体が本事業を実施するなど、各任意事業の中でも多くの自治体に取り組んでいる。

一方で、事業の連携や充実を図るために、子どもの状況を把握している学校や教育委員会との連携に必要性を感じているものの、十分に連携が取れていない、といった課題があり、今後、こうした課題への対応を強化していく必要がある。

このため、平成 29 年度予算（案）では、従来の事業に加え、教育機関との連携強化も含め、35 億円の予算額を計上している。教育機関との連携強化に関する具体的な取組としては、学校や教育委員会等との定期的な情報共有や、教育機関との関係構築の仕組みを作るための諸経費を対象とする予定である。これにより、子どもの課題や状況に応じた支援の更なる充実、事業対象者の掘り起こし、親も含めた世帯支援及び事業受託先となり得る教育関係者や団体の開拓などに繋がることが期待されている。今回の教育機関との連携強化を実施する自治体には、国庫補助基準の加算措置を行うこととしているため、各自治体においては、一層の取組強化をお願いしたい（なお、高校中退防止の取組及び家庭訪問の強化についても、昨年度に引き続き加算の対象としている）。

また、子どもの学習支援事業を実施している自治体では、学習教室や居場所づくり等の支援を通じて、生活支援の観点から取り組まれている、地域や民間の実践（料理体験や職業体験、ワークショップ等）を取り込むことで、将来の自立に向けた様々な経験・体験を提供しているケースも見られることから、各自治体におかれては、従来 of 事業の中で積極的に取り組まれるようお願いしたい。

加えて、子どもの学習支援事業は、人口規模の小さな自治体での事業実施率が低く、その背景として事業受託団体や支援人材が不足しているため、その開拓に取り組む必要がある。また、様々な問題を抱える子どもに対する接し方や事業の意義の共有等を目的とした、支援員の質の向上を図るための研修を実施することも効果的である。これらは、人口規模の小さな自治体に共通の課題として、都道府県において広域的に対応することが期待される。事業受託団体や支援人材の開拓、研修の取組については、生活困窮者自立支援法第6条第5号に基づく事業として実施することが可能であることから、積極的に取り組まれるようお願いしたい。

#### ウ 居住支援の取組強化について

生活困窮者の自立を図るためには居住を確保することが重要であることから、生活困窮者の居住支援については、

- ・生活困窮者自立支援制度と居住支援協議会の連携について（通知）（平成 27 年 3 月 27 日社援地発 0327 第 13 号） ※国土交通省との連名
- ・生活困窮者自立支援制度における各種支援他制度の活用について（平成 28 年 2 月 22 日事務連絡）

において、生活困窮者自立支援制度と居住支援協議会（※）との連携促進をお願いしてきた。

居住の確保に困難を抱える者は、家賃負担が家計を圧迫しがち、身寄りがなく、世帯の経済基盤が弱いといった場合に連帯保証人等が確保できない等の課題を有しており、こうした課題への対応を更に強化していく必要がある。

このため、平成 29 年度予算（案）では、

- ① 相談者の課題を踏まえ、必要な物件像や居住支援サービスを見極め、不動産事業者へ同行し、物件探しや契約を支援

- ② 不動産関係者、福祉関係者、居住支援協議会の有する物件（安価な家賃等）や居住支援サービス（保証人や緊急連絡先がなくても入居可能な物件等）の情報を収集し、不足しているものについては担い手（緊急連絡先不要で安価な家賃を自ら提供する社会福祉法人等）を開拓
- ③ 病院の医療ソーシャルワーカー等と連携し、入院・入所中に借家を引き払っている等で退院・退所後の居住支援を要する者を把握し、自立相談による継続的な支援

といった、オーダーメイドの居住支援コーディネートに要する経費として、2.5 億円の予算を計上している。

本取組については、生活困窮者自立支援法第 6 条第 5 号に基づく事業のメニューとして位置付けることとしているので、積極的に取り組まれるようお願いする。

（※）住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 10 条第 1 項に基づく協議会。地方公共団体（住宅部局、福祉部局）、不動産関係団体、居住支援関係団体等が参画するネットワーク組織。47 都道府県、17 区市町に設置（平成 28 年 11 月末時点）。

また、こうした予算面の強化と合わせて、生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、厚生労働省及び国土交通省において、関係 6 部局長の意見交換の場として、「福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会」を設置した。

（参考）福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会

➤ 関係 6 部局長：

厚生労働省 社会・援護局、障害保健福祉部、老健局、雇用均等・児童家庭局

国土交通省 住宅局、土地・建設産業局

- 事務局：包括的な支援と考え、生活困窮者自立支援室で実施
- 第 1 回：平成 28 年 12 月 22 日
- 第 2 回：平成 29 年 2 月 27 日

厚生労働省・国土交通省においても、こうした場を通じて情報共有や協議を行い、従前以上に連携を深めていくこととしているので、各自治体においても、

- ・都道府県等に設置されている居住支援協議会と、自立相談支援事業との連携、
- ・市等における居住支援協議会の新規設置の検討、

- ・平成 29 年度予算（案）に計上した居住支援事業の活用による福祉サイドからのアプローチ
  - ・民間賃貸住宅の活用を想定した居住支援協議会の取組だけでなく、公営住宅担当との連携、
  - ・旧雇用促進住宅の積極的な活用（※）
- 等について、さらなる取組をお願いしたい。

（※）旧雇用促進住宅の活用について

雇用促進住宅については、「規制改革推進のための3か年計画」（平成 19 年 6 月 22 日閣議決定）において、売却を着実に推進することとされており、昨年 12 月、西日本に所在する 59,904 戸（2 府 25 県、626 件 1,638 棟）について、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構からフォートレス・インベストメント・グループ L L C の関係会社である全国民間賃貸サービス合同会社へ売却された。全国民間賃貸サービス合同会社の平成 29 年 1 月 31 日付けプレスリリースによると、これらは「Village House(ビレッジハウス)」として運営され、平成 29 年 1 月末時点での空室約 3 万 6 千戸が低価格賃貸住宅として新規に供給されることとなるほか、月額家賃は 20,000 円台～60,000 円台を予定し、高齢者、生活保護受給者、公営住宅からの転居者等の受け入れに積極的に取り組むとされている。ついでには、自立相談支援機関においても、民間の居住資源の一つとして、積極的に活用されたい。

（参考）Village House(ビレッジハウス) <http://www.villagehouse.jp>

追って、物件の詳細について、全国民間賃貸住宅サービス合同会社（又は物件運営を行うレジデンシャル・サービス・ジャパン株式会社、一般財団法人 S K 総合住宅サービス協会）から、各自治体や自立相談支援機関あてに事業案内がある可能性があるため、ご了解願いたい。

エ 生活困窮者等の就労準備支援の充実について 【資料 P 1 0 1 参照】

生活保護受給者や生活困窮者の中には、長期間の失業やひきこもりなど、就労意欲の低下や日常生活のリズムの乱れなどから、直ちに就職することが困難である者がいる。こうした者に対しては、就労意欲の喚起を図るとともに生活リズム

の回復を図るなど、就労に向けた準備段階における就労準備支援事業による支援が必要である。

このうち、特に就労意欲が極端に低い者や社会との関わりに極度の不安を抱える者など従来の支援では一般就労につなげることが困難である者を対象に、就労準備支援担当者による支援に加え、障害者等の支援により蓄積された一般就労への移行支援など専門的な就労支援のノウハウ（※）を活用し効果的に就労準備支援を行う「福祉専門職との連携支援事業」を創設し、平成 29 年度から新たに補助することとしているので、積極的な活用をお願いしたい。

※ 就労支援のノウハウの具体的な内容

- ① 支援対象者の就労阻害要因の分析、適職の選定、効果的な支援手法の検討など、適切なアセスメント
- ② 心身の健康状態の把握や信頼関係の構築など支援対象者が継続的に就労支援を受けられるようにフォローアップ  
を福祉の専門知識を持つ者が実施

なお、本事業を実施する場合は、就労準備支援事業の基本基準額に 5,000 千円（就労準備支援事業及び被保護者就労準備支援事業（一般分）の両方で本事業を実施する場合は、それぞれ 5,000 千円）を加算した額を適用基準額とする。また、事業の詳細については、別途通知する。

オ 国庫負担・補助の基準について 【資料 P103 参照】

生活困窮者自立支援法関係経費については、全国的な制度として予算を公平かつ効果的に執行するための措置として、事業ごとに基準額（事業費ベース）を設定している。

平成 29 年度については、子どもの学習支援事業における教育機関との連携強化に係る取組を実施する場合の加算額を新たに設定しているが、それ以外について、28 年度に設定している基準額から変更は行わない。

また、各事業の国庫負担・補助においては、基準額に一定の経過措置を設けてきた。これらの経過措置については、国庫補助の公平な配分の観点から基本的には廃止していくことが必要であるが、それぞれの経過措置の趣旨等を踏まえ、平

成 29 年度は一定程度縮減しつつ、継続することとする。 具体的には、自立相談支援事業については、29 年度ではモデル事業実施に係る経過措置の部分を 1.3 倍から 1.1 倍に変更することを予定している。

一方で、

- ① 所要額が適用基準額を上回る自治体
- ② モデル事業実施に係る経過措置の引き下げに伴い、所要額が引き下げ後の適用基準額を上回る可能性のある自治体
- ③ 人口減により基準額の区分が変更となり、所要額が適用基準額を上回る自治体

のいずれかに該当し、28 年度末時点での支援実績について以下の要件をいずれも満たした場合は、個別協議に応じるものとする。 詳細については、別途お示ししている「平成 29 年度生活困窮者自立相談支援事業費等負担金及び生活困窮者就労準備支援事業費等補助金に関する交付方針（案）について（平成 29 年 2 月 8 日付事務連絡）」（以下「交付方針案」という）を参照いただきたい。

（参考）自立相談支援事業に係る個別協議の要件について

- ① 新規相談受付件数が目安値（※）を超えていること  
※人口 10 万人当たり 22 件
- ② プラン作成件数が全国平均（※）を超えていること  
※人口 10 万人当たり 4.3 件（平成 28 年 11 月時点の平均値）

また、子どもの学習支援事業に係る経過措置については、28 年度に経過措置を受けていた自治体について、①28 年度の経過措置適用後の基準額の 0.9 倍が②29 年度の基準額よりも高い場合は①を適用することとするが、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）にもあるとおり、子どもの貧困対策関連で施策の充実が図られている状況もあることから、29 年度については、「子どもの学習支援事業を利用する子どもの世帯支援（自立相談支援機関につないで親への支援を行う）」についての取組と実績報告を行うことを条件に、①の基準額に乗じる率を 1.0 倍に読み替えて適用することを予定している。詳細は交付方針案を参照いただきたい。

任意事業に取り組む自治体は本年度よりもさらに増加する見込みとなっているが、平成 29 年度予算案に必要な予算を計上しているため、各自治体におかれては、引き続き積極的な事業実施をお願いしたい。

### (3) 就労支援に関する各事業の取組について【資料 P104 参照】

今年度新規に実施した就労支援に関する各事業の実施状況について取りまとめたので、引き続き本事業の積極的な活用をお願いするとともに、未実施の自治体におかれては、来年度以降の実施に当たっての参考としていただきたい。

#### ア 就労訓練推進事業（就労訓練アドバイザー・就労訓練事業所育成員）

就労訓練アドバイザーは 2 自治体（東京都・鳥取県）、就労訓練事業所育成員は 7 自治体（長野市・相模原市・名古屋市・神戸市・鳥取県・高知県・大分市）で実施。具体的には以下のような取組が見られる。

##### 【就労訓練アドバイザー】

- ・ 認定申請手続の支援（東京都）
- ・ 認定就労訓練事業所の見学会を、就労支援員を対象に開催（東京都）
- ・ 開拓事業所の活用のための情報共有・情報発信（鳥取県）

##### 【就労訓練事業所育成員】

- ・ 事業所の立ち上げ支援や認定就労訓練事業所のフォローアップを実施（名古屋市）
- ・ 求人や業務内容から認定就労訓練事業に適していると思われる事業所を個別訪問（長野市）

#### イ 就農訓練事業

5 自治体（神奈川県・相模原市・京都府・福知山市・京丹後市）で実施。具体的には以下のような取組が見られる。

- ・ 他都市・地方間連携による農業体験等を通じた利用者の交流（京丹後市）
- ・ 市農林商工部から紹介を受けた地域の荒廃農地を田畑として使用（福知山市）

### (4) 平成 29 年度における人材養成について【資料 P107 参照】

支援に携わる人材の養成は、本制度の推進に向けた要となるものであることから、国において、自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計相談支援事業の支援員向

けの養成研修も加えて実施しているところであり、今後も当分の間、国による一貫性のある人材養成を行うこととしている。

平成 29 年度においても、28 年度同様に研修を実施する予定であるが、今後、研修の実施主体を都道府県に移行していくことを見据え、都道府県研修の企画・立案方法等を内容とした、担当者研修の充実を図る予定としている。

担当者研修については、今年 5 月と来年 2 月頃の合計 2 回の開催を予定しており、5 月の研修においては、現在作成中である都道府県研修の講義・演習教材の考え方や利用方法について示す予定としている。また、2 月頃の研修においては、都道府県研修の実施状況に基づく情報共有や振り返りを含めた内容を予定している。

昨年実施した「都道府県研修の取組状況に関するアンケート」の調査結果によると、開催実績のある都道府県数は、昨年度の 37 都道府県から 45 都道府県へと大幅に増加しており、着実に取組が進んでいる。しかしながら、研修の内容や研修回数、時間数に関しては、都道府県ごとに差が大きい状況である。

各都道府県におかれては、2 回の担当者研修への積極的な受講をお願いするとともに、追ってお示しする都道府県研修の講義・演習教材や講師用手引き等を参考に、都道府県担当者や国研修の修了者等が協力して企画・立案を行い、充実した人材養成の仕組みを検討していただきたい。

なお、平成 29 年度の国における研修の開催予定は以下のとおりであるが、詳細は追ってお示しする。

(参考) 各事業の養成研修の開催予定

- ・ 自立相談支援事業従事者養成研修 : 主任相談支援員 240 名程度  
: 相談支援員 480 人程度 (年 2 回開催予定)  
: 就労支援員 240 人程度
- ・ 就労準備支援事業従事者養成研修 : 120 人程度
- ・ 家計相談支援事業従事者養成研修 : 120 人程度 (年 2 回開催予定)
- ・ 担当者研修 : 140 人程度

また、自立相談支援事業従事者養成研修の受講者の選定について、28 年度に引き続き、29 年度も、研修修了者が出ていない自治体について相談支援員養成研修の受講枠

を割り当て、優先的に受講できるように配慮する予定である。受講者の選定基準については追って通知するが、各都道府県におかれては、この点にご理解いただいたうえで、選定いただくようお願いする。

(5) 生活困窮者自立支援統計システムについて

ア 概要

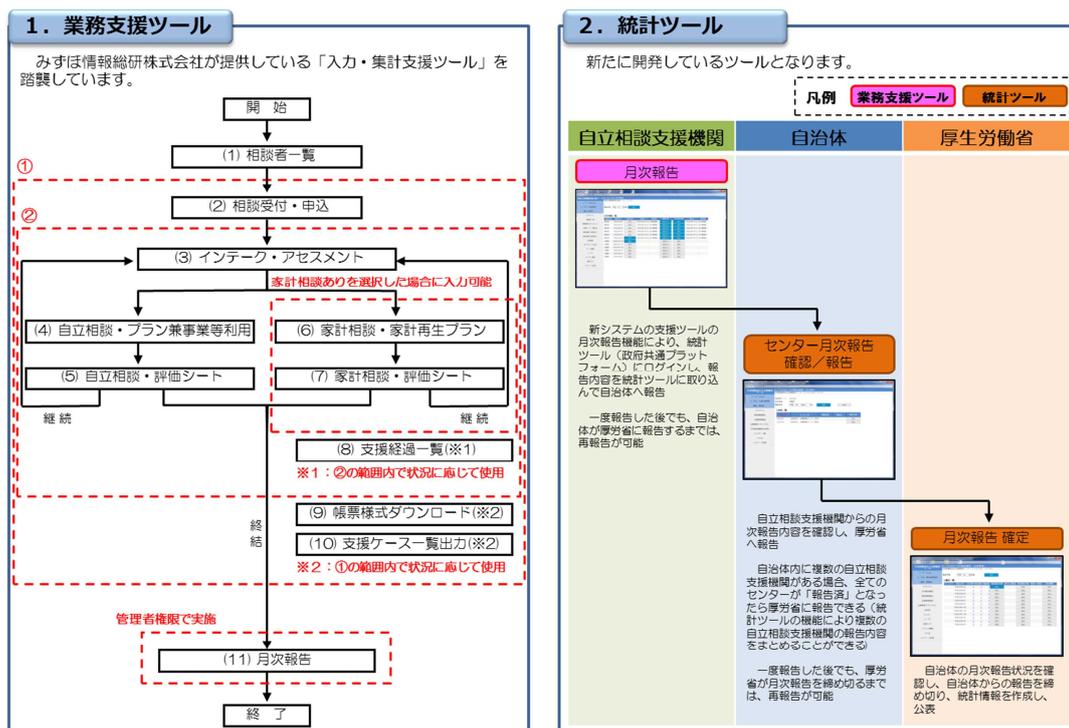
自立相談支援事業では、生活困窮者からの相談に応じ、当該生活困窮者の置かれている状況等を適切に評価・分析した上でプランを策定するとともに、当該プランに基づき、生活困窮者の自立に向けた各種支援の調整を行うこととしている。

今後も、多くの相談者が見込まれるが、業務が効率的かつ円滑に行われるようにするとともに、制度の実施状況を迅速に把握する観点から、

- ・ 全国統一のアセスメント、プラン等の様式（帳票類）の活用（業務支援ツール）
- ・ 当該入力情報の統計処理（統計ツール）

等を内容とする「生活困窮者自立支援統計システム」（以下「新システム」）を、政府共通プラットフォームを活用して構築した。

(参考1) 新システムにおける処理フローについて



## イ 新システムの導入の目的

各自立相談支援機関においては、みずほ情報総研株式会社が提供している「入力・集計支援ツール」を使用されているところも多いが、独自にシステム等による管理をされているところもあると承知している。すべての自立相談支援機関において新システムを確実に導入していただくことにより、統計システムの目的である、業務の効率化、制度の実施状況の迅速な把握が可能となる。逆に、未導入の自治体があれば、カに示すような支援状況調査の項目の縮減等ができないこととなるため、その導入に遺漏なきよう、特に都道府県においては管内自治体の状況確認も含め、対応をよろしく願いたい。

## ウ 本格運用開始までのスケジュール（～今年3月）

新システムについては、平成26年度に調査・基本設計を、平成27年11月から平成28年12月に詳細設計・開発・テストを行い、その間、各種会議や事務連絡等により状況をお知らせするとともに、確認をお願いしたい事項等についてその都度周知してきた。こうした経過ののち、平成29年1月に新システムのインストール用DVDを、都道府県を經由して自立相談支援機関に配布した。

今年4月の新システム本格運用開始までのスケジュールについては、

- ・ 平成29年1月から3月末までは新システムの試行運用（業務支援ツールのインストール及び動作確認、現行システムからのデータ移行、統計ツールへの接続、センターから自治体、そして国への月次報告の試行等）を行うとともに、現行システムによる相談受付や支援経過等のデータ入力を行う。  
（平成29年1～3月は現行システムと新システムの並行稼働期間）
- ・ 平成29年3月31日業務終了後に、現行システムの3月末までのデータのバックアップをとり、4月1日の業務開始までに、新システムへバックアップデータのデータ移行を行い、新システムへの切り替えを行う。

としている。新システム全国一斉本格運用がスムーズに行われるよう、各自治体及び自立相談支援機関においては、試行運用期間中に新システムの導入環境の整備、インストール及び一連の動作確認の実施をお願いしたい。なお、一部の機関において新システム導入に関する技術的な面での不具合が発生しているが、不具合解消に向けて取り組んでいるところである。

エ 本格運用開始後にお願いする作業内容（今年4月～）

新システムでは、相談者情報が入力されていれば月次報告のボタンを押すのみで報告が完了となる。新システムの本格運用開始後は、以下の作業をお願いする。

① 月次報告（福祉事務所設置自治体：毎月）

自治体におかれては、4月分以降、月次報告（支援状況報告）を翌月20日までに新システムから行っていただきたい。今後は、この情報をもとに統計情報を作成し、公表することを予定している。

② 月次報告状況の確認（都道府県：毎月）

都道府県におかれては、新システムにて管内自治体の月次報告の報告状況が確認できるので、毎月の報告状況を翌月20日までに確認していただき、報告期限までに報告できていない自治体に対して、国への報告の督促をお願いしたい（指定都市及び中核市を除く）。

オ 本格運用開始後の留意点

① 月次報告の項目については、「経済・財政再生計画改革工程表」（平成28年12月21日経済財政諮問会議決定）に定めるKPIの進捗管理のため必要な項目も含まれており、都道府県別や全国の集計結果を得るためには、全ての機関において新システムを活用し、月次報告を確実に実施していただく必要があることをご承知願いたい。

② 新システム運用開始後は、相談者情報を新システムに入力してもらうことで、これまでのように独自のシステム等で管理・集計したうえで、個別に新規相談受付件数等をカウントして報告していただく必要がなくなり、カに示すように支援状況調査項目のさらなる縮減等が可能となる。

月次報告を新システムから行っていただくこととなるため、本人が来所し生活困窮に関する相談を受ける場合だけでなく、匿名で生活困窮に関する電話相談を受けた場合や、相談受付・申込票への記入を拒んだ場合、自立相談支援の利用申込に対する本人同意がとれない場合等についても、新システムの相談受付・申込票に漏れなく入力するようお願いする。入力が徹底されないと、新システムによって新規相談件数を正確に把握することが困難となり、カに示すような支援状況調査項目のさらなる縮減等ができなくなるため、特に留意された

い。なお、相談受付・申込票への入力への判断にあたっては、下記参考2を参照されたい。

(参考2) 新システムにおける「相談受付・申込票」入力への判断例

例 1	匿名で、生活困窮に関する電話相談があったが、匿名のまま話をするとどまり、本人が特定できず。「また電話する」といって切れる。	▶ 「仮受付（本人未特定等）」の状態としてシステム登録し、必要な情報を入力する。 ※その後再度連絡があるなどで本人特定ができた場合は、「受付（本人特定）」に登録情報を変更入力する。
例 2	アウトリーチして支援を勧奨中。本人特定はできているが、自立相談支援機関の利用申込に対する本人同意がとれない中で定期的に支援を行っている。	▶ 「受付（本人特定）」の状態としてシステム登録し、必要な情報を入力する。 ※関係性を持ち続けて自立相談支援機関として支援を実施しつつ、本人同意も得られるよう努める。
例 3	本人が相談のため自立相談支援機関に来所。本人特定はできているが、相談受付・申込票への記入を拒んでいる。	▶ 「受付（本人特定）」の状態としてシステム登録し、必要な情報を入力する。 ※関係性を持ち続けて自立相談支援機関として支援を実施しつつ、本人同意も得られるよう努める。

(出典：「自立相談支援機関における使用帳票類標準様式 帳票類記入要領（みずほ情報総研株式会社）」より一部引用)

カ 生活困窮者自立支援制度に関する支援状況調査との関係

新システム本格運用開始後は、新システムから月次報告を行っていただくこととなるが、新システムの安定稼働や月次報告の数値確認等のため、当分の間、現行の支援状況調査も並行して実施することとしているので、ご協力をお願いしたい。

29年度からの調査項目については、新システムの導入に伴い、下記参考3のとおり一部の調査項目を削除するが、今後さらに、全ての自治体で新システムを導入したうえで、オの②に示すような電話相談等の場合でも新システムに入力していただき、新システムから報告されることが確認出来れば、さらなる項目の縮減等、現場負担の軽減を図ることができるので、ご協力をお願いしたい（その時期等については、新システム稼働当初の状況を踏まえ、追って示す予定）。

(参考3) 29年度の支援状況調査の調査項目について

28年度		29年度(案)	
新規相談受付件数(総数)		新規相談受付件数(総数)	
プラン作成件数(総数)		プラン作成件数(総数)	
就労支援対象者数 (プラン期間中の一般就労を目標にしている)		就労支援対象者数 (プラン期間中の一般就労を目標にしている)	
法に基づく事業等	住居確保給付金	法に基づく事業等	住居確保給付金
	一時生活支援事業		一時生活支援事業
	家計相談支援事業		家計相談支援事業
	就労準備支援事業		就労準備支援事業
	認定就労訓練事業		認定就労訓練事業
	自立相談支援事業による就労支援		自立相談支援事業による就労支援
その他	生活福祉資金等による貸付	その他	生活福祉資金等による貸付
	生活保護受給者等就労自立促進事業		生活保護受給者等就労自立促進事業
就労者数(一般就労総数)		就労者数(一般就労総数)	
うち就労支援対象プラン作成者分		うち就労支援対象プラン作成者分	
支援メニューの利用状況	住居確保給付金	<b>削除</b>	
	一時生活支援事業		
	家計相談支援事業		
	就労準備支援事業		
	認定就労訓練事業		
	自立相談支援事業による就労支援		
	生活保護受給者等就労自立促進事業		
その他			
増収者数(総数)		増収者数(総数)	
うち就労支援対象プラン作成者分		うち就労支援対象プラン作成者分	

(6) 平成29年度に向けた取組のポイント等について【資料P109参照】

ア 生活困窮者自立支援法の目指す目標等の再確認

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者が「制度の狭間」に陥らないよう、包括的な相談支援体制を構築するものであり、「新たな縦割り制度の一つ」にならないように包括的な支援を実現していくことが肝要である。来年度で施行3年目を迎えるが、引き続き、「制度のめざす目標」である①生活困窮者の自立と尊厳の確保、②生活困窮者支援を通じた地域づくり、を5つの支援のかたち(包括的、個別的、早期的、継続的、分権的・創造的な支援)を通じて実現していけるよう取組をお願いする。

## イ 法の施行後2年間で振り返って

法の施行後2年間の実績からは、自立相談支援機関において様々な相談を受け止めている実態がデータ面で確認されている。例えば、相談者全体の約3割が就労中の人である一方、65歳以上の相談者が約2割いる等、多様な状態像の人からの相談が見られる。必要な支援の面では、稼働年齢層だけでなく就労を希望する高齢者に対する就労支援、どの世代にとっても家計相談支援ニーズがあること、連帯保証人等が確保できない人への居住や就労の支援のあり方等、包括的な支援をどのように行うかが改めて課題となっている。（1）のとおり、今年度は、多くの自治体で新規相談件数の増加が見られるほか、プラン作成件数は全国的に伸びており、「広く相談者を受け止めて継続的に支援を行う」ことが定着しつつある。こうした支援の基本形を徹底しつつ、支援の中身をより充実させていく段階となっている。

支援の充実にあたっては、上記の2つの目標に立ち返っていただき、支援を行う体制面や地域づくりという観点の振り返りも含めて、対応のご検討をお願いしたい。特に任意事業を含めた各事業の構成や人員体制等については、法施行当初のものを所与とせず、効果的・効率的な実施方法（人員配置、事業内外の役割分担等）を積極的にご検討いただくとともに、新たな課題に対して支援を充実できるように（2）のとおり予算面での支援を充実させてきているので、これらを最大限ご活用いただきたい。

また、ブロック会議、全国担当者会議、ニュースレター等を通じて各地の取組事例を紹介してきており、既にその数はかなりのものになっている。「どのように取り組めばよいかわからない」という意見も今なお聞かれるが、こうした取組事例の情報発信について、委託事業者も含め参考とできるよう、引き続きご留意をお願いしたい。

## ウ 特に取組をお願いしたい事項

### ① 相談につなげる取組の充実

制度周知という観点では、不特定多数に対する広報と、対象となる可能性がある人に対する周知・訴求の2つを意識した取組を引き続きお願いしたい。

（例）

- ・ 自治体の広報紙等、不特定の多くの目に触れる手段で周知を図る。
- ・ 行政から低所得者向けに発送する各種通知等に制度案内を同封する。
- ・ 自立相談支援機関の常設の窓口の他に、出張相談等を実施する。
- ・ 身近な圏域で制度によらない「何でも相談」を受ける仕組みを作り、自立相談支援機関へつなぐ。

また、既に多くの連携通知により示しているとおおり、関係機関との連携についても、支援につなげるべき人に対して的確にアプローチする重要なポイントである。対象者像の共有等、関係機関との間でお互いの制度理解を深めていく取組の積み重ねを引き続きお願いしたい。

## ② 就労支援や居住支援を通じた地域づくり

特に就労支援や居住支援では、行政による支援・事業のみで長期的な自立を支えていくことは難しく、地域における社会資源を開拓していくことが不可欠である。福祉に関わる関係者（社会福祉法人やNPO法人等）のみならず民間企業も含めて広く参画を得て、①個別支援の中で不足している支援と、②まだ社会において掘り起こされていない求人ニーズや空き家ニーズを組み合わせるとともに、③そのマッチングの際に必要な企業支援や家主支援の担い手を開拓していくという3方向で進めていく点では、就労支援・居住支援の取り組み方は共通である。既に就労支援については、その取組ノウハウを周知してきているが、居住支援についても平成28年度社会福祉推進事業による研究成果が追って取りまとまることから、情報発信する予定としている。引き続き取組を深めていただくようお願いしたい。

## エ 都道府県の役割

生活困窮者自立支援法の施行に当たり、都道府県には広域自治体としての様々な役割が求められている。特に、

- ① 基礎自治体における任意事業の実施に向けた働きかけや、広域での共同実施に向けた調整等を行うこと
- ② 支援に携わる人材の養成に関して、国研修の伝達等にとどまらず、特に基礎自治体における支援技術の向上を図ること
- ③ 産業雇用部門のノウハウや各種団体のネットワークを生かし、基礎自治体に

おける就労支援をバックアップすること

- ④ 都道府県に設置されている居住支援協議会と基礎自治体の自立相談支援事業の関係づくりを支援し、居住支援に取り組む基盤づくりをすること
- ⑤ 都道府県が福祉事務所設置自治体となっている圏域において、支援を必要とする方々に対して、町村と連携し、効果的・効率的に支援を提供すること
- ⑥ 基礎自治体の行政担当職員等同士で顔の見える関係づくりや、支援情報の共有が可能となる場を設定すること

について、積極的な取組をお願いしたい。

具体的な取組事例としては、

- 任意事業の実施に向けて、管内未実施自治体を訪問した働きかけや広域での共同実施に向けた調整等を行った例
- 自治体担当者と国研修修了者によって研修企画チームを組織化したり、管内自治体の支援員の資質向上のため、多岐にわたる研修をきめ細かく企画・開催し、各事業の従事者に対する人材養成研修を開催した例
- 低所得者対策として新たに担当部署を新設し、生活困窮者自立支援制度専任の職員を配置した例

等がみられるので、参考にして取り組んでいただきたい。

#### オ K P I の見直しと目安値の見直し【資料 P 1 1 4 参照】

生活困窮者自立支援制度については、新規相談受付件数、プラン作成件数、就労支援対象者数、就労・増収率の 4 項目を目安値として挙げているが、支援対象者の経済的変化だけでなく、意欲の向上や社会参加の増加等も把握し、生活困窮者自立支援法の効果を全体としてしっかりと評価できるよう、平成 28 年度から「新たな評価指標」を運用している。

一方、平成 27 年度に策定された「経済・財政再生計画改革工程表」（平成 27 年 12 月 25 日閣議報告）については、27 年度の施行状況や新たな評価指標の運用を踏まえ、①就労・増収率の引き上げ、②「ステップアップ率」の追加、③つなぎ先の見える化についての見直しを行った（平成 28 年 12 月 21 日経済財政諮問会議決定）。

これらの K P I を踏まえた来年度の目安値を以下のとおり設定する。各自治体

におかれては制度の施行状況を評価する仕組みとして、引き続きPDCAサイクルをしっかりと回しながら、取組を着実に進めていただくようお願いする。

なお、目安値の状況把握に用いている支援状況調査や新たな評価指標については、各自治体及び支援現場の業務負担にも留意しつつ実施しているものであるが、「平成28年の地方からの提案等に対する対応方針」（平成28年12月20日地方分権改革推進会議決定）において、「生活困窮者自立支援制度に関する支援状況調査については、提出期限の見直し等の負担軽減策について検討し、平成28年度中に結論を得る」とされていることを踏まえ、今後の取扱いについて、別途、「支援状況調査の報告期限について」（平成28年12月27日事務連絡）を发出しているので、ご了解願いたい。

(参考1) KPIの各数値 ※下線部は見直した点

- ・自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数【2018年度までに40万件】
- ・自立生活のためのプラン作成件数【2018年度までに年間新規相談件数の50%】
- ・自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数  
【2018年度までにプラン作成件数の60%】
- ・自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ(連絡・調整や同行等)件数【見える化】
- ・就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合  
【2018年度までに75%】
- ・継続的支援対象者の1年間でのステップアップ率(※)【2018年度までに90%】  
(※)「自立意欲等」「経済的困窮」「就労」に関する状況が改善している者の割合
- ・生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数増加効果【見える化】
- ・任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施状況【見える化】

(参考2) 平成29年度の目安値について ※下線部は見直した点

- ・新規相談受付件数【人口10万人当たり24件】
- ・プラン作成件数【人口10万人当たり12件(新規相談受付件数の50%)】
- ・就労支援対象者数【人口10万人当たり7件(プラン作成件数の60%)】
- ・就労・増収率【70%】
- ・ステップアップ率【80%】

(7) 生活困窮者自立支援法の見直しについて【資料P115参照】

生活困窮者自立支援法附則第2条においては、法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置のあり方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている。

さらに「経済・財政再生計画改革工程表」においては、次期生活保護制度の在り方の検討に合わせて、生活困窮者自立支援制度の在り方について検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされており、法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含むとされている。

こうした規定等を受け、厚生労働省においては昨年10月に「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会」を設置し、学識者、自治体、支援現場の関係者等の参集を得て議論を進めている。昨年未までに開催した5回の検討会では、制度施行により、これまでの制度では支援に繋がらなかった人に支援が行えるようになっている中、支援を行う枠組みをより強化すべきとの観点から、

- ・ 自立相談支援事業に様々な関係機関から支援対象者がつながってくるのが重要ではないか、
- ・ 就労支援を強化し、地域の人材ニーズを踏まえて求人を作っていくことが必要ではないか、
- ・ 家計相談は、生活困窮者に対する支援としては必須の要素ではないか、
- ・ 子どもの学習支援事業を世帯支援の入口にしていくべきではないか、
- ・ 居住面の支援を充実させるべきではないか、
- ・ 高齢者に対する就労支援や居住支援の充実を図るべきではないか

といった様々なご意見をいただいております、本年1月に開催した第6回検討会においては、論点整理（案）について議論した。今後、年度末にかけて本検討会において論点整理を行った上で、社会保障審議会に部会を設置して検討を深めていく予定である。

生活困窮者に包括的な自立支援を行うに当たっての自治体・支援現場における施行上の課題を洗い出し、支援を実施しやすい体系へ見直すことを念頭に置いているので、こうした検討過程にもご留意いただきたい。

(8) その他の依頼事項・伝達事項について

平成 29 年度においても、各自治体の実施状況を確認しつつ、支援体制が更に広がり、必要な人に必要な支援が提供されるよう、引き続き自治体と相談しながら、制度の充実・運用の改善を図っていくこととしている。

こうした観点から、現時点において、以下の取組を行う予定であるので、各自治体におかれては、その趣旨をご理解いただき、各種取組への特段のご協力をお願いする。

なお、これらの詳細については、後日改めてお示ししたい。

ア 各種データの収集に関する調査依頼

支援の質の確保や制度評価に資するよう、事業の実績や実施状況を把握することが非常に重要であることから、平成 29 年度においては、下記のとおり必要なデータの収集・調査を行う予定である。

(参考) 平成 29 年度におけるデータ収集・調査の予定 (案)

調査等	主な項目	対象自治体	実施頻度
支援状況調査 <u>※1 (5) オも参照のこと。</u>	新規相談受付件数 プラン作成件数 就労・増収者数 (総数) 就労支援対象者のうち就労・増収者数 等	すべての福祉 事務所設置自治体	毎月
事業実施状況調査 (平成 29 年度)	人員体制 事業の実施方法 等	すべての福祉 事務所設置自治体	年 1 回 (4 月)
実績調査 (平成 28 年度)	各事業の利用状況 各事業の事業内容 等	すべての福祉 事務所設置自治体	年 1 回 (4 月)
事業実施意向調査 (平成 30 年度)	任意事業の実施意向	すべての福祉 事務所設置自治体	年 2 回
住居確保給付金の支給に関する調査	支給決定件数・支給額 常用就職者数 支給中止件数 等	すべての福祉 事務所設置自治体	毎月
認定就労訓練事業所の認定状況に関する調査	認定就労訓練事業者数 利用定員 等	都道府県、政令市、中核市	四半期毎

※ 具体的な調査内容や方法については追って詳細をお示しする。

## イ 全国会議・ブロック会議の開催について

平成 29 年度においても、国からの情報等について直接伝達する機会や、事業運営や支援のあり方等について、国と自治体間で情報共有や意見交換を行う機会を設定することは重要であると考えており、下記のとおり会議を開催する予定である。

なお、ブロック会議の実施方法や時期等の詳細は追って相談させていただくので、よろしく願います。

(参考) 平成 29 年度の会議開催予定

- 春頃     ブロック会議（1 回目）
- 9 月頃   全国担当国会議
- 秋頃     ブロック会議（2 回目）
- 1 月     全国部局長会議
- 3 月     全国課長会議

## 2 生活福祉資金について 【資料 P 1 2 3 参照】

### (1) 生活福祉資金を取り巻く状況について

ア 独立行政法人日本学生支援機構が実施する奨学金制度の制度改正と今後の対応について、今般、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）及び「未来への投資を実現する経済対策（平成 28 年 8 月 2 日閣議決定）」を踏まえ、経済的な不安により進学を断念せざるを得ない生徒の進学を後押しする観点から、平成 29 年度進学者から独立行政法人日本学生支援機構（以下、日本学生支援機構）という。）が実施する奨学金の制度拡充が図られた。具体的には、①給付型奨学金制度の創設、②第一種奨学金における低所得世帯の生徒に係る成績基準の実質的撤廃、③所得連動返還型奨学金制度の導入により制度を拡充することが平成 29 年度予算政府案に盛り込まれている。

また、「大学進学等を後押しする国の政策パッケージ」が打ち出され、入学金や学費など入学時に求められる経費への対応や、奨学金で不足する場合の上乗せ利用として、生活福祉資金（教育支援資金）貸付についても盛り込まれている。

生活福祉資金（教育支援資金）貸付制度においては、他制度利用を優先としつつ、低所得世帯の就学に必要な費用等についての貸付けを行っている。そのため、就学に必要な費用（以下「教育支援費」という。）の貸付けに当たり、今般の奨学金の制度改正以降は、重複する部分については当該奨学金を活用されたい。

なお、日本学生支援機構の奨学金の申請を行ったが、決定までに時間を要する（納入期限に間に合わない）等、一時的に当面の学費等の支払いが困難であるなどの場合、必要となる数ヶ月分についての貸付けを行うことは差し支えないが、日本学生支援機構の奨学金が決定され次第、教育支援費の貸付分については償還を行うこととされた。

また、奨学金の給付・貸与月額以上に学費等の経費が必要な場合には、その差額についても教育支援費の貸付けを行うことは差し支えないので、上記と併せて適切な運用をしていただきたい。

なお、今般の第一種奨学金の制度拡充にともない、当該制度と貸付対象が重複する部分に係る貸付原資については、今後、国庫への返還を求める予定である。具体的な取り扱いについては、追って正式に通知するので、予めご承知おき願いたい。

これらの奨学金制度の拡充は、平成 29 年度予算及び改正法令の成立が前提となるが、その内容は日本学生支援機構から全国の高等学校等に対して周知されている。各都道府県におかれては、予算政府案に盛り込まれた制度内容について、各都道府県社会福祉協議会へ周知いただくとともに、きめ細かい支援により、誰もが安心して大学等で学べる環境をつくるという本政策の趣旨をご勘案いただき、生活福祉資金貸付事業においても、他制度優先を踏まえた効果的な支援を実施していただくようお願いする。

#### イ 会計検査院の意見表示と今後の対応について

平成 28 年 10 月、会計検査院から厚生労働省に対し、

- ・生活福祉資金貸付事業のために都道府県社会福祉協議会が保有する資金の額について、適正な評価を行うための判断基準を設けること
- ・判断基準に照らして過大と認められた場合に補助金を国庫に返還出来るよう、交付要綱の改正等を行うこと

との意見が表示された。

(参考) 会計検査院の意見表示内容

<意見表示内容全文>

- ・ 保有資金の額について適切な評価を行うための判断基準を作成し、都道府県に周知するとともに、都道府県に対して、各都道府県社協における保有資金の額を十分に把握するための情報を明示するなどした上で、適切な評価を実施させ、貴省に対して評

価に係る適時の報告等を行わせるなどの仕組みを整備すること

- ・ 保有資金の額が判断基準に照らして貸付事業の実施状況等からみて適正な規模を上回っていると認められる場合には、国庫補助金相当額の一部について国庫に返還等の措置を講ずることができるように、国庫補助金の交付要綱の改正等を行うとともに、その旨を都道府県に対して周知すること

#### <事実関係>

会計検査院が意見表示で示している金額は以下の通り。

検査対象県（25 都道府県社協）の保有資金	1072 億円（※1）
上記のうち指摘対象県（17 都道府県社協）の保有資金	504 億円
うち過大な（※2）保有資金の試算額	399 億円（※3）

※1 生活福祉資金の保有資金は、経済情勢の悪化や大規模災害における一時的な資金需要として保有しているものであり、「使われず滞留」しているわけではない。

※2 会計検査院が独自の試算に基づき「当面の貸付事業の安定的で円滑な実施のために引き続き保有し続ける必要性は低い」としているもの。

※3 今回の検査院の意見表示は、生活福祉資金貸付事業の保有資金について適正な評価を行う枠組みがないというものであり、当該額の返還が求められているものではない。今後作成する判断基準に基づき、保有資金の適正規模を上回るものと認められる場合に、返還を求めていく。

今後、会計検査院の意見の趣旨に沿って、判断基準等の作成など所要の措置を講じる予定であるが、判断基準の作成にあたっては、各都道府県社会福祉協議会における貸付額の見込みや償還状況、経済情勢の急激な変化や、災害時をはじめとする緊急的な措置への対応など、多角的な視点から検討を進めていく。

また、判断基準作成後、この基準を上回る保有原資については返還を求める予定としており、その返還時期は平成 29 年度以降を予定している。

具体的な取扱いについては、追って正式に通知するので、予めご承知おき願いたい。

#### ウ その他

##### ① 年金担保貸付事業について

年金担保貸付事業については、平成 22 年度の行政刷新会議の事業仕分けの評決を踏まえ、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、事業の廃止が決定されている。

また、平成 25 年 3 月に厚生労働省が策定した「年金担保貸付事業廃止計画」においては、廃止に当たり、生活福祉資金貸付制度が主たる代替措置と位置づけられているほか、平成 28 年度に具体的な廃止時期を判断することとしている。

本件に関しては、具体的な方向性が定まり次第、随時、情報提供を行っていくこととするが、今後の動向についてご留意願いたい。

## ② 各種データの収集に関する調査依頼

生活福祉資金貸付制度を取り巻く諸課題への対応にあたり、今後、各種調査を実施することとなった場合には、ご協力をお願いしたい。

## (2) 平成 29 年度予算（案）について

生活福祉資金貸付事業にかかる事務費については、平成 27 年度より、事業実績（「貸付件数」と「償還件数」）に応じた補助基準を新設し、一定程度の経過措置を設けるとともに、緊急雇用創出事業臨時特例基金により実施してきた「生活福祉資金体制整備事業」については、基金廃止に伴う激変緩和を目的とした経過措置として、貸付原資の取崩しにより事務費に使用することを可能とする取り扱いを行っている。

平成 29 年度の取り扱いについては、会計検査院の意見表示、奨学金制度の拡充、生活困窮者自立支援制度との効果的な連携に関する課題など、生活福祉資金貸付制度を取り巻く状況に様々な動きがあることを踏まえ、補助金の経過措置及び取り崩し基準ともに据え置くこととする。

平成 30 年度以降の取り扱いについては、それらの状況を勘案するとともに、今後、都道府県・市区町村社会福祉協議会における事務費の実態や構造を把握したうえで、必要な効率化を求めていく一方、貸付ニーズに対する効果的な事業運営や貸付・償還に係る各社会福祉協議会の運営努力（成果）をより反映する仕組みの導入も含め、事務費のあり方について総合的な検討を行っていくこととする。

## (3) 生活困窮者自立支援法との連携の促進について

平成 27 年度の生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活福祉資金制度がより効果的、効率的に機能することを期待して、総合支援資金及び緊急小口資金について所要の見直しを行うとともに、原則として自立相談支援事業の利用を貸付の要件とし、あわせて家

計相談支援事業の利用が望ましいとした。

自立相談支援機関・社会福祉協議会いずれからみても、連携しているケースのうち、約 6～7 割がインテーク・アセスメント段階から連携を開始しており、自立相談支援機関と社会福祉協議会の連携が促進されてきているものといえる。

また、約 7 割の社会福祉協議会から自立相談支援機関に対して、総合支援資金の償還状況について何らかの報告が行なわれており、貸付決定後も一定の連携が図られている。

複合的な課題を抱える方に対しては、両制度が連携することが重要であるが、単なる情報提供にとどまるのではなく、相談に来た生活困窮者の自立につながる貸付けであるかに着目することが非常に重要であると考えられることから、より一層の連携強化をお願いしたい。

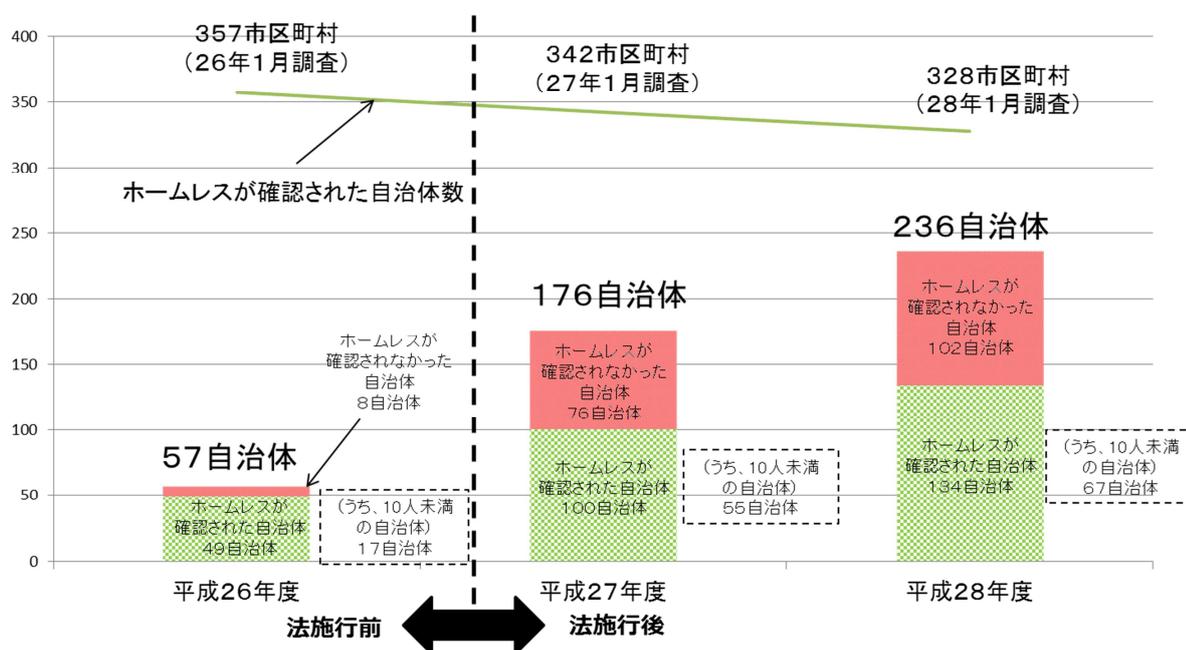
### 3 ホームレス等への自立に向けた支援について 【資料 P 1 2 6 参照】

#### (1) 生活困窮者自立支援法施行後におけるホームレス対策について

ホームレス対策は、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（以下「ホームレス特措法」という。）等の趣旨を踏まえつつ、生活困窮者自立支援法の一時生活支援事業等に位置づけることにより、安定的な財源を確保した。

法施行より約 1 年 9 ヶ月が経過したが、ホームレスが確認された自治体数が減少傾向である中、一時生活支援事業の実施自治体数は大幅に増加しており、特にホームレスが確認されなかった自治体、あるいは非常に少ない（10 人未満）自治体における取組が広がっている。

(参考) 一時生活支援事業の実施自治体の推移

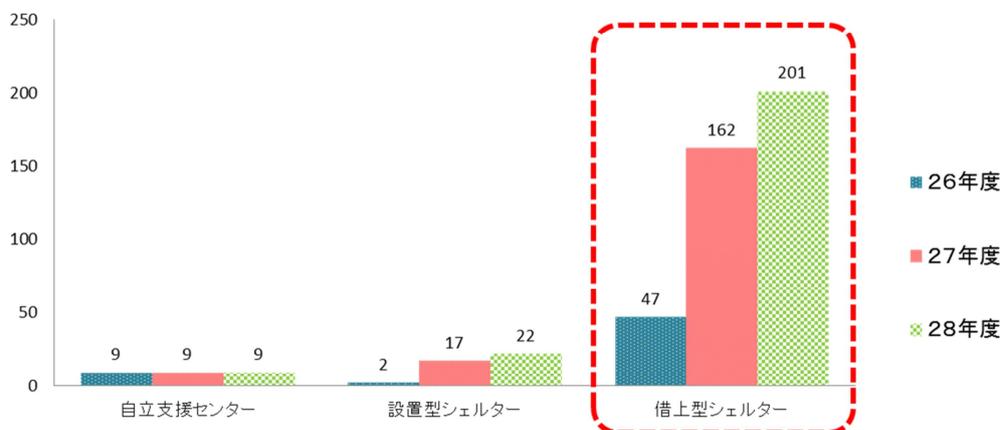


また、実施形態としては、旅館やアパート等の一室を借り上げる形式の「借上型シェルター」が大幅に伸びており、特に人口 15 万人未満の中小規模の自治体では、シェルターを設置している自治体の自立相談支援機関（特に就労相談支援員）と密接に連携することによって、利用者の多くが就職に結びついているような事例も見受けられる。

(参考) 一時生活支援事業の実施形態の推移

実施自治体数

※ 同一自治体において、複数の実施形態で実施している場合は、それぞれの形態(センター、シェルター)に計上している。



さらに、都市部においては、法人へ事業を委託し、「設置型シェルター」として、民間アパートを借り上げ、相談員が常駐するといった取組をする自治体も見られる。

このような実施形態は、ホームレスを含め、住居に不安のある生活困窮者の少ない中小規模の自治体においても比較的取り組みやすいものと考えられるため、一時生活支援事業未実施の自治体においては、今後の取組に当たり是非参考とされたい。

(参考) 設置型シェルターの実施形態の考え方

類型	該当する事業
設置型 シェルター	一時生活支援事業 + 自立相談支援事業(相談員)
借上げ 型シェル ター	一時生活支援事業 ※相談は自立相談支援事業の相談 員が出向く等により対応



- 運営する主体が宿泊場所を提供し、かつ同一の場所で相談支援を提供するならば、住居の形態はアパート等の借り上げであっても、設置型シェルターとして解することが可能。
- 神奈川県相模原市では、法人へ事業を委託し、民間アパートを借り上げ、相談員が常駐し対応する設置型シェルターとして、平成28年度から新たに取り組んでいるところ。

また、その他、ホームレスを含め、住居に不安のある生活困窮者については、自立相談支援事業のアセスメントにより、住居の不安以外の課題についても十分に把握し、支援（一時生活支援事業の利用の他、既存の社会資源等の活用も含めた支援）を行うことが重要であるので、改めてご認識いただくようお願いするとともに、本事業の利用対象者の数が少ないと思われる自治体においても、住居に不安を抱える生活困窮者は一定程度存在することから、自治体による単独実施が困難な場合には、一時生活支援事業の広域的な取組を行うなどの方法により、一時生活支援事業の実施をお願いする。

(参考) 広域実施の取組事例

①大阪府の取組事例

○ 大阪府では、府が中心となり、一時生活支援事業の広域実施を行っている。

自治体	大阪市を除く全ての市町村
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シェルター借り上げ方式により、大阪市を除く府内の全市町村を北大阪ブロックと南大阪ブロックの2つの地域ブロックに分け、事業を実施。</li> </ul> <p>【府、市町村の役割分担】</p> <p>&lt;大阪府&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旅館ホテル生活衛生同業組合や救護施設への協力依頼等による施設の開拓及び各市町村が開拓した施設との調整。</li> <li>・市町村間の総合調整及び助言、実施要領の作成等の後方支援を行う。</li> </ul> <p>&lt;契約市&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年度ごとに輪番で、各ブロックに所属する一市が契約市としてブロック内のホテル等の宿泊施設と賃貸契約を結び借り上げ。</li> <li>・月ごとの契約施設利用料の精算事務及び各市町村の当該年度利用料の請求事務。</li> </ul> <p>&lt;契約市以外の各市町村&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村管内での協力施設の開拓。</li> <li>・これまでの実績を参考に、各市町村において当年度必要額を予算計上する。</li> </ul>

②静岡県の取組事例

○ 静岡県では、複数の市が一機関に委託し共同実施する形で、一時生活支援事業の広域実施を行っている。

自治体	三島市、沼津市、富士宮市、富士市、藤枝市、島田市、掛川市、熱海市、伊豆市、焼津市
取組内容	<p>NPO法人が中心となり、10市による広域実施。</p> <p>①住居の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各市の自立支援相談窓口を通じ、緊急的に住居を必要とする人に住まいの提供を行う。</li> </ul> <p>②利用状況の把握・安否確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3名の職員が施設事務所に勤務</li> <li>・入居時に聞き取りアセスメント・プランの作成</li> <li>・生活相談・指導(生活習慣の改善)、就労相談・指導(キャリアコンサルタントによる相談)、家計相談・指導等により生活状況の記録作成</li> </ul> <p>③食事の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フードバンクを利用し食材を確保、入居者で協力しながら食事の準備・調理・片付け等、自立につながる自炊等ができる環境を整える</li> <li>・自立後も食糧支援による継続支援</li> </ul>

(2) ホームレスの実態に関する全国調査について

ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)については、ホームレス特措法及び基本方針に基づき実施される施策の効果を継続的に把握するため、各自治体にご協力いただき、毎年実施している。平成29年調査(平成29年1月実施)については、既にご協力いただいた(例年4月に公表。今年の公表日程はおってお知らせする。)が、来年も実施する予定であり(平成30年1月を予定)、平成29年度予算(案)に当該調査に関する所要の予算を確保したので、引き続き、ご協力願いたい。

また、平成28年10月には、毎年実施している概数調査だけではなく、ホームレスやホームレスとなるおそれのある人に対する生活実態調査を実施した。ご協力をいただいた各自治体の皆さまには厚く御礼を申し上げます。

本調査については、今後集計を経て、有識者のご意見を伺いながら集計結果の分析を行うこととしており、分析の進捗状況などを踏まえながら、公表する時期については改めてお知らせする。

## 第4 消費生活協同組合の指導・監督について

### 1 生協行政の基本的考え方について【資料P127参照】

消費生活協同組合（以下「生協」という。）は、

- ・組合員が出資をし、
- ・組合員が組合員の生活の文化的経済的改善向上のための事業や助け合い活動を行い、
- ・組合員が利用する、

一定の地域又は職域での人と人とのつながりによる非営利の協同組織である（参考）。

生協は互助の組織として、以下のような組合員の暮らしを支える事業や組合員による助け合い活動（以下「組合員活動」という。）等を行っており、こうした取組を通じて地域のコミュニティづくりに寄与してきたところである。具体的には、

- ① 購買事業（店舗・宅配による食品等の供給、移動販売車による買い物弱者支援や個配又は配食時の高齢者見守りなど）
  - ② 医療福祉事業（病院・診療所、介護事業所、生活困窮者自立支援関係事業所、保育所、サービス付き高齢者向け住宅・介護事業所・サロン・レストランなどの複合施設など）
  - ③ 共済事業（火災共済、自然災害共済など）  
といった事業のほか、さらに、社会的、公共的役割として、
  - ④ 組合員等の支援（家事援助、移動支援、子育て支援活動、配食ボランティア、食事会による交流など）
  - ⑤ 被災者の支援（救援物資の供給、支援人材の派遣、支援募金など）
  - ⑥ 助成活動（先進的な福祉的活動を行う社会福祉法人やNPO法人などを対象）
  - ⑦ 障害者の雇用（店舗・配送センターなど）
- といった取組を行っているところである。

まずは、生協の基本的性格及び事業や組合員活動の状況等、生協についての理解を十分に深めた上で、生協の指導・監督にあたることが肝要である。

各都道府県におかれては、所管する生協の運営状況を十分に把握していただき、消費者行政といった観点に止まることなく運営実態に即した助言・指導をお願いする。

## 2 適正な運営管理及び事業の健全な運営について

(1) 生協の適正な運営管理及び事業の健全な運営を図るためには、生協のステークホルダーである組合員のニーズを的確に踏まえた上で理事会に諮り、運営方針を決定することや、総（代）会において議案を適切な手続を踏んで諮ること、また、監事が会計監査のみならず的確に業務監査を実施し、理事会において適切に意見を述べるなど組合自治（ガバナンス）を確立、強化していくことが重要である。また、共済事業を実施する生協については、契約者保護及び財務健全性の確保を運営方針及び事業計画の重点事項として位置づけつつ、人口減少、少子高齢化の中で、共済生協の組合員の減、高齢化に伴う共済金の高騰といった共済事業のリスクを念頭にした運営の重要性を認識する必要がある。

一方で、運営上問題のある生協については、

- ① 理事会が適正に機能しておらず、専務理事と事務局職員といった一部の者が実質的な運営を行っている
  - ② 事務局の事務処理態勢が脆弱なため生協法令に則った適正な事務が行われていない
  - ③ 内部監査が行われていないことに加え、監事監査が形式的なものとなっているため、運営の適正化など牽制機能が働いていない
- といった状況にある場合が多い。

生協は、その行う事業によって、組合員に最大の奉仕をすることを目的とすることから、一部の者により運営が行われている状況は極めて不適切である。理事会は、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図るため、業務の執行を決する権限を有していることから、検査の際などにおいて理事会の運営状況や執行役員等からの理事会への報告状況などを確認し、必要な助言・指導をお願いする。

また、法令に則った事務が行われていない生協に対しては事務局体制の改善に加え、適正な事務についても丁寧な助言・指導をお願いする。

さらに、監事監査については、会計知識のある監事による会計監査のみならず業務監査を実施するとともに、監事の理事会への出席による助言等を通じ、健全性の担保をお願いする。このため、検査において、監事の監査計画及び監査方法並びに監査報告といった監査実施状況を把握するとともに、理事会への出席及び発言の状況を議事録で確認し、適切にその役割が果たされるよう助言・指導されたい。

(2) 今後、少子高齢化の進展による急速な人口減少が見込まれていることから、共済事業を行う生協については、組合員の減少や高齢化による契約件数の減少や共済金の支払い額の増加が見込まれる。加えて、自然災害の規模が大きくなってきており、発生回数も増加傾向にある。これらを踏まえ、中長期的な視点で事業運営への影響について検証し、対応するよう助言・指導をお願いします。

また、高齢になった組合員等との連絡が途絶えたり、共済金受取人が亡くなったため、共済金の請求自体がなされていないなどにより、未払いの共済契約が増えることが見込まれる。このため、まずは共済契約や契約更新時において丁寧な説明を行うとともに、共済金受取人に代わって代理人が請求することができるような手続の普及や高齢の共済契約者等の連絡先の定期的な確認等について、助言・指導をお願いします。

さらに、組合員数の減少に伴う財務状況の悪化等により共済事業などの廃止を検討している組合に対しては、組合員の意思を的確に把握し、組合員への不利益がなるべく生じないように努めることについて、助言・指導をお願いします。

(3) 購買事業等を行う生協が、離島その他交通不便の地域において事業を行う際は、各都道府県におかれては、人口減少・少子高齢化対策にも資する買い物弱者支援の観点から、地域住民のニーズに対応できるよう、法令で定められた利用分量の範囲において積極的に員外利用許可を行うなどの御配慮をお願いします。

また、員外利用については、法令で定められた利用分量の範囲の遵守についても、適切な助言・指導をお願いします。

なお、エネルギーシステムの一体改革として、平成 28 年 4 月より電気の小売事業への参入が自由化されており、平成 29 年 4 月からはガスの小売事業への参入が自由化される予定である。これらの事業を生協が行うことについては、供給の実態等を踏まえ、その取り扱いについて整理していく予定であるので、御了知願いたい。

(4) これらのほか、財務状況が悪化している生協においては、組合員が不利益を被ることのないよう十分な配慮と必要な助言・指導をお願いします。都道府県としての対応方針に判断がつかかねる場合などは厚生労働省に照会されたい。

### 3 消費生活協同組合法施行規則等の一部改正について

平成 29 年 4 月 1 日から保険業、農協の共済事業等に係る現金等紛失に係る不祥事件届出の金額基準が撤廃される予定である。これに併せて、共済事業を行う生協においても、現金等紛失に係る不祥事件届出の金額基準を撤廃し、今後は、各生協の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、当該業務の管理上重大な紛失と認められるものを届け出させることとする改正を行う予定である（消費生活協同組合法施行規則第 254 条第 3 項第 4 号）。

本改正について、御承知おきいただくとともに、その事務の執行にあたっては、適切な運用がなされるよう助言・指導をお願いする。

なお、本改正に伴い、共済事業向けの総合的な監督指針についても所要の改正を行う予定であるため、予め御了知願いたい。

### 4 平成 29 年度税制改正について

平成 29 年度税制改正要望においては、所管団体の要望を踏まえ、

- ・法人税に係る軽減税率の引下げ
- ・貸倒引当金の特例措置の延長

を要望していたところである。

この結果、平成 29 年度税制改正の大綱（平成 28 年 12 月 22 日閣議決定）において、生協を含む中小企業者等に係る法人税の軽減税率の特例については 2 年間延長する（※1）こととされた。また、貸倒引当金の特例措置については、割増率を 10%に引き下げ、2 年間延長する（※2）こととされたところである。

なお、法人税に係る軽減税率については据え置かれている。

また、各生協等が保有する消費生活協同組合連合会への普通出資にかかる配当金について、益金に算入しない割合は、その出資保有割合にかかわらず、100 分の 50 とする租税特別措置が新設された（※3）。

本改正については、今後、法案審議を経て、平成 29 年 4 月 1 日より施行される予定であるので御了知願いたい。

○平成29年度税制改正の大綱（平成28年12月22日閣議決定）抜粋

※1 4 中堅・中小事業者の支援

（国 税）

【延長・拡充等】

(4) 中小企業者等に係る軽減税率の特例の適用期限を2年延長する。

※2 8 その他租税特別措置等

（国 税）

【廃止・縮減等】

(13) 公益法人等又は協同組合等の貸倒引当金の特例について、割増率を10%（現行：12%）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

※3 8 その他の租税特別措置等

（国 税）

〔新設〕

(1) 協同組合等の各事業年度において、その保有する連合会等の普通出資につき支払を受ける配当等の額がある場合には、その配当等の額のうち益金の額に算入しない金額は、その出資保有割合にかかわらず、その配当等の額の100分の50相当額とする措置を講ずる。

（注1）上記の「連合会等」とは、各協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律、信用金庫法、労働金庫法その他協同組合等の根拠法に定める各連合会及び農林中央金庫をいう。

（注2）上記の「普通出資」とは、その協同組合等が会員たる地位に基づき出資をするものをいい、協同組織金融機関の発行する優先出資を含まない。

平成30年度の税制改正の要望に際しては、協同組合における税制上の各種特例措置による効果等を的確に把握することが不可欠であるため、必要に応じて各都道府県、生協へも調査等の御協力をお願いするので、予め御了知願いたい。

## 5 事業及び組合員活動における地域共生社会の実現に向けた取組について

(1) 人口減少、少子高齢化、家族や地域社会の変容などにより地域の支え合いが失われつつあり、人と人のつながりを育て、多様性を尊重し包括する「地域共生社会」の実現が重要な課題となっている中、互助組織である生協が助け合いの輪を拡げることや、地域社会の困りごとに対応できるよう、事業や組合員活動を積極的に実施することが期待される。

生協は、今後特に、自治体、関係事業者・団体、自治会、ボランティア団体などとの連携・協力関係を強化して、今後の高齢者の日常生活支援、子育て支援、生活困窮者支援等を充実する重要な即戦力となり得る。

各都道府県におかれては、日々の暮らしを支えるという生協の“やる気”に対し、適切に評価していただき、都道府県内の関係部署や関係市町村とも連携の上、協力関係の構築や取組の活用を検討をお願いします。

(2) 生協では、地域包括ケアに関わる医療や介護、介護予防・生活支援等のサービスや、多世代を対象にしたサロンや支援など、様々な取組を行っているところがある。現在、日本生活協同組合連合会や日本医療福祉生活協同組合連合会、全国各地の生

協等の協力を得て、生協等が地域社会において行う地域共生社会の実現等に資する先駆的な取組事例を収集しており、取りまとめ後情報提供する予定である。今般、そのうちの一事例を紹介するので参考にされたい。【資料P128参照】

各都道府県におかれては、福祉関係、生協の担当部局のほか、地域共生社会づくり等に関わる担当部局での情報共有をお願いする。

## 6 平成29年度消費生活協同組合行政担当者全国会議の開催について

平成29年度においては、前年度に引き続き、5月下旬を目処に、上記1及び2の詳細な説明、国の検査方針の説明等のため、各都道府県担当者を一堂に会した消費生活協同組合行政担当者全国会議を開催することとしているので御了知願いたい。

また、検査について、現在、国においては集団指導と個別検査による指導を行っているところである。

集団指導については、国所管の生協に御参集いただき、各生協に共通する生協運営に関する基本的な内容を研修方式で周知し、個別検査においては、各生協の実情に即する検査を実施しているところである。

そのため、平成29年度においても引き続き、組合管理台帳、生協検査マニュアルや定款変更・共済事業規約改正の審査の際の事務処理手順書等を当該全国会議において提示したいと考えている。

詳細は追って通知するので、各都道府県におかれては予め御承知おきいただくとともに、職員の派遣について特段の配慮をお願いする。

## 7 消費生活協同組合（連合会）実態調査について

本調査は、全国の生協の事業や組合員活動等の実施状況に関する実態を把握するため毎年度実施しており、本年度も各都道府県及び生協に御協力いただき実施したところである。平成29年度においても実施を予定しているので、引き続き御協力いただくようお願いする。

なお、本年度の調査結果については、集計業務終了後速やかに政府統計の総合窓口【e-Stat (<https://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do>)】で公表することとしているので、予め御了知願いたい。

本調査は各生協の協力が不可欠であるため、各都道府県担当者におかれては、所管組

合に対し調査の重要性を十分周知していただき、①必ず提出すること、②記入にあたっては記入要領を十分に参照の上、適切に記入することといった点について改めて助言・指導いただくようご協力をお願いします。

## 8 消費税の軽減税率制度について

消費税の引上げ時期が平成31年10月1日に変更されたことに伴い、消費税の軽減税率制度の実施も平成31年10月1日に変更されたので御了知願いたい。

また、変更に伴う関係制度等の動向について引き続き御留意いただくようお願いする。

## 9 政治的中立の確保について

生協の政治的中立の確保については、消費生活協同組合法第2条第2項において「組合は、これを特定の政党のために利用してはならない」と規定されているところである。生協が法の趣旨を十分尊重し、政治的中立の観点から批判や誤解を招くことや、特定の政党を支援しているような疑念を持たれることのないよう改めて厳正な指導をお願いします。

## 10 協同組合がユネスコの「無形文化遺産」に登録されたことについて

### 【資料P133参照】

ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）は、平成28年11月30日、アディスアベバ（エチオピア）で開催された無形文化遺産保護条約第11回政府間委員会において、「共通の利益の実現のために協同組合を組織するという思想と実践」のユネスコ無形文化遺産への登録を決定した。

今回の登録は、全世界で展開されている協同組合の思想と実践が、人類の大切な財産であり、これを受け継ぎ発展させていくことが求められていることを、国際社会が評価したものと考えられる。

各都道府県におかれては、本登録を踏まえ、引き続き、自発的な生活協同組織である生協の健全な発達を支援されたい。

## 1 全国民生委員児童委員大会の開催等について

平成 29 年度の全国民生委員児童委員大会は、これまでの 100 年の歴史を振り返り、その原点、そして多くの先達の思いを再確認するとともに、委員活動の一層の充実、発展に向け、思いを新たにす機会として、東京都において民生委員制度創設 100 周年記念大会として開催することとしているので、ご了知願うとともに、管内市町村等への周知をお願いしたい。

また、民生委員制度創設 100 周年を記念して、厚生労働大臣特別表彰を行うこととしており、表彰要件を満たす被表彰者について、期日までに登録していただくよう、願います。

※ 平成 29 年 2 月 20 日付け雇児発 0220 第 5 号、社援発 0220 第 13 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長通知「民生委員制度創設 100 周年記念厚生労働大臣特別表彰について」

### 【民生委員制度創設 100 周年記念全国民生委員児童委員大会】

開催日等：平成 29 年 7 月 9 日（日）記念式典、表彰、記念講演等

10 日（月）テーマ別研修

会 場：東京ビックサイト（東京都江東区有明 3-11-1） ほか

参加者数：概ね 10,000 名程度を予定

## 2 生活困窮者の就労支援に関連する労働施策の動きについて

【資料 P 1 1 6 参照】

生活困窮者に対する就労支援を行うに当たって有効と考えられる以下の労働施策の見直しを踏まえ、各自治体においても生活困窮者の就労支援の実施に当たり、これらの施策を活用し、積極的な取組をお願いしたい。

### (1) 雇用対策における国と地方の連携の抜本的強化（職業安定法の見直し関係）

- 第6次地方分権一括法（平成28年法律第47号）による職業安定法の改正により、「地方版ハローワーク」の制度が創設（平成28年8月20日施行）。地方公共団体が無料職業紹介を実施する際の国への届出の廃止やその他各種規制の緩和により、地方公共団体が創意工夫に基づいて自主的に無料職業紹介を実施できる体制が整備された。
- 生活困窮者には、本人や家族等に就労を制約する様々な事情があることが多く、ハローワークによる支援の他に、地方公共団体が無料職業紹介事業により本人の状態にあった求人開拓（求人内容や就業時間等のアレンジ等を含む）を行う等のオーダーメイドの就労支援が必要な人が存在するため、今回の見直しを踏まえ、無料職業紹介事業の実施を積極的にご検討いただきたい。

### (2) 雇用対策における国と地方の連携の抜本的強化（雇用対策法の見直し関係）

- 第6次地方分権一括法（平成28年法律第47号）による雇用対策法の改正により、国と地方公共団体の連携を強化するため、雇用対策協定の締結や雇用対策について同一施設での一体的な実施による連携等を法定化（平成28年8月20日施行）。
- 生活困窮者に対する就労支援においても、生活保護受給者等就労自立促進事業による常設窓口を福祉事務所等に設置することにより、同一施設で一体的な就労支援を実施することが可能であるため、今回の制度改正の趣旨も踏まえ、常設窓口の設置について都道府県労働局に要望していただく等のご検討をいただきたい。

### (3) 雇用保険の適用拡大について

- 雇用保険制度は、雇用保険の被保険者が退職した場合において、失業中の生活を心配せずに仕事を探し、再就職できるようにすることを目的とした制度。今般、雇用保

険法等の一部を改正する法律により、雇用保険法が改正され、65歳以降に新たに雇用される者も雇用保険の適用の対象となった（平成29年1月1日施行）。

- このため、平成29年1月以降は、65歳以上の者の相談を受けた際に、離職して求職活動を行う場合に支給される高年齢求職者給付金等が受給できる場合があるため、相談者からの聞き取りを踏まえ、受給が可能と考えられる場合には、所管のハローワークと連携して、本人に必要な支援を行っていただきたい。

#### （4）生活保護受給者等を雇い入れる事業主に対する助成措置の創設について

- 今般、生活困窮者を含む生活保護受給者等（地方公共団体が労働局・ハローワークと締結した協定に基づき、ハローワークに支援要請を行った人<sup>1</sup>）を、ハローワークや特定地方公共団体（注）、一定の要件を満たした民間職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する場合に、新たに雇い入れた事業主に対する助成措置が創設された（平成28年度第二次補正予算）。
- これにより、ハローワークに対し職業紹介等を行うことを要請している生活困窮者を雇い入れた事業者に対して、1人につき1年間で最大60万円の助成が可能となるので、生活保護受給者等就労自立促進事業による支援対象者と見込まれる人の支援に当たっては、ハローワークとも連携し、本助成金の積極的なご活用をお願いします。

（注）地方版ハローワークを運営している地方公共団体

### 3 生活困窮者自立支援制度とフードバンク活動の連携

フードバンクは、食品廃棄物の発生抑制等の観点から、食品を扱う事業者から、賞味期限の迫った食品等を譲り受け、福祉施設や生活困窮者等に無償で提供する取組であり、民間の発意・工夫により実践が広がっている。

こうした中、民間独自の取組の良さも維持しつつ、生活困窮者自立支援制度と連携した様々な取組が進んでいる。

#### ○ 自立相談支援事業の連携先として

自立相談支援事業の連携先としてフードバンク活動を行う団体と協定を締結する等により、当座の食糧に困っている生活困窮家庭に対し、自立相談支援の中で食糧支援を実施。

(例) 各地の自立相談支援機関と、フードバンク活動を行う生協・NPO法人等の連携事例多数。静岡県では、県内 35 市町のうち 34 市町で連携。

#### ○ 自立相談支援事業等の受託者として

フードバンク活動が持つ生活困窮家庭に対するアウトリーチ機能にも着目し、生活困窮者自立支援法に基づく事業を委託。

(例)

- ・ 食糧支援と併せて本人の自立に向けた相談支援を行う団体に対して、自立相談支援事業・一時生活支援事業を委託（富士市）
- ・ 自立相談支援事業のほか、他の社会福祉法人と共同して住居喪失者に対する食事や宿泊場所等の提供を行う団体に対して一時生活支援事業を委託（山梨市等）

#### ○ 就労支援の協力事業者として

フードバンク活動を行う事業所が認定就労訓練事業所や就労準備支援事業の協力事業所となり就労支援の場として機能。

(例)

- ・ フードバンク活動を行うNPO法人の事業所を認定就労訓練事業所として認定したり、就労準備支援事業の協力事業所となってもらうことにより、仕分け、賞味期限管理、荷物の運搬等の作業に従事（静岡県）

## 4 日本学生支援機構奨学金制度の拡充の概要

日本学生支援機構が実施する奨学金制度の拡充の概要は以下のとおり。いずれも所得の低い層を対象としていることから、その内容につき情報提供させていただく。

特に、生活福祉資金担当者におかれては、43頁とあわせてご参照いただきたい。

### (1) 給付型奨学金（平成29年度より一部先行実施）

#### 【趣旨・目的】

経済的に困難な状況にある低所得世帯の生徒に対して、大学等への進学を後押しすることを目的とし、返還の必要のない給付型奨学金を支給するもの。

#### 【対象】

平成29年度に大学・短大・高等専門学校（4年次）・専門学校（以下「大学等」という）に進学する生徒のうち、以下のいずれかに該当する生徒。

- ① 家計支持者（父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人）が住民税非課税である生徒であって、平成29年度から私立の大学等に自宅外から通学する生徒（「私立・自宅外生」）のうち、高等学校等在学時に各学校の教育目標に照らして十分に満足できる高い学習成績を修めている生徒
- ② 平成29年度から大学等に進学する社会的養護が必要な生徒（児童養護施設退所者等）のうち、学力・資質が以下のいずれかに該当するとして、高等学校等の学校長から推薦を受けられる生徒（進学先は私立のみならず、国公立であっても給付対象となる）
  - ・特定の分野において特に優れた資質能力を有し、大学等への進学後、特に優れた学習成績を修める見込みがあること。
  - ・大学等における学修に意欲があり、大学等への進学後、特に優れた学習成績を修める見込みがあること。

#### 【給付金額（月額）】

- ・4万円
- ・児童養護施設退所者等は、入学金相当額として24万円を追加給付

※社会的養護が必要な生徒で、国公立に通う場合の給付月額は3万円（国立で授

業料免除を受けた場合は減額となる予定)

※毎年度、学業の状況を確認したうえで給付を確定

## (2) 低所得世帯の生徒に係る第一種奨学金の成績基準の実質的撤廃

### 【趣旨・目的】

大学等への進学の後押しを目的として、低所得世帯の生徒について、評定平均値 3.5 以上の要件を実質的に撤廃するもの。必要とする全ての生徒が第一種奨学金を利用可能とする。

### 【対象】

平成 29 年度以降に大学・短期大学・高等専門学校・専門学校に進学する高校 3 年生等

※高等専門学校は中学校から高等専門学校 1 年次に進学する生徒を含む

### 【貸与金額（月額）】

通常の第一種奨学金と同じ（進学先の学校種別、通学形態により異なる）

(私立大学の例)

区分	貸与金額（月額）	
	自宅	自宅外
私立大学	5.4 万円	6.4 万円
	3 万円	

### 【基準】

以下のいずれにも該当する生徒

- ① 家計支持者（父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人）が住民税非課税である生徒
- ② 学力・資質が以下のいずれかに該当するとして、学校長から推薦を受けられる生徒
  - ・特定の分野において、特に優れた資質能力を有し、大学等への進学後、特に

優れた学校成績を修める見込みがあること

- ・大学等における学修に意欲があり、大学等への進学後、特に優れた学習成績を修める見込みがあること

#### 【その他】

「基準」以外は、全て通常の第一種奨学金と同じ

※平成29年度の「在学採用」における実施方法については検討中

### (3) 新所得連動返還型奨学金制度

#### 【趣旨・目的】

所得に連動して月々の返還額が決定される返還方式。所得が低い時期でも、所得に応じて無理なく返還することが可能となる。

#### 【奨学金の種類・対象】

- ・第一種奨学金（貸与型）
- ・平成29年度以降に大学・大学院・短期大学・高等専門学校・専門学校において、新たに第一種奨学金の貸与を受ける生徒

#### 【新制度の特徴】

- ・保証制度：保証料を支払うことで連帯保証人や保証人を不要とする（機関保証）
  - ※ 毎月振り込まれる奨学金から一定額を保証料として支払い
- ・返還方式：定額返還方式か新所得連動方式を選択。貸与中であれば、返還方式の変更が可能
  - ※ 人的保証を選択していて、定額返還方式から新所得連動返還方式へ変更する場合は、機関保証へ変更するために保証料を一括で支払うことが必要
- ・減額返還制度：利用不可
- ・返還猶予制度：利用可能

#### 【保証料】

保証料を引き下げ（引き下げ額については検討中）

# 「我が事・丸ごと」の地域づくりについて

## 1. 現状、経緯等

- 一億総活躍社会づくりが進められる中、福祉分野においても、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現する必要がある。
  - ・「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(平成27年9月17日)  
→包括的な相談支援システムの構築、高齢・障害・児童への総合的な支援の提供といった新しい地域包括支援体制の確立を目指す
  - ・「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)  
→子供・高齢者・障害者等全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現
- 平成28年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、「地域における住民主体の課題解決強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会)」を10月から開催。12月26日に中間とりまとめを公表した。

## 2. 今後の取組

- 中間とりまとめを踏まえ、本通常国会に提出している「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」において、社会福祉法を改正し、「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進する体制づくりを市町村の役割として位置づけるとともに、地域福祉計画を福祉各分野の共通事項を記載した上位計画として位置づける。
- 地域力強化検討会では、中間とりまとめで示した「我が事・丸ごと」の体制の具体的な展開及び地域福祉計画のガイドラインの見直し等について、平成29年夏を目途に検討を続ける。
- 平成29年度予算案において、住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みることができる体制を構築する取組及び複合化した世帯の課題に対応する包括的な相談支援体制整備に、先駆的に取り組むための事業費として20億円を確保し、100自治体程度で実施する予定。

## 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案のポイント

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

### I 地域包括ケアシステムの深化・推進

#### 1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進(介護保険法)

全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

- ・ 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業(支援)計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- ・ 都道府県による市町村に対する支援事業の創設 ・ 財政的インセンティブの付与の規定の整備

(その他)

- ・ 地域包括支援センターの機能強化(市町村による評価の義務づけ等)
- ・ 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化(小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入)
- ・ 認知症施策の推進(新オレンジプランの基本的な考え方(普及・啓発等の関連施策の総合的な推進)を制度上明確化)

#### 2 医療・介護の連携の推進等(介護保険法、医療法)

① 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設

※ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。

② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

#### 3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等(社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法)

- ・ **市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化**
- ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

(その他)

- ・ 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化(事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等)
- ・ 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し(障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。)

### II 介護保険制度の持続可能性の確保

#### 4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。(介護保険法)

#### 5 介護納付金への総報酬割の導入(介護保険法)

- ・ 各医療保険者が納付する介護納付金(40～64歳の保険料)について、被用者保険間では『総報酬割』(報酬額に比例した負担)とする。

※ 平成30年4月1日施行。(II5は平成29年8月分の介護納付金から適用、II4は平成30年8月1日施行)

# 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

## 「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備

### 1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

### 2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(\*)  
(\*) 例えば、地域住民ボランティア 地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

### 3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨の附則を置く。

改 正 案	現 行
<p>目次 第一章 第九章（略） 第十章 地域福祉の推進 第一節 包括的な支援体制の整備（第百六条の二・第百六条の三） 第二節 地域福祉計画（第百七条・第百八条） 第三節 社会福祉協議会（第百九条―第百十一条） 第四節 共同募金（第百十二条―第百二十四条） 第十一章・第十二章（略） 附則</p> <p>（定義） 第二条（略） 2（略） 3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。 一 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に規定する介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業 十一 一十三（略） 4（略）</p> <p>（地域福祉の推進） 第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は</p>	<p>目次 第一章 第九章（略） 第十章 地域福祉の推進 第一節 地域福祉計画（第百七条・第百八条） 第二節 社会福祉協議会（第百九条―第百十一条） 第三節 共同募金（第百十二条―第百二十四条） 第十一章・第十二章（略） 附則</p> <p>（定義） 第二条（略） 2（略） 3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。 一 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に規定する介護老人保健施設を利用させる事業 十一 一十三（略） 4（略）</p> <p>（地域福祉の推進） 第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを</p>

<p>、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。</p> <p>2  地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。</p> <p>（福祉サービスの提供の原則） 第五条 社会福祉を目的とする事業を經營する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。</p> <p>（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務） 第六条（略） 2  国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう</p>	<p>必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。</p> <p>（新設） （福祉サービスの提供の原則） 第五条 社会福祉を目的とする事業を經營する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。</p> <p>（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務） 第六条（略） （新設）</p>
--	---

努めなければならない。

## 第十章 地域福祉の推進

### 第一節 包括的な支援体制の整備

(地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務)  
第百六条の二 社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、次に掲げる事業を行うもの(市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。)は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれて

いる環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業

二 母子保健法(昭和四十年法律第一百四十一号)第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センターを経営する事業

三 介護保険法第一百五十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業

四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

五 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第五十九条第一号に掲げる事業

(包括的な支援体制の整備)

第百六条の三 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進

## 第十章 地域福祉の推進

### (新設) 第一節

(新設)

(新設)

のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じ、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

四 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

### 第二節 地域福祉計画

(市町村地域福祉計画)

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

### 第一節 地域福祉計画

(市町村地域福祉計画)

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。
- (都道府県地域福祉支援計画)
- 第百八条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- 五 市町村による第百六条の三第一項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項
- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (都道府県地域福祉支援計画)
- 第百八条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 一 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 三 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

- 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。
- 第三節 社会福祉協議会
- 第四節 共同募金

- 第二節 社会福祉協議会
- 第三節 共同募金

# 地域力強化検討会中間とりまとめ(平成28年12月26日)の概要 ～従来の福祉の地平を超えた、次のステージへ～

## 【現状認識】

- ・少子高齢・人口減少  
→地域の存続の危機  
→人、モノ、お金、思いの循環が不可欠
- ・課題の複合化・複雑化
- ・社会的孤立・社会的排除
- ・地域の福祉力の脆弱化

## 【進めている取組】

- ・地方創生・地域づくりの取組
- ・生活困窮者自立支援制度による包括的な支援

## 【今後の方向性】

- 地域づくりの3つの方向性⇒互いに影響し合い、「我が事」の意識を醸成
  - ①「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的・積極的な取組の広がり
  - ②「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで活動する住民の増加
  - ③「一人の課題」について解決する経験の積み重ねによる誰もが暮らしやすい地域づくり
- 生活上生じる課題は介護、子育て、障害、病気等から、住まい、就労、家計、孤立等に及ぶ⇒**くらしとしごとを「丸ごと」支える**
- 地域の持つ力と公的な支援体制が協働**して初めて安心して暮らせる地域に

### 1. 「住民に身近な圏域」での「我が事・丸ごと」

○他人事を「我が事」に変える働きかけをする機能が必要【1】

- ・「どのような地域に住みたいか」を話し合える土壌
- ・「楽しい」「やりがいがある」取組への地域住民の参加
- ・「深刻な状況にある人」に対し「自分たちで何かできないか」と思える意識

○「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場を設けるべき【2】

- ・表に出にくい深刻な状況にある世帯に早期に気付けるのは住民
- ・しかし、支援につなげられる体制がなければ、自ら解決するか、気になりながらも声をあげることができないままにせざるを得ない
- ・例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

### 2. 市町村における包括的な相談支援体制

- ・住民に身近な圏域で把握された「丸ごと」の相談に対応
- ・多様・複合課題⇒福祉のほか、医療、保健、雇用・就労、司法、産業、教育、家計、権利擁護、多文化共生等多岐にわたる連携体制が必要
- ・制度の狭間⇒地域住民と協働して新たな社会資源を見つけ出し、生み出す

○協働の中核を担う機能が必要【3】

- ・例えば、生活困窮に関する課題は、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関。自立相談支援機関が設置されていない自治体や生活困窮以外の課題は、「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」(28年度5億円)
- ※平成28年度に26自治体で実施。自立相談支援機関、地域包括支援センター、社協、社会福祉法人、医療法人、NPO、行政と、様々な機関に置かれている。

### 3. 地域福祉計画等法令上の取扱い

○地域福祉計画の充実

- ・1、2の「我が事・丸ごと」の体制整備を記載
- ・地域福祉計画策定を義務化、PDCAサイクル徹底すべき
- ・地域福祉計画の上位計画としての位置づけ

○地域福祉の対象や考え方の進展を社会福祉法に反映すべき

- ・福祉サービスを必要とする⇒就労や孤立の解消等も対象
- ・支え手側と受け手側に分かれぬ(一億プラン)

○守秘義務に伴う課題⇒法的な対応を含め検討

- ・守秘義務を有する者が、住民の協力も得ながら課題解決に取り組む場合、住民との間で個人情報の共有が難しい。

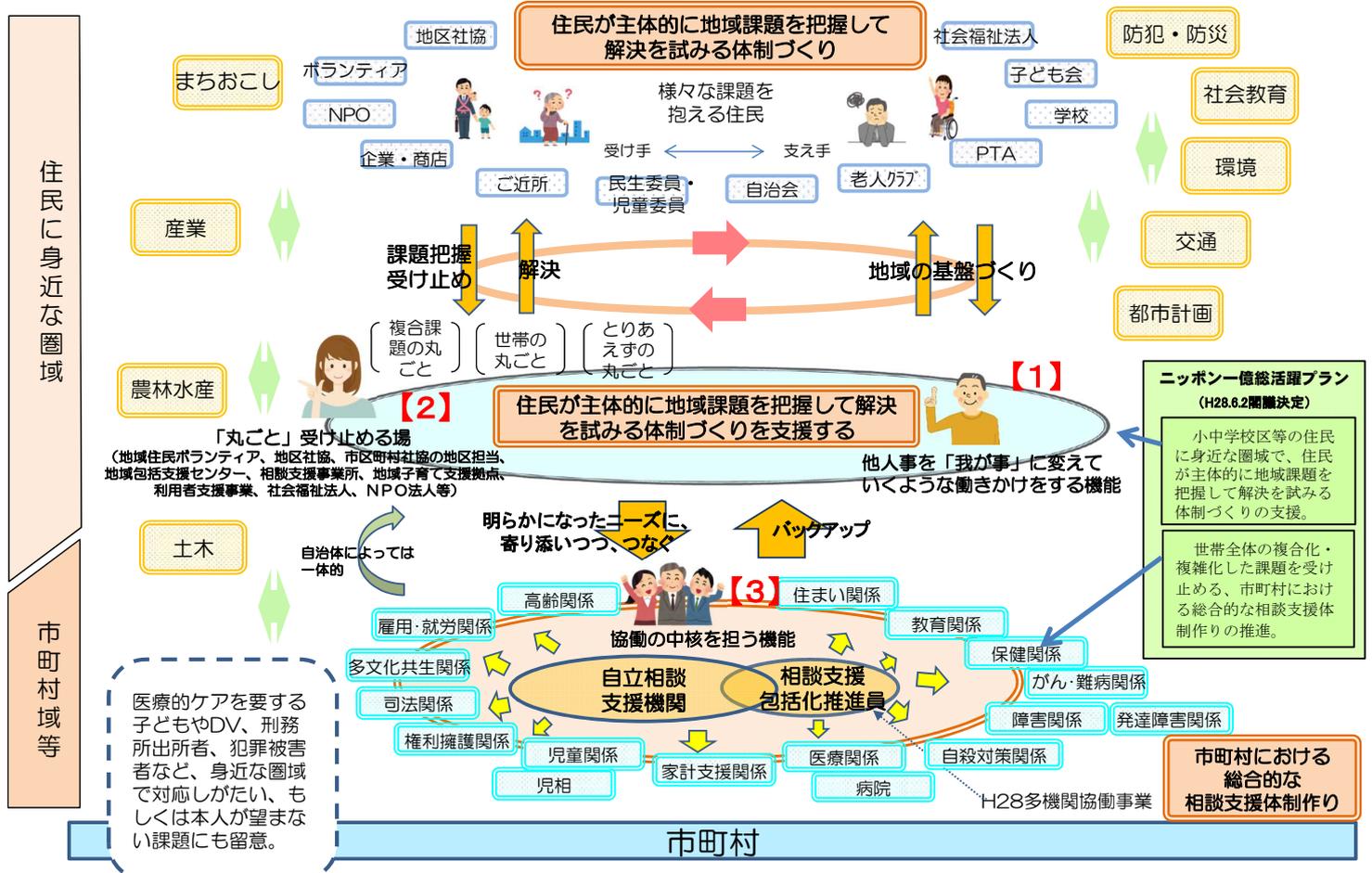
### 4. 自治体等の役割

○自治体組織も、福祉部局の横断的な体制、保健所等も含めた包括的な相談体制の構築を検討すべき

○どのような形で作るかは、自治体により様々な方法

○分野ごとの財源⇒柔軟な財源の活用や、別途の財源の議論など、財源のあり方等について具体的に検討すべき。

## 地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



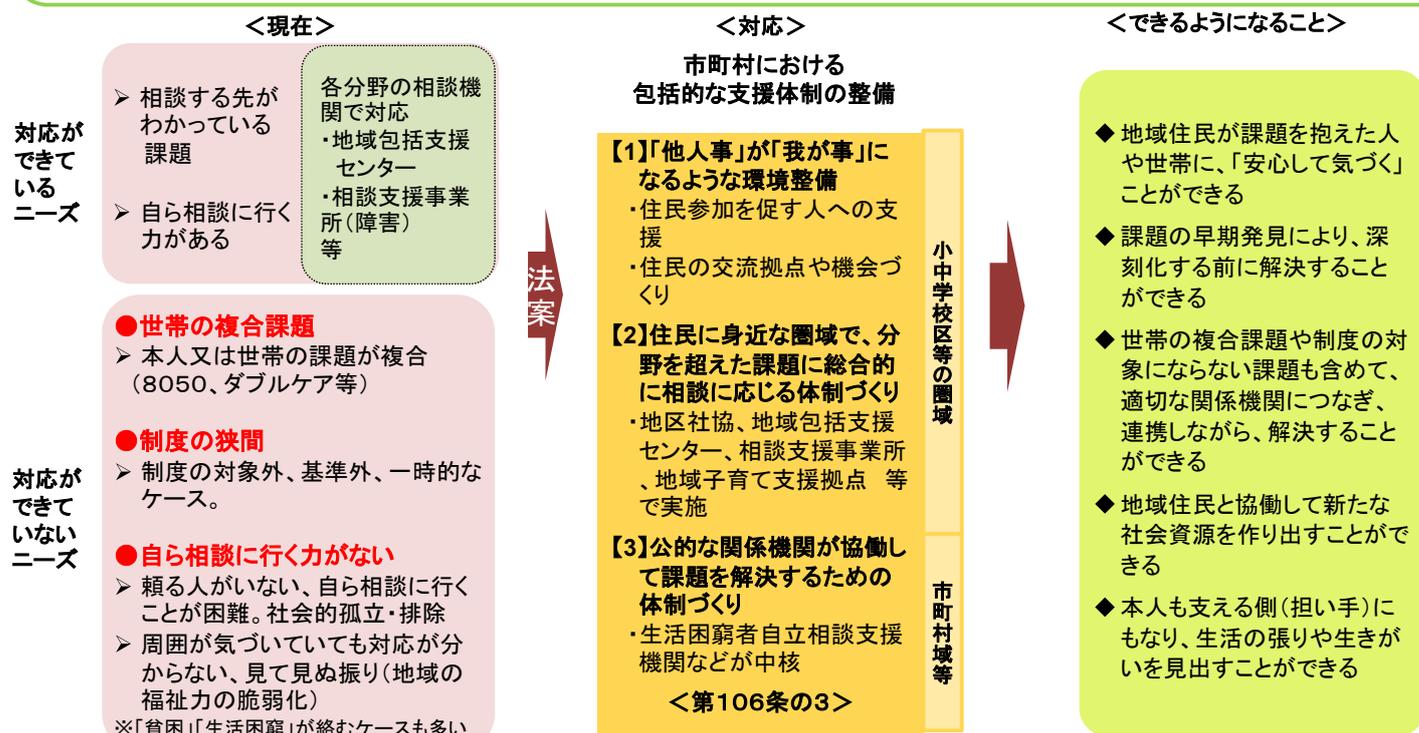
# 地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会 (地域力強化検討会) 構成員名簿

構成員氏名	所属	構成員氏名	所属
相田 義正	板橋区民生児童委員協議会 会長	土屋 幸己	公益財団法人さわやか福祉財団 戦略アドバイザー
朝比奈 ミカ	中核地域生活支援センターがじゅまる センター長	中 恵美	金沢市地域包括支援センターとびうめ センター長
井岡 仁志	高島市共同募金委員会 事務局長	永田 祐	同志社大学社会学部社会福祉学科 准教授
大原 裕介	社会福祉法人ゆうゆう 理事長	野澤 和弘	毎日新聞 論説委員
奥山 千鶴子	特定非営利活動法人びーのびーの 理事長	◎原田 正樹	日本福祉大学社会福祉学部社会福祉学科 教授
越智 和子	社会福祉法人琴平町社会福祉協議会 常務理事・事務局長	福本 怜	下関市保健部長・下関市立下関保健所 所長
片山 睦彦	藤沢市 福祉部長	藤山 浩	島根県中山間地域研究センター 研究統括監
勝部 麗子	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 福祉推進室長	堀田 聡子	国際医療福祉大学大学院 教授
嶋崎 貴泰	日本ファンドレイジング協会 事務局長	前田 小百合	三重県立志摩病院 地域連携センター長
菊本 圭一	特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会 代表理事	横山 美江	武蔵野市健康福祉部高齢者支援課 主任 第一層生活支援コーディネーター
櫛部 武俊	一般社団法人釧路社会的企業創造協議会 副代表		

(敬称略・50音順)

## 「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備

- ◆ 高齢、障害、児童等の各分野ごとの相談体制では対応が困難な、世帯の中で課題が複合化・複雑化しているケース、制度の狭間にあるケース、支援を必要とする人が自ら相談に行く力がなく、地域の中で孤立(時には排除)しているケースなどを確実に支援につなげる。かつ、生活支援や就労支援等を一体的に行うことで、支援を必要としていた人自身が地域を支える側にもなりうるような仕組みづくりを行う。
- ◆ 既存の相談支援機関を活用し、これらの機関が連携する体制づくりを行う。

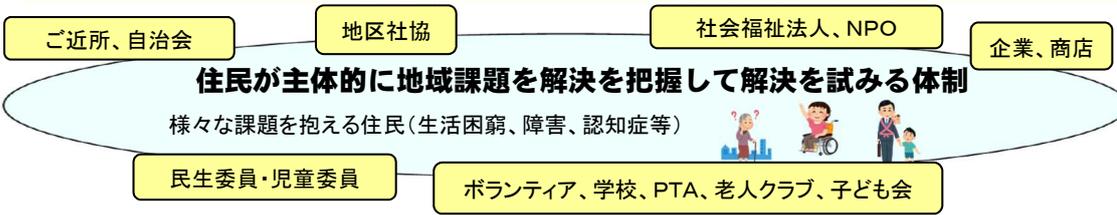


# 「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けた取組の推進

平成29年度予算(案) 20億円  
実施主体:市町村(100か所程度)

## (1) 地域力強化推進事業(補助率3/4) (平成29年度～ 新規)

住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築することを支援するための事業。



地域における他分野  
まちおこし、産業、  
農林水産、土木、  
防犯・防災、環境、  
社会教育、交通、  
都市計画

### 住民が主体的に地域課題を解決を把握して解決を試みる体制づくりを支援

[1] 他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ

[2] 地域の課題を「丸ごと」受け止める場(※)

※ 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

### ニッポン一億総活躍プラン (H28.6.2閣議決定)

小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの支援。

世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制づくりの推進。

## (2) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業(補助率3/4)

複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築する事業。

平成28年度～

### 相談支援包括化推進員

世帯全体の課題を的確に把握  
多職種・多機関のネットワーク化の推進  
相談支援包括化推進会議の開催等



新たな社会資源の創出  
地域に不足する資源の検討

## 「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業実施要領（案）

**※本要領案は平成29年3月2日時点の案であり、今後変更があり得る。**

### 1 目的

少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化等により、国民の抱える福祉ニーズが多様化、複雑化してきており、また、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）において、子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱されたところである。

これを踏まえ、地域共生社会の実現を確実なものとするため、住民の身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり及び市町村における育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制づくりを支援し、推進することを目的とする。

### 2 地域力強化推進事業

#### （1）実施主体

本事業の実施主体は、市区町村（複数の市区町村が共同して事業を実施する場合であって、一の市区町村が本事業を広域的かつ総合的に調整する場合を含む。）を原則とする。ただし、都道府県が一又は複数の市区町村と連携して、本事業を広域的かつ総合的に調整する場合は、都道府県も実施主体となることのできるものとする。

なお、本事業の全部又は一部を社会福祉法人やNPOなど、実施主体が適当と認める団体に委託することができるものとする。

#### （2）事業内容

本事業は、次の理由により、ア（「我が事」の地域づくり）及びイ（「丸ごと」の地域づくり）に掲げる内容を全て実施するものとする。

ただし、既にア又はイの取組を実施している場合はこの限りではない。

住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる地域づくりを進めるためには、次の地域づくりの方向性を意識し、かつ、それぞれの方向性が互いに影響し合うことにより「我が事」の意識を相乗的に高め、地域に「我が事」の意識を醸成

することが必要である。

- ・ 「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的、積極的な姿勢と福祉以外の分野との連携・協働によるまちづくりに広がる地域づくり
- ・ 「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで、様々な取組を行う地域住民や福祉関係者によるネットワークにより共生の文化が広がる地域づくり
- ・ 「一人の課題から」、地域住民と関係機関が一緒になって解決するプロセスを繰り返して気づきと学びが促されることで、一人ひとりを支えることができる地域づくり

また、「我が事」の体制を構築することに加え、住民が把握した課題を地域で包括的に受け止め、必要に応じて支援機関につなぐ体制（「丸ごと」）を構築することで、住民が安心して地域活動を行い、また、地域課題を把握し、解決を試みることができることとなり、結果的に住民の地域活動への参加意識の向上が期待される。

さらに、住民が関係機関等とともに地域課題の解決に取り組む経験を重ねることで、住民が自らの活動に自信を持つことにつながり、地域に対する意識が変化し、「我が事」としての地域づくりが一層醸成される。

そのため、よりより地域づくりを目指すためには、「我が事」、「丸ごと」の双方の体制を構築し、互いに循環させることが必要である。

#### ア 住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域づくり）

小中学校区等の住民に身近な圏域において、地域住民ボランティアや地区社会福祉協議会、地域に根ざした活動を行うNPO等が中心となり、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援し、住民主体の地域づくりを推進するために、以下の取組を実施する。

##### （ア）他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ

地域づくりを一部の者に任せるのではなく、地域における課題を地域住民が自らの課題（我が事）として主体的に捉え、解決を試みることができるよう、住民や自治会、町内会等の地縁組織を始め、福祉分野に限らず地域の町おこし、産業等の他分野に対して、意識醸成や地域づくりに必要な働きかけや支援を行う。

##### （イ）活動拠点づくり

地域課題を早期に発見し、適切な対応を行うために、課題を抱えた住民のみならず、住民の誰もが、気軽に立ち寄り交流を図ることができる場や、住民の自主活動、住民と専門職が話し合うことができる等の活動拠点を設置する。

※ 活動拠点としては、例えば、公民館、生涯学習センター等の公的施設や空き民家、空き店舗、小さな拠点（注）等の活用が考えられるが、さらに

は、コンビニエンスストア、ドラッグストアといった民間事業者等との連携、協力を図る等、従来の発想を超えた新しい試みも期待する。

(注) 地域の生活や仕事を支えるための住民主体の取組体制づくりや利便性の高い地域づくりのための拠点となるものであり、現在「まち・ひと・しごと創生基本方針 2016」(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)により推進が図られている。

(ウ) 住民等に対する学習、地域福祉活動へのきっかけづくりや参加促進等に関する取組の実施

住民等の地域福祉活動に対する関心の向上、地域課題に関する学習会の実施や、地域住民を地域福祉活動に参加するきっかけづくりや、地域福祉活動への関心を高め、参加を促すための創意工夫ある取組を実施する。

イ 地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築等(「丸ごと」の地域づくり)

地域活動を通して住民が把握した課題について、包括的に受け止め、相談、助言、情報提供を行うとともに、必要に応じて支援機関につなぐことのできる体制を構築する。

(ア) 地域住民の相談を「丸ごと」受け止める場、機能

住民に身近な圏域において、地域住民のボランティア、地区社会福祉協議会、市区町村社会福祉協議会の地区担当、介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)に基づく地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 1 7 年法律第 1 2 3 号)に基づく相談支援事業所、児童福祉法(昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号)に基づく地域子育て支援拠点、子ども・子育て支援法(平成 2 4 年法律第 6 5 号)に基づく利用者支援事業等の福祉各制度に基づく相談機関や地域に根差した社会福祉法人、NPO 法人等において、あるいは相互に連携しながら、地域住民の相談を「丸ごと」受け止める場、機能を構築する。

(イ) 地域生活課題の把握等

地域の様々な関係者や団体等との意見交換や座談会等の開催により、地域生活課題を把握する機会を積極的に設けるとともに、(2)のアの取組(住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり(「我が事」の地域づくり))とも連携し、把握した地域生活課題について、必要に応じ、関係団体等と情報共有する。

(ウ) 地域生活課題に対する解決策の検討等

把握した地域生活課題のうち、専門機関や包括的な支援が必要な場合には、小中学校区等の住民に身近な圏域に留まらず、3の多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施機関や生活困窮者自立支援法(平成 2 5 年法律第 1 0 5

号)に基づく自立相談支援機関などの関係者、専門職等と連携、協働し、行政や、広域の適切な専門機関に確実につなぐことにより、課題解決を行うことができる機能を構築する。

#### ウ その他

上記のほか、本事業の目的を達成するために必要な取組を実施する。

### (3) 事業の成果目標とその達成度合いの検証

本事業の実施主体は、本事業の実施に当たって、あらかじめ成果目標を立てるとともに、当該目標に対する達成度合いを検証し、その結果を実績報告の際に厚生労働省あて報告すること。

なお、当該報告に当たっては、別に定めるところによるものとする。

### (4) 本事業の実施状況に関する情報共有

厚生労働省は、本事業の実施状況について、実施主体間の情報共有を図りつつ、より効果的な取組の推進を図る観点から、実施主体の担当者等を招集し、担当者会議を主催することができる。

なお、当該担当者会議の出席者に係る旅費については、本事業の対象経費として支出して差し支えない。

### (5) その他

ア 実施主体となる自治体内の全ての地域ではなく、実施地域を定めて実施することも可能とする。ただし、事業の効果的、効率的な観点から、複数地域で実施すること。

イ 他の補助事業や自治体単独事業として既に行われている既存事業をそのまま振り替えることは認めない。

ウ 市町村域に設置される関係機関及び関係機関からなる支援ネットワークとの連携を密にすること。

エ 地域共生社会を実現するための地域づくりを進めるためには、本事業及び3に掲げる多機関の協働による包括的支援体制構築事業を一体的に実施することが望ましいが、本事業のみの実施も可能とする。

ただし、その場合には、次年度以降、多機関の協働による包括的支援体制構築事業を併せて実施する(既に多機関の協働による包括的支援体制構築事業を実施している場合は除く。)ための事業実施計画を事業申請の際に提出していただくこととしている。

### 3 多機関の協働による包括的支援体制構築事業

#### (1) 実施主体

本事業の実施主体は、市区町村（複数の市区町村が共同して事業を実施する場合であって、一の市区町村が本事業を広域的かつ総合的に調整する場合を含む。）を原則とする。ただし、都道府県が一又は複数の市区町村と連携して、本事業を広域的かつ総合的に調整する場合は、都道府県も実施主体となることのできるものとする。

なお、本事業の全部又は一部を社会福祉法人やNPOなど、実施主体が適当と認める団体に委託することができるものとする。

#### (2) 本事業の支援対象者

本事業は、現状では適切なサービスを受けることができない様々な対象者を捉え、いわゆる「たらい回し」といった事態が生じないように、包括的に受け止める総合的な相談支援体制の構築を図るものであり、具体的には、

ア (3)に規定する相談支援包括化推進員が単独で全ての相談を受け付けるということではなく、相談者本人のみならず、育児、介護、障害、貧困などその属する世帯全体の複合的・複雑化したニーズを的確に捉え、これらを解きほぐし、生育歴などの背景も勘案した本質的な課題の見立てを行うとともに、様々な相談支援機関等と連携しながら、必要な支援をコーディネートする

イ 高齢者や障害者、子育てといった分野別の相談支援体制の包括化が進む中で、適切な役割分担を図りつつ、これらと連動し、地域全体の包括化を目指していく

ウ 複合的な課題を抱えた対象者の多くが地域から孤立し、あるいは複合的な課題ゆえにどこにどう相談して良いかすら分からないという状況にあることも踏まえ、「待ちの姿勢」ではなく、ネットワークからの連絡体制の整備などを含め、多様な手法により、対象者を早期かつ積極的に把握する「アウトリーチ」の考え方を重視する

エ 複合的な課題を抱えた対象者には、公的制度による専門的な支援と同様、地域住民相互の支え合いが重要であることから、地域住民・ボランティアとの協働を重視する

オ 様々なニーズに対し、既存資源のネットワーク強化だけで不足する場合には、積極的に必要な社会資源を創造・開発していくことを基本にする

ことが必要である。

こうした基本的な考え方の下、本事業の支援対象者は、①相談者本人が属する世帯の中に、課題を抱える者が複数人存在するケース、②相談者本人のみが複数の課題を抱えているケース、③既存サービスの活用が困難な課題を抱えているケース、④あるいはこ

れらが複合しているケースが考えられ、具体的には、以下のような者が想定される。

支援対象者（例）	連携先（例）
要介護高齢者の親と、無職でひきこもり状態にある子どもとが同居している世帯	地域包括支援センター、ひきこもり地域支援センター、地域若者サポートステーション等
医療・就労ニーズを抱えたがん患者と、障害児が同居している世帯	がん診療連携拠点病院、産業保健総合支援センター、公共職業安定所、障害福祉サービス事業所等
共働きの世帯であって、親の介護と子育てを同時に抱えている世帯	地域包括支援センター、保育所等
障害者手帳を取得していないが、障害が疑われる者	福祉事務所、発達障害者支援センター、障害福祉サービス事業所、公共職業安定所等
難病指定をされていない難病患者	病院、難病相談支援センター等
高次脳機能障害を抱える者	病院、障害福祉サービス事業所等

### （3）相談支援包括化推進員の配置

本事業の実施に当たって、実施主体は、自立相談支援機関や、地域包括支援センター、相談支援事業所（障害）、福祉事務所、社会福祉協議会など、地域における相談支援機関の中から、関係機関を円滑にコーディネートすることが可能な機関を選定し、当該機関に相談支援包括化推進員を適当数配置する。

なお、相談支援包括化推進員の配置場所については、複数の相談支援機関が設置される建物内とするなど、相談者の利便性にも配慮しつつ、円滑なコーディネート業務が遂行し得る場所を検討すること。

また、相談支援包括化推進員は、主として地域の相談支援機関のコーディネート業務を担うものであることから、必ずしも新たな相談窓口を設置し、既存相談窓口の一元化を図ることまでを要するものではないことに留意すること。

### （4）事業内容

本事業は、次のアからオまでに掲げる事業の全てを実施するものとし、相談者等に対する支援は、支援体制の整備に留まらず、必ず個別の相談実績を出すこと。

なお、本事業の実施に当たっては、市区町村又は都道府県（以下「市区町村等」という。）の全域で行うほか、事業の実施地域を定めて、市区町村等の一部で行うことも差し支えない。

#### ア 相談者等に対する支援の実施

相談支援包括化推進員は、複合的な課題を抱える相談者等を支援するため、次の(ア)から(オ)までに掲げる業務を行うものとする。

その際、相談支援包括化推進員の業務の遂行に当たっては、既存の相談支援機関等の機能を最大限活用しつつ、これらとの連携・協働により、包括的な支援の具現化を目指すこと。

(ア) 相談者等が抱える課題の把握

相談支援機関のコーディネートの必要性の有無を把握するため、直接又は相談支援機関等からの聞き取り等により、相談者本人のみならず、その属する世帯全体が抱える課題を把握する。なお、相談者等の抱える課題の把握に当たっては、平成27年3月6日付け「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」(社援地発 0306 第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)別添1の別紙「自立相談支援機関使用標準様式(帳票類)」などを参考とすること。

(イ) プランの作成

(ア)により把握した課題の解決を図るため、相談者等の希望を十分に尊重しつつ、相談支援機関等においてそれぞれ実施すべき支援の基本的な方向性等に関するプランを作成する。

(ウ) 相談支援機関等との連絡調整

(イ)により作成したプランの内容について、相談支援包括化推進会議等の開催などを通じて、相談支援機関等の中で調整を行う。

(エ) 相談支援機関等による支援の実施状況の把握及び支援内容等に関する指導・助言

定期的に相談支援機関等による支援の実施状況を把握し、必要がある場合には、支援内容等に関して指導・助言を行うとともに、相談支援包括化推進会議等の開催などを通じて、支援内容の調整又は見直しを行う。

(オ) その他相談者等の自立を支援する上で必要な支援の実施

イ 相談支援包括化ネットワークの構築

本事業の実施主体及び相談支援包括化推進員は、複合的な課題を抱える相談者等の自立を支援する観点から、地域において、相談支援機関等がそれぞれの役割を果たしつつ、チームアプローチによる相談支援包括化ネットワークを構築するため、次の(ア)から(ウ)に掲げる取組などを通じて、必要な相談支援を実施する。

(ア) あらかじめ、ネットワークに参加する相談支援機関に、複合的な課題を抱える相談者等からの相談があった場合には、相談支援包括化推進員に連絡が行われるような体制を構築する。

(イ) 相談支援包括化推進員は、主任自立相談支援員や主任介護支援専門員、生活支援コーディネーターなどの他職種との役割分担、協働のあり方を整理してお

く。

(ウ) 相談支援包括化推進員は、相談者本人又は相談支援機関の担当者への面談などを通じて、相談者等が抱える課題を把握し、ネットワーク参加団体との役割分担を図った上、必要なコーディネートを行う。

#### ウ 相談支援包括化推進会議の開催

本事業の実施主体及び相談支援包括化推進員は、複合的な課題を抱える相談者等に対して、必要な相談支援が円滑に提供されるよう、定期的に相談支援包括化推進会議を開催し、次に掲げるような内容について、各相談支援機関等の関係者間で意見交換を行うものとする。

なお、相談支援包括化推進会議は、支援調整会議や地域包括ケア会議、自立支援協議会など、既存の会議体を活用して行うことも差し支えない。

また、個別ケースに関して、相談支援包括化推進会議を随時開催することは困難な場合も想定されることから、本会議の下に、適宜担当者会議を設置して、支援内容の調整を行うことも差し支えない。

(ア) 各相談支援機関の業務内容の理解

(イ) 相談支援の包括化を図るための各相談支援機関の具体的な連携方法

(ウ) 地域住民が抱える福祉ニーズの把握

(エ) 地域に不足する社会資源創出の手法

(オ) 本事業による支援実績の検証

#### エ 自主財源の確保のための取組の推進

本事業の実施主体及び相談支援包括化推進員は、本事業や、地域に不足する新たな社会資源の創出・運営に係る財源を安定的に確保する観点から、多職種間での連携・協働を図りつつ、社会福祉法人による地域貢献の取組や共同募金の活用、企業又は個人からの寄付金拠出の働きかけ等の取組を推進する。

#### オ 新たな社会資源の創出

本事業の実施主体及び相談支援包括化推進員は、エにより確保した自主財源等を原資として、主任自立支援相談員や生活支援コーディネーターなどの多職種間での連携・協働を図りつつ、ボランティア等地域住民の参画を促し、単身世帯への見守りや買い物支援、各種制度の対象とはならない生活支援サービスなど、地域に不足する社会資源の創出を図るための取組を推進する。

#### カ その他地域における相談支援包括化ネットワークの構築を図るために必要となる事業

本事業の実施主体及び相談支援包括化推進員は、上記アからオまでの取組のほか、相談支援包括化推進員の資質向上のための研修の実施等本事業の目的を達成するために必要な取組を行うことができるものとする。

(5) 相談支援包括化推進員の資格要件

相談支援包括化推進員は、社会福祉士等の相談援助に関わる資格取得者や、福祉分野における相談支援機関で実務経験を有する者など、地域の相談支援機関等を適切にコーディネートできる能力を有するものとして、実施主体が適当と認めたものとする。

(6) 事業の成果目標とその達成度合いの検証

本事業の実施主体は、本事業の実施に当たって、あらかじめ成果目標を立てるとともに、当該目標に対する達成度合いを検証し、その結果を実績報告の際に厚生労働省あて報告すること。

なお、当該報告に当たっては、別に定めるところによるものとする。

(7) 本事業の実施状況に関する情報共有

厚生労働省は、本事業の実施状況について、実施主体間の情報共有を図りつつ、より効果的な取組の推進を図る観点から、実施主体の担当者等を招集し、担当者会議を主催することができる。

なお、当該担当者会議の出席者に係る旅費については、本事業の対象経費として支出して差し支えない。

(8) その他

ア 本事業の実施主体は、本事業による取組内容について、あらかじめ地域の相談支援機関等や地域住民に対して十分に周知を図ること。

イ 本事業を委託して実施する場合において、実施主体となる市区町村等は、相談支援包括化推進員の円滑な活動が可能となるよう、庁内の連携体制を整備するとともに、事業全体の進捗を適切に管理するほか、委託先又は相談支援包括化推進員からの求めに応じ、必要な支援を適切に行うこと。

ウ 地域における相談支援包括化ネットワーク構築のためには、福祉分野のみならず、多分野の関係機関とも連携を図ることが効果的であることから、ネットワークの構築に当たっては、医療機関や公共職業安定所（雇用分野）、法テラス（司法分野）、教育委員会（教育分野）、農業法人（農業分野）といった福祉分野以外の関係機関の参画・連携にも努めること。

エ 本事業を通じて知り得た個人情報等は、適切な管理を行い、他に漏れることのないようにすること。

オ 本事業は、他の補助事業や自治体単独事業として既に行われている既存事業をそのまま振り替えることは認められないものであること。

カ 地域共生社会を実現するための地域づくりを進めるためには、本事業及び2に掲げる地域力強化推進事業を一体的に実施することが望ましいが、本事業のみの実施も可能とする。

ただし、その場合には、次年度以降、地域力強化推進事業を併せて実施するための事業実施計画を事業申請の際に提出していただくこととしている。

#### 4 事業実施の考え方等（共通事項）

##### （1）事業の実施に当たっての考え方（「点」の支援から、「面」の支援へ）

2の「地域力強化推進事業」及び3の「多機関協働による包括的支援体制構築事業」を通じて目指すべきものは、福祉等の分野の枠を超えて地域の各分野が共に連携することにより、地域の様々な資源を最大限に活かし、さらに人と人とのつながりを再構築することで、住民を主体とした豊かな地域づくりを実現することである。

その実現のためには、既に実施されている各分野の支援や地域における事業、取組を実施する上での考え方を「縦割り」から「丸ごと」に転換する必要がある。本事業は、各分野の支援や地域における事業、取組を個々に「点」として実施するのではなく、互いに連携、協働し、「面」として実施することにより、それぞれの強みを活かした効果的な支援体制の構築に資するものである。

については、面としての地域づくりを実施するための体制を事業申請の際に提出していただくこととしている。

##### （2）事業の実施形態について

地域によって、社会資源や地域特性が異なることから、2の（2）のア（住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域づくり））、2の（2）のイ（地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築等（「丸ごと」の地域づくり））及び3の多機関の協働による包括的支援体制構築事業における総合的な相談支援体制に関する機能は、全てを同一の拠点（場所）に付すことも、それぞれ別々の拠点（場所）に付すことも、その組み合わせは、地域の実情に応じて対応することも可能とする。

4つの改革

新しい地域包括支援体制

〔包括的な相談支援システム〕

1 包括的な相談から見立て、支援調整の組み立て+資源開発



- 地域により  
・ワンストップ型  
・連携強化型 〕による対応
- 地域をフィールドに、保健福祉と雇用や農業、教育など異分野とも連携

誰もがそのニーズに合った支援を受けられる地域づくり

2 高齢、障害、児童等への総合的な支援の提供

- 多世代交流・多機能型の福祉拠点の整備推進
- ・ 運営ノウハウの共有
- ・ 規制緩和の検討 等
- 1を通じた総合的な支援の提供

サービス提供のほか地域づくりの拠点としても活用

背景・課題

①福祉ニーズの多様化・複雑化

複合的な課題を有する場合や分野横断的な対応等に課題



②高齢化の中で人口減少が進行

地域の実情に応じた体制整備や人材確保が課題

新しい支援体制を支える環境の整備

4 総合的な人材の育成・確保

- 1を可能とするコーディネート人材の育成
- 福祉分野横断的な研修の実施
- 人材の移動促進 等

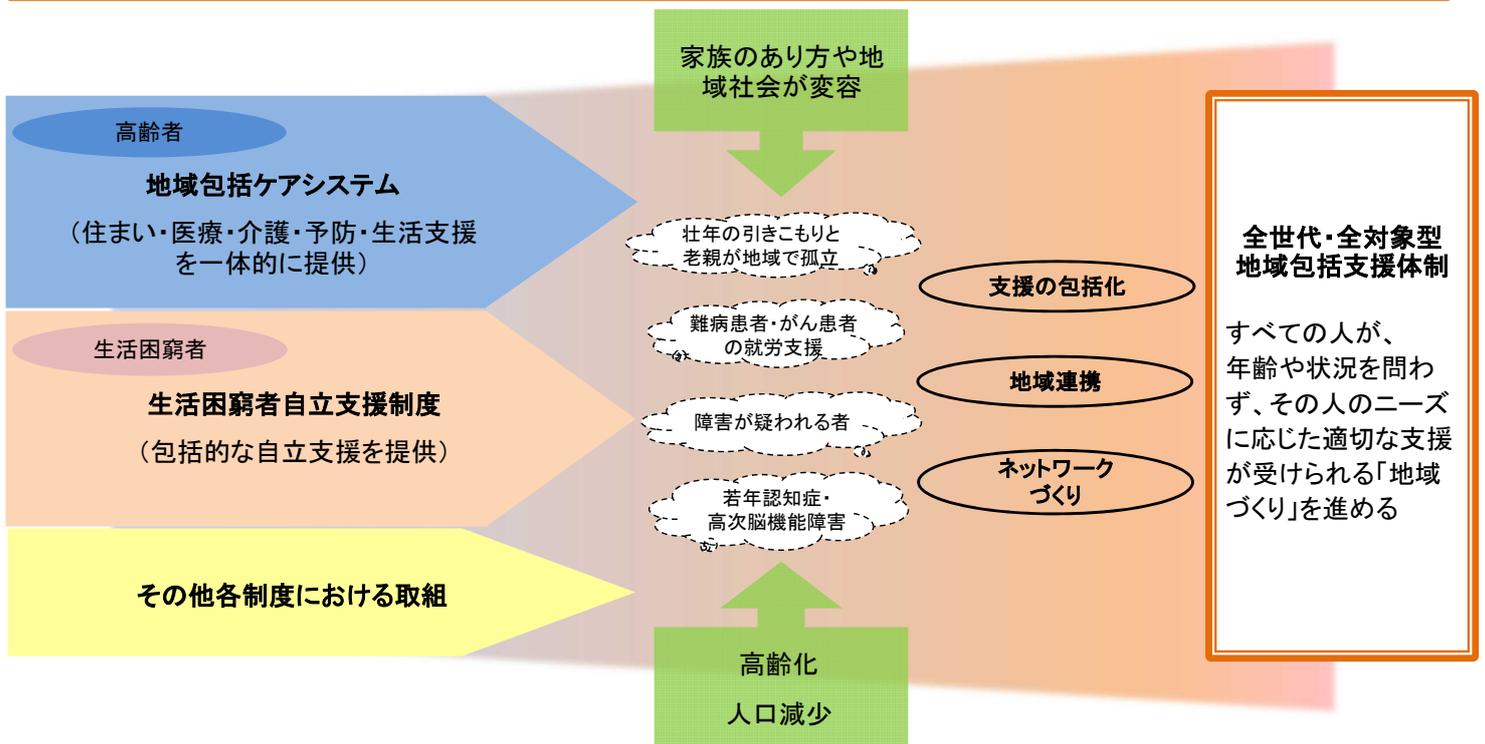
3 効果的・効率的なサービス提供のための生産性向上

- 先進的な技術等を用いたサービス提供手法の効率化
- 業務の流れの見直しなど効率的なサービスの促進
- 人材の機能分化など良質で効果的なサービスの促進 等

地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う共生社会の実現

新しい地域包括支援体制の構築

- これまで、高齢者施策における「地域包括ケアシステム」の構築、生活困窮者に対する「生活困窮者自立支援制度」の創設など、各制度においても、支援の包括化や地域連携、ネットワークづくりを推進している。
- 今後とも、地域包括ケアシステムなどを着実に進めつつ、こうしたコンセプトの適用をさらに広げ、多様なニーズを掬い取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」を構築していく。



## ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)

### 1. 成長と分配の好循環メカニズムの提示

#### (1) 経済社会の現状

(成長の隘路である少子高齢化)

- 少子高齢化の進行が、労働供給の減少のみならず、将来の経済規模の縮小や生活水準の低下を招き、経済の持続可能性を危うくするという認識が、将来に対する不安・悲観へとつながっている。日本が、少子高齢化に死にも狂いで取り組んでいかなければ、日本への持続的な投資は期待できない。
- 他方、日本には多くのポテンシャルを秘めている女性や、元気で意欲にあふれ、豊かな経験と知恵を持っている高齢者などがたくさんおられる。こうした潜在力とアベノミクスの果実を活かし、今こそ、少子高齢化という日本の構造的な問題に、内閣一丸となって真正面から立ち向かう必要がある。

#### (2) 今後の取組の基本的考え方

(一億総活躍社会の意義)

- 少子高齢化の流れに歯止めをかけ、誰もが生きがいを感じられる社会を創る。人生は十人十色であり、価値観は人それぞれである。一億総活躍社会は、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の社会である。
- これは単なる社会政策ではなく、究極の成長戦略である。全ての人々が包摂される社会が実現できれば、安心感が醸成され、将来の見通しが確かになり、消費の底上げ、投資の拡大にもつながる。また、多様な個人の能力の発揮による労働参加率向上やイノベーションの創出が図られることを通じて、経済成長が加速することが期待される(包摂と多様性による持続的成長と分配の好循環)。
- 半世紀後の未来でも、人口一億人を維持する。ただ人口一億人を維持すればよいというわけではない。力強く日本の経済が成長していくとともに、その成長という手段を使って、国民みんながそれぞれの人生を豊かにしていくことを目指していく。一人ひとり、それぞれの人生を大切に考える方が、一億総活躍であり、国家による押しつけといった、すべてを画一的な価値観にはめ込むような発想とはむしろ対極にある考え方である。誰もがもう一歩前に踏み出すことのできる一億総活躍社会を創り上げることは、今を生きる私たちの、次世代に対する責任である。

## ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)

### 4. 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向

#### (4) 地域共生社会の実現

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPO との連携や民間資金の活用を図る。

介護離職  
ゼロの実現

安心した生活（地域課題の解決力強化と医療・福祉人材の活用）

⑨ 地域共生社会の実現

【国民生活における課題】

高齢、障害、児童等の対象者ごとに充実させてきた福祉サービスについて、複合化するニーズへの対応を強化することが必要。

医療・福祉人材の確保に向けて、新たな資格者の養成のみならず、潜在有資格者の人材活用が必要。また、これにより、他の高付加価値産業における人材確保を同時に達成することが必要。

- ・有資格者のうち資格に係る専門分野で就業していない者の割合：  
介護士 約6割（2015年度・推計）  
介護福祉士 約4割（2013年度・推計）

【今後の対応の方向性】

支え手側と受け手側が常に固定しているのではなく、皆が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域社会の実現を目指す。あわせて、寄附文化を醸成し、NPOとの連携や民間資金の活用を図る。また、支援の対象者ごとに縦割りとなっている福祉サービスの相互利用等を進めるとともに、一人の人材が複数の専門資格を取得しやすいようにする。

【具体的な施策】

- ・地域包括支援センター、社会福祉協議会、地域に根ざした活動を行うNPOなどが中心となって、小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援し、2020年～2025年を目途に全国展開を図る。その際、社会福祉法人の地域における公益的な活動との連携も図る。
- ・多様な活躍、就労の場づくりを推進するため、公共的な地域活動やソーシャルビジネスなどの環境整備を進める。
- ・共助の活動への多様な担い手の参画と活動の活発化のために、寄附文化の醸成に向けた取組を推進する。
- ・高齢者、障害者、児童等の福祉サービスについて、設置基準、人員配置基準の見直しや報酬体系の見直しを検討し、高齢者、障害者、児童等が相互に又は一体的に利用しやすくなるようにする。
- ・育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める。市町村における総合的な相談支援体制作りを進め、2020年～2025年を目途に全国展開を図る。
- ・医療、介護、福祉の専門資格について、複数資格に共通の基礎課程を設け、一人の人材が複数の資格を取得しやすいようにすることを検討する。
- ・医療、福祉の業務独占資格の業務範囲について、現場で効率的、効果的なサービス提供が進むよう、見直しを行う。

年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度以降	指標
地域課題の解決力の強化/福祉サービスの一体的提供/総合的な相談支援体制づくり		設備・人員基準や報酬体系の見直しを検討		検証結果を踏まえた対応を実施									2020年～2025年を目途に：地域課題の解決力を強化する体制 全国展開 総合的な相談支援体制 全国展開 2021年度：新たな共通の基礎課程の実施
		相談支援体制づくりと地域課題の解決力強化について、モデル事業等を数年間実施する中で制度化を検討				各地域における体制の確立・充実							
医療、介護、福祉の専門資格における共通の基礎課程の検討・業務独占資格の対象範囲の見直し		各資格の履修内容に関する研究		新たな共通の基礎課程の具体案について検討・結論									
		介護士と准看護師間の単元認定について検討		資格所帯による履修期間短縮について、資格ごとに検討・結論。可能な資格から履修期間短縮を実施									新たな共通の基礎課程の実施 ※共通の基礎課程が一部資格にとまる場合には、資格の範囲の拡大について継続検討・順次実施
		福祉系国家資格を有する者に対する介護士・准看護師の単元認定について検討		単位認定拡大について、資格ごとに検討・結論。可能な資格から単位認定を実施									可能な資格から履修期間短縮を実施 ※共通の基礎課程の設け後も、取得者に適用
													業務独占資格の業務範囲の見直しを継続的に検討・実施

(参考3)

「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部について（平成28年7月15日設置）

趣旨

地域共生社会の実現に向けた検討を加速化させるため、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みや市町村による地域づくりの取組の支援、「丸ごと」の総合相談支援の体制整備、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスを「丸ごと」へと転換していくためのサービスや専門人材の養成課程の改革等について、省内の縦割りを排して部局横断的に幅広く検討を行う「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置する。

体制図

「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部

- |   |                        |
|---|------------------------|
| 本部長：厚生労働大臣                                  | 本部長代行：厚生労働副大臣          |
| 本部長代理：厚生労働大臣政務官                             | 本部長補佐：厚生労働大臣補佐官、総合政策参与 |
| 副本部長：厚生労働事務次官、厚生労働審議官、大臣官房長、大臣官房総括審議官（国会担当） |                        |
| 本部員：関係部局長                                   |                        |

地域力強化WG

主な検討課題  
住民主体の地域コミュニティづくり  
主査  
大臣官房審議官（社会・援護・人道調査担当）

公的サービス改革WG

主な検討課題  
公的福祉サービスや計画の総合化・包括化  
主査  
大臣官房審議官（医療介護連携担当）

専門人材WG

主な検討課題  
医療、福祉分野の専門人材の共通課程の創設など  
主査  
大臣官房審議官（医療介護連携担当）

検討スケジュール

平成29年の介護保険法の法改正、30年度・33年度の介護・障害福祉の報酬改定、さらには30年度に予定されている生活困窮者自立支援制度の見直しに向けて、幅広く検討を行う。

# 地域福祉計画策定状況等について

## I 市町村地域福祉計画策定状況等調査

### 【調査の概要】

- 調査対象: 1741市町村
- 回答数: 1741市町村(回収率100%)
- 調査時点: 平成28年3月31日現在

## II 都道府県地域福祉支援計画策定状況等調査

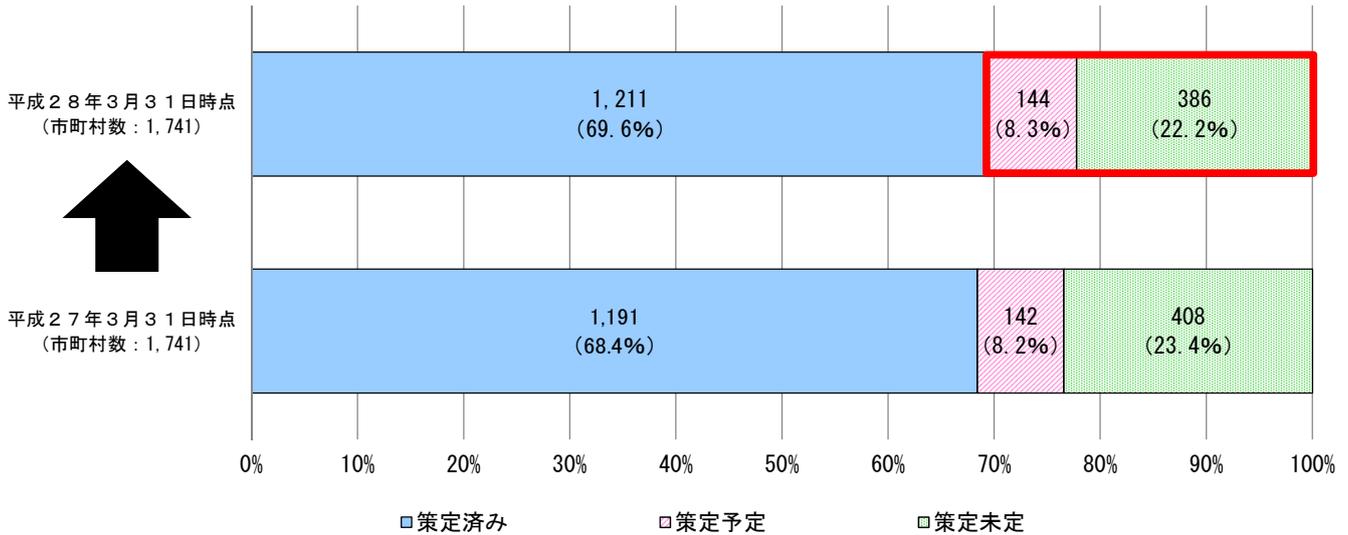
### 【調査の概要】

- 調査対象: 47都道府県
- 回答数: 47都道府県(回収率100%)
- 調査時点: 平成28年3月31日現在

## <市町村地域福祉計画の策定状況>

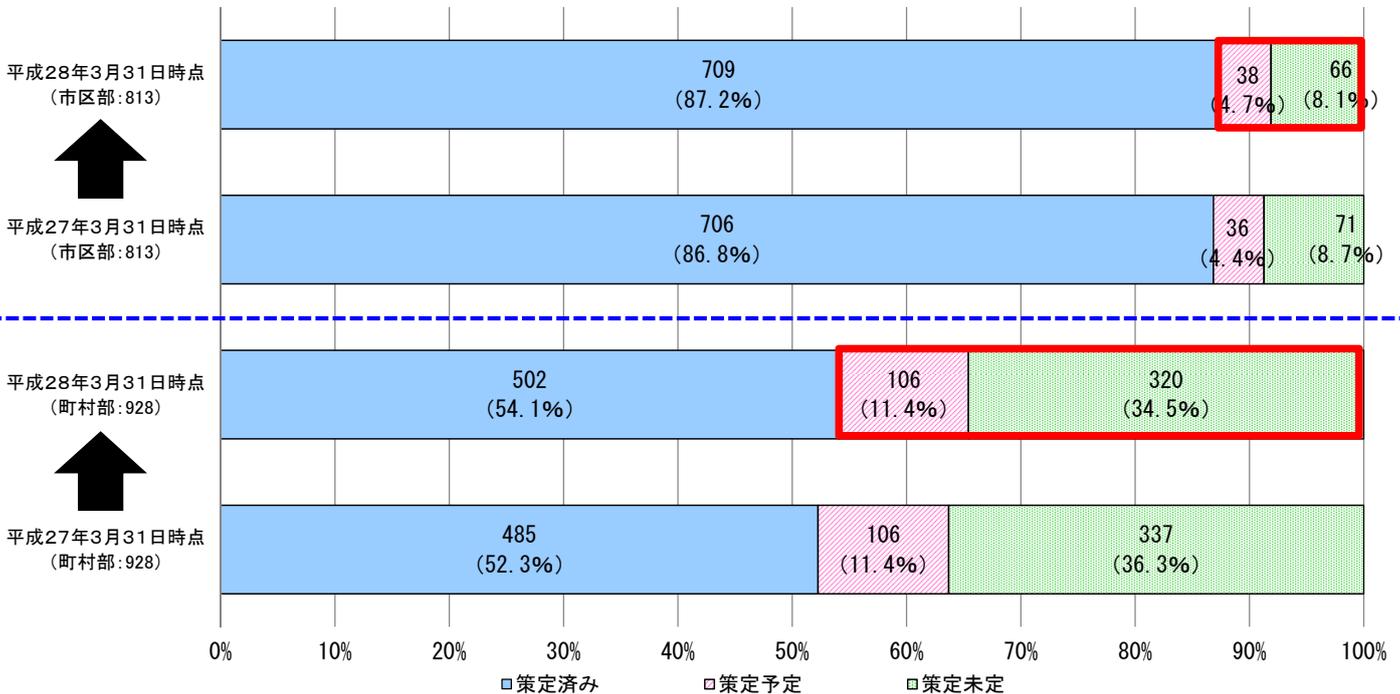
- 「策定済み」市町村は、平成27年3月31日時点調査と比較して20市町村(1.2ポイント)増加して69.6%となった。

市町村(東京都特別区を含む)の地域福祉計画策定状況



## <市区別・町村部別の策定状況>

- 「策定済み」と回答した市町村の割合は、前回調査と比較して市区部は0.4ポイント、町村部は1.8ポイント増加した。
- 一方、策定率を比較すると、市区部(87.2%)と町村部(54.1%)の間には依然として約1.6倍の差が生じている。

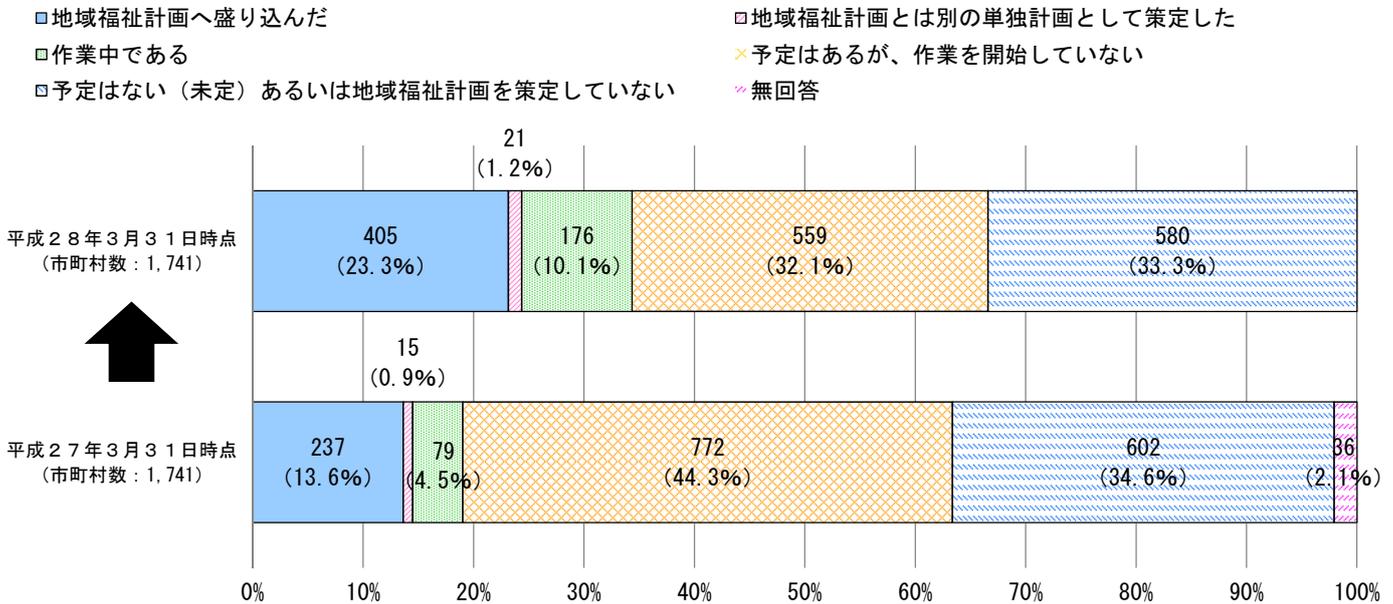


## <市町村地域福祉計画への生活困窮者自立支援方策の盛り込み状況>

### 【盛り込み状況】

- 全1,741市町村のうち、405市町村(23.3%)が生活困窮者自立支援方策を「地域福祉計画へ盛り込んだ」と回答しており、「別の単独計画として策定した」「策定中である」を合わせると3割を超える。
- 「予定はあるが、作業を開始していない」「予定はない(未定)」と回答した市町村の合計が約6割となっている。

全国1,741市町村(東京都特別区を含む)の回答

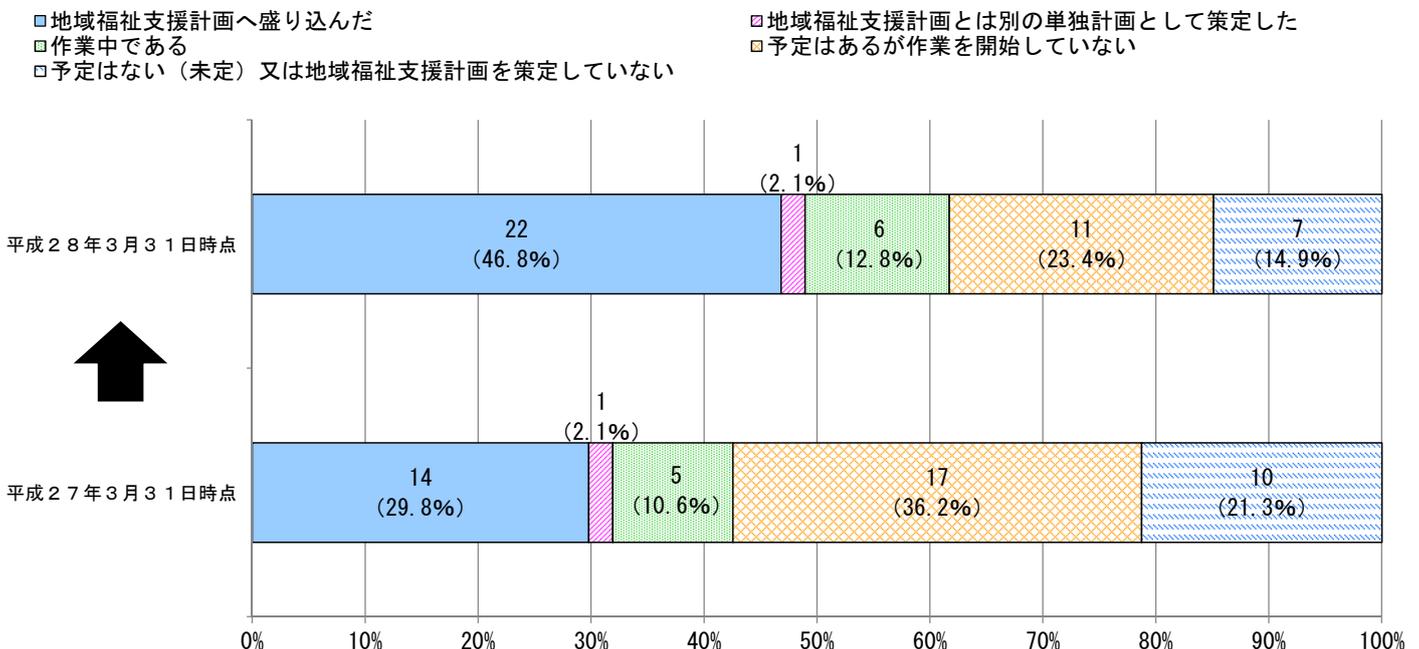


## <都道府県地域福祉支援計画への生活困窮者自立支援方策の盛り込み状況>

### 【盛り込み状況】

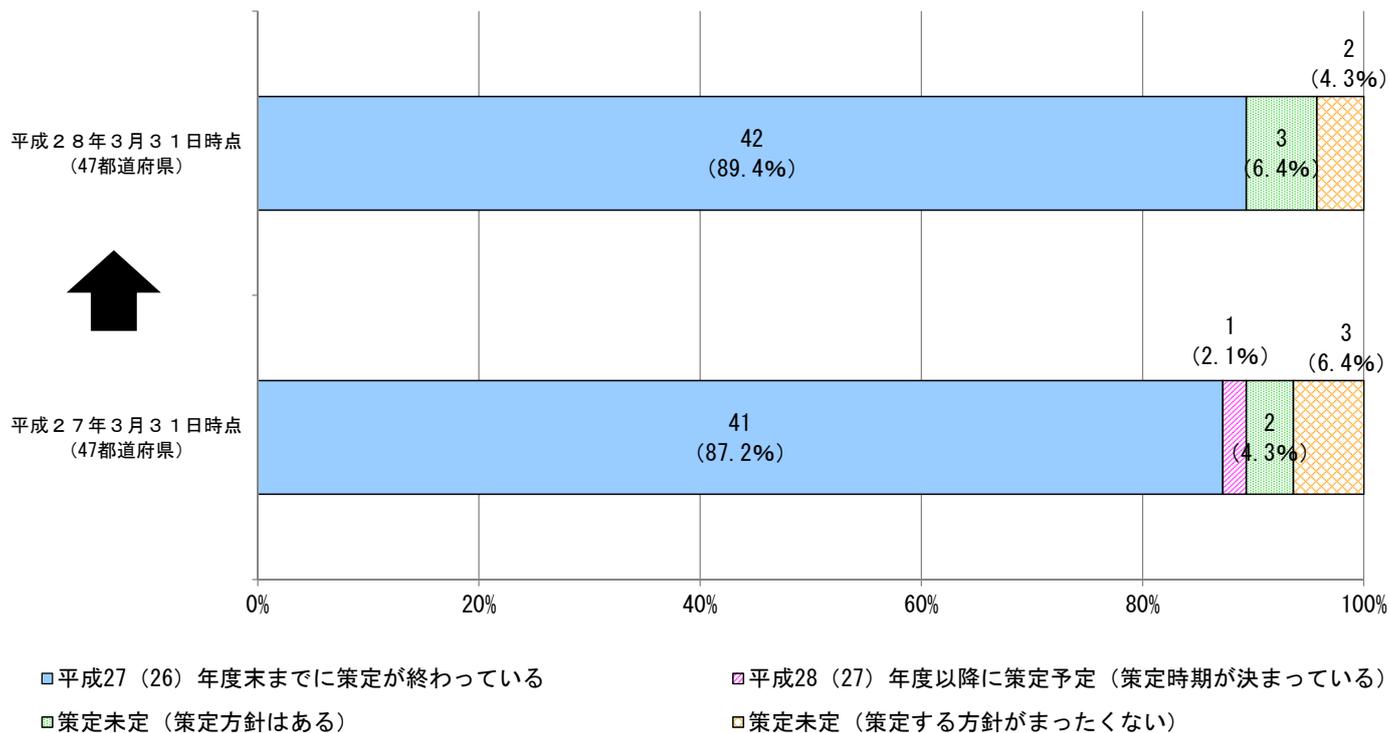
- 全47都道府県の約半数が生活困窮者自立支援方策を「地域福祉支援計画へ盛り込んだ」と回答している。
- 一方で、「予定はあるが、作業を開始していない」「予定はない(未定)」と回答した都道府県は4割弱となっている。

全47都道府県の回答

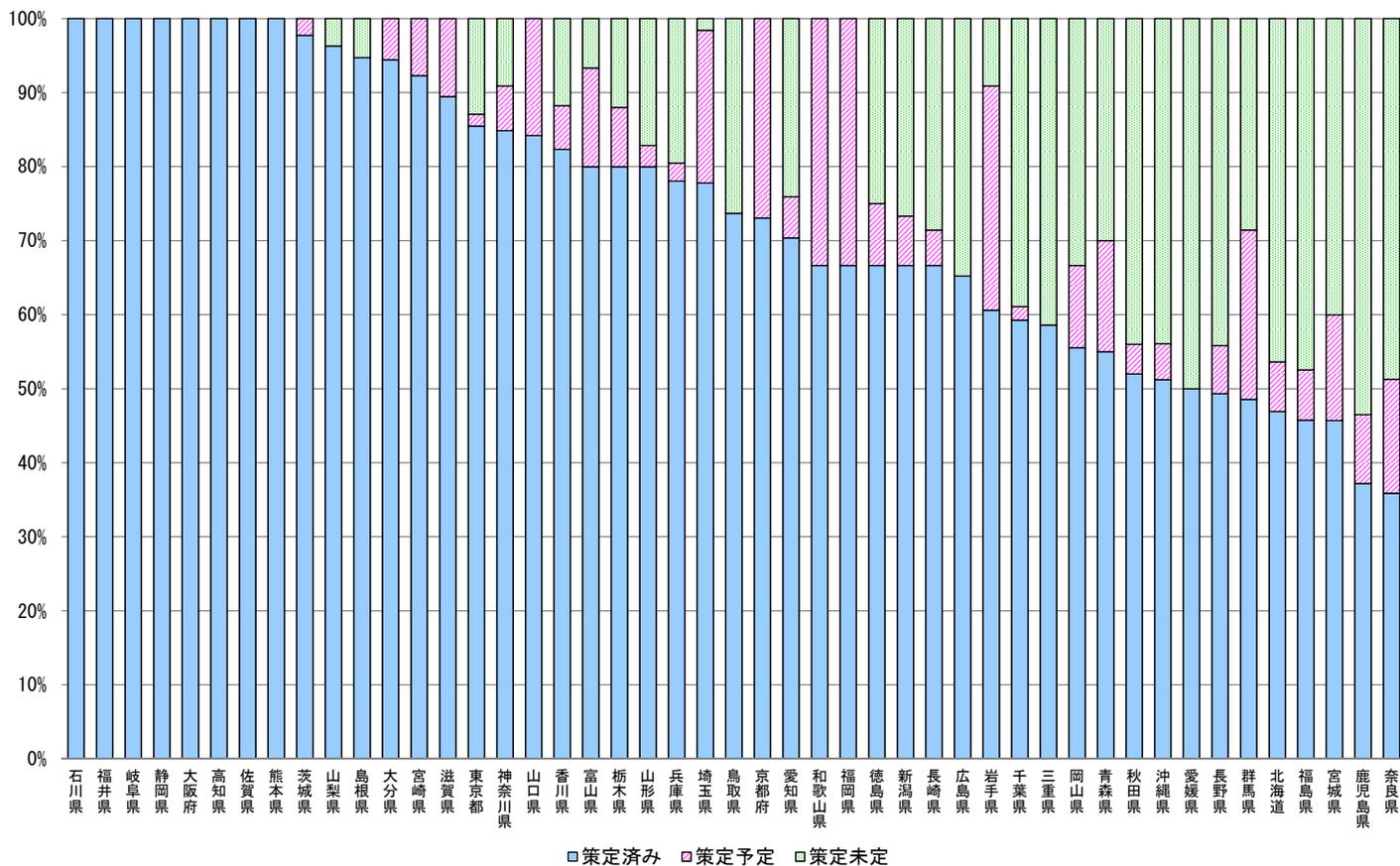


## <都道府県地域福祉支援計画の策定状況>

- 「策定済み」は42都道府県(89.4%)で、前回調査から2.2ポイント増加した。
- 「策定未定(策定方針はある)」が増え、「策定未定(策定する方針はまったくない)」が減っている。



## <都道府県別市町村地域福祉計画の策定状況>



## 地域福祉計画未策定の市町村

平成28年3月31日時点

都道府県名	未策定 自治体数	内訳
北海道	95	小樽市 室蘭市 夕張市 岩見沢市 芦別市 赤平市 三笠市 根室市 滝川市 砂川市 新篠津村 松前町 知内町 木古内町 森町 長万部町 上ノ国町 厚沢部町 乙部町 せたな町 二セコ町 喜茂別町 倶知安町 共和町 岩内町 泊村 積丹町 古平町 余市町 赤井川村 南幌町 奈井江町 上砂川町 由仁町 長沼町 栗山町 浦臼町 新十津川町 妹背牛町 秩父別町 雨竜町 沼田町 東神楽町 当麻町 愛別町 東川町 美瑛町 占冠村 和寒町 美深町 音威子府村 増毛町 小平町 苫前町 羽幌町 初山別村 遠別町 天塩町 浜頓別町 枝幸町 豊富町 礼文町 利尻富士町 幌延町 清里町 小清水町 訓子府町 置戸町 湧別町 滝上町 興部町 西興部村 雄武町 厚真町 むかわ町 日高町 平取町 新冠町 浦河町 えりも町 音更町 鹿追町 更別村 広尾町 池田町 豊頃町 陸別町 浜中町 標茶町 弟子屈町 鶴居村 白糠町 別海町 中標津町 羅臼町
青森県	18	弘前市 十和田市 鱒ヶ沢町 深浦町 田舎館村 板柳町 鶴田町 中泊町 野辺地町 六戸町 六ヶ所村 おいらせ町 東通村 風間浦村 佐井村 三戸町 五戸町 新郷村
岩手県	13	一関市 陸前高田市 釜石市 滝沢市 矢巾町 平泉町 山田町 田野畑村 普代村 軽米町 野田村 九戸村 一戸町
宮城県	19	塩竈市 白石市 名取市 角田市 蔵王町 七ヶ宿町 大河原町 村田町 柴田町 川崎町 亘理町 山元町 松島町 大和町 大郷町 大衡村 色麻町 加美町 美里町
秋田県	12	能代市 大館市 北秋田市 小坂町 上小阿仁村 藤里町 八峰町 五城目町 八郎潟町 井川町 羽後町 東成瀬村
山形県	7	南陽市 大石田町 金山町 真室川町 大蔵村 鮭川村 戸沢村
福島県	32	喜多方市 相馬市 二本松市 桑折町 大玉村 下郷町 檜枝岐村 只見町 西会津町 磐梯町 猪苗代町 会津坂下町 柳津町 三島町 金山町 昭和村 西郷村 泉崎村 中島村 矢吹町 棚倉町 塙町 浅川町 三春町 小野町 広野町 富岡町 大熊町 双葉町 浪江町 新地町 飯館村
茨城県	1	八千代町
栃木県	5	益子町 茂木町 野木町 塩谷町 高根沢町
群馬県	18	館林市 富岡市 上野村 神流町 下仁田町 南牧村 甘楽町 長野原町 草津町 高山村 東吾妻町 川場村 昭和村 みなかみ町 玉村町 板倉町 明和町 邑楽町
埼玉県	14	春日部市 蕨市 幸手市 白岡市 三芳町 越生町 小川町 川島町 長瀨町 小鹿野町 東秩父村 美里町 寄居町 宮代町

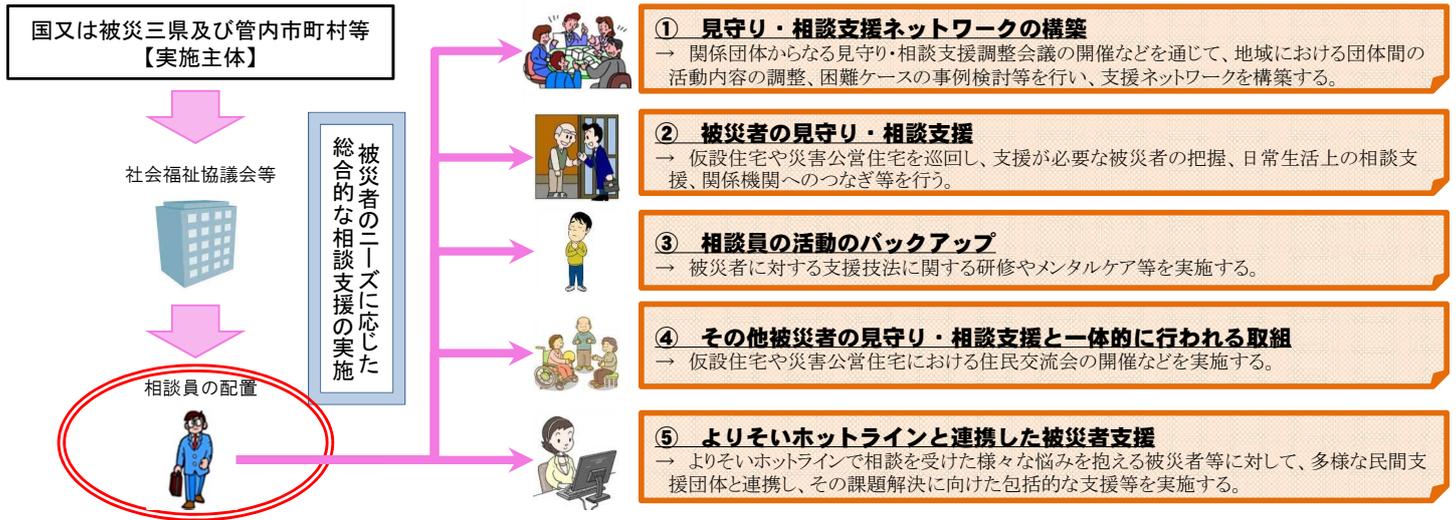
都道府県名	未策定自治体数	内訳
千葉県	22	銚子市 館山市 勝浦市 八千代市 富津市 八街市 南房総市 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町
東京都	9	台東区 渋谷区 荒川区 葛飾区 昭島市 利島村 御蔵島村 八丈町 青ヶ島村
神奈川県	5	横須賀市 大磯町 二宮町 湯河原町 清川村
新潟県	10	小千谷市 加茂市 見附市 村上市 五泉市 田上町 阿賀町 出雲崎町 湯沢町 刈羽村
富山県	3	舟橋村 立山町 朝日町
石川県	0	
福井県	0	
山梨県	1	山中湖村
長野県	39	飯田市 小諸市 駒ヶ根市 飯山市 川上村 南牧村 南相木村 北相木村 御代田町 立科町 青木村 長和町 下諏訪町 南箕輪村 中川村 宮田村 高森町 阿智村 平谷村 下條村 天龍村 泰阜村 喬木村 豊丘村 大鹿村 王滝村 麻績村 朝日村 筑北村 池田町 松川村 白馬村 小谷村 坂城町 小布施町 高山村 木島平村 野沢温泉村 小川村
岐阜県	0	
静岡県	0	
愛知県	16	一宮市 犬山市 常滑市 江南市 清須市 弥富市 東郷町 大口町 扶桑町 大治町 飛島村 南知多町 美浜町 設楽町 東栄町 豊根村
三重県	12	尾鷲市 熊野市 木曽岬町 菰野町 朝日町 川越町 明和町 大台町 玉城町 大紀町 南伊勢町 紀北町
滋賀県	2	豊郷町 甲良町
京都府	7	宮津市 笠置町 和束町 南山城村 京丹波町 伊根町 与謝野町
大阪府	0	
兵庫県	9	多可町 稲美町 播磨町 市川町 福崎町 神河町 太子町 上郡町 佐用町
奈良県	25	大和高田市 天理市 桜井市 五條市 葛城市 宇陀市 山添村 平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町 川西町 三宅町 田原本町 高取町 明日香村 広陵町 河合町 下市町 黒滝村 野迫川村 下北山村 上北山村 川上村 東吉野村
和歌山県	10	岩出市 高野町 美浜町 印南町 日高川町 那智勝浦町 太地町 古座川町 北山村 串本町
鳥取県	5	三朝町 北栄町 日南町 日野町 江府町
島根県	1	知夫村

都道府県名	未策定 自治体数	内訳
岡山県	12	岡山市 総社市 高梁市 備前市 赤磐市 浅口市 和気町 里庄町 新庄村 鏡野町 勝央町 吉備中央町
広島県	8	呉市 三次市 安芸高田市 熊野町 坂町 北広島町 世羅町 神石高原町
山口県	3	美祢市 山陽小野田市 上関町
高知県	8	鳴門市 小松島市 上勝町 石井町 牟岐町 北島町 藍住町 上板町
香川県	3	直島町 多度津町 まんのう町
愛媛県	10	八幡浜市 西条市 大洲市 東温市 上島町 松前町 砥部町 伊方町 松野町 鬼北町
高知県	0	
福岡県	20	直方市 田川市 筑後市 豊前市 宮若市 嘉麻市 那珂川町 宇美町 篠栗町 志免町 粕屋町 遠賀町 小竹町 鞍手町 桂川町 大刀洗町 大木町 添田町 糸田町 築上町
佐賀県	0	
長崎県	6	時津町 東彼杵町 川棚町 波佐見町 小値賀町 佐々町
熊本県	0	
大分県	1	別府市
宮崎県	2	高鍋町 椎葉村
鹿児島県	27	枕崎市 阿久根市 出水市 指宿市 西之表市 霧島市 いちき串木野市 奄美市 南九州市 さつま町 長島町 湧水町 大崎町 東串良町 錦江町 南大隅町 中種子町 南種子町 屋久島町 宇検村 瀬戸内町 龍郷町 喜界町 徳之島町 伊仙町 和泊町 与論町
沖縄県	20	国頭村 大宜味村 東村 今帰仁村 本部町 恩納村 北谷町 中城村 西原町 与那原町 渡嘉敷村 座間味村 粟国村 渡名喜村 北大東村 伊平屋村 久米島町 多良間村 竹富町 与那国町
合計	530	

# 被災者見守り・相談支援事業【復興特会】

平成29年度予算(案)：200億円の内数  
(平成28年度予算：220億円の内数)

- 仮設住宅における避難生活の長期化等を踏まえ、被災者がそれぞれの地域の中で生き生きと安心して日常生活を営むことができるよう、社会福祉協議会等に相談員を配置し、以下のような取組を総合的に行う。
  - ① 「被災者見守り・相談支援調整会議」の開催などを通じた地域における見守り・相談支援ネットワークの構築
  - ② 相談員による仮設住宅や災害公営住宅等の巡回などを通じた被災者の見守り・相談支援
  - ③ 被災者に対する支援技法に関する研修やメンタルケア等被災者支援に従事する者の活動のバックアップ
  - ④ その他被災者の自立した日常生活を支援するため、被災者の見守り・相談支援に付随して行う取組
  - ⑤ 全国を対象に実施している電話相談事業(「よりそいホットライン」)で相談を受けた、様々な悩みを抱える被災者等に対して、多様な民間支援団体と連携し、その具体的な課題の解決に向け、包括的な支援を実施



## (参考) 被災者支援総合交付金

29年度予算額(案) 200.1億円【復興】  
(28年度予算額 220.3億円)

### 事業概要・目的

- 被災者支援については、震災から5年が経過し、避難生活の長期化や災害公営住宅等への移転など、復興の進展に伴う課題への対応が必要となっている。
- 被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。

### <主な内容>

- ① 被災者の移転に伴うコミュニティ形成や、既存のコミュニティとの融合といった被災地の課題に対応するための活動を支援。
- ② 仮設住宅や災害公営住宅等で暮らす高齢者等に対する日常的な見守り・相談支援を実施。
- ③ 仮設住宅で長期避難を続け、閉じこもりがち高齢者の交流機会を創る活動や、被災地の将来を担う子どもや若者のケアなどの「心の復興」事業を支援。
- ④ 自宅再建や生活再建のための相談支援体制を整備。
- ⑤ 県外避難者や帰還される方の相談支援、自主避難者の方々への情報提供など、避難者・被災者支援を実施。

### 事業イメージ・具体例

<b>I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援</b>	
①被災者支援総合事業 ・住宅・生活再建支援 ・「心の復興」 ・高齢者等日常生活サポート	・コミュニティ形成支援 ・避難者・被災者支援 ・被災者支援コーディネート
<b>II. 被災者の日常的な見守り・相談支援</b>	
②被災者見守り・相談支援事業	
<b>III. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営</b>	
③仮設住宅サポート拠点運営事業	
<b>IV. 被災地における健康支援</b>	
④被災地健康支援事業	
<b>V. 子どもに対する支援</b>	
⑤被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業	
⑥福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業	
⑦仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業	

### 資金の流れ



### 期待される効果

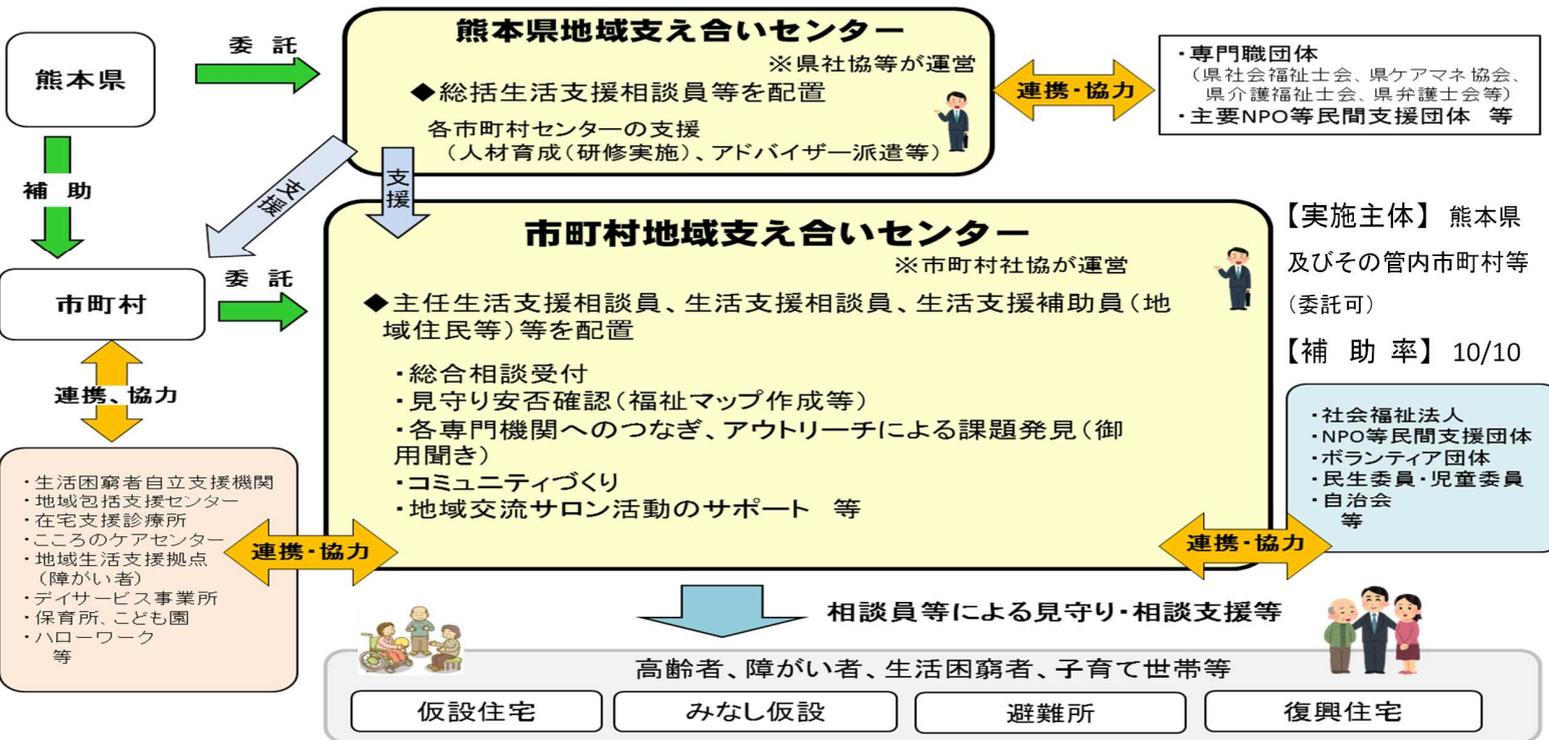
○被災者支援の基幹的業務について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援が行われることにより、各地域の実情に応じて、より効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。

# 熊本地震における被災者見守り・相談支援等事業について

29年度予算案 7.5億円  
28年度2次補正予算額 4.3億円

平成28年熊本地震による甚大な被害により、被災者の避難生活は長期化することが見込まれるとともに、今後、仮設住宅への転居等、その生活環境も大きく変わることとなる。

については、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会の提供等を行い、被災者に対する総合的な支援体制を構築する。



## 寄り添い型相談支援事業 コール実績（相談内容別）

単位：件

	平成26年度	平成27年度	内訳	
			被災地以外全国	被災地
生活の悩み全般	8,635,200 (73.4%)	8,907,969 (76.8%)	8,576,742 (77.5%)	331,227 (61.3%)
自殺予防の相談	1,643,289 (14.0%)	1,439,236 (12.4%)	1,329,403 (12.0%)	109,833 (20.3%)
性暴力やDVなどの女性の相談	573,819 (4.9%)	568,040 (4.9%)	520,262 (4.7%)	47,778 (8.8%)
外国語による相談	56,130 (0.5%)	50,700 (0.4%)	45,919 (0.4%)	4,781 (0.9%)
セクシャルマイノリティの方のための相談	478,212 (4.1%)	376,358 (3.2%)	360,997 (3.3%)	15,361 (2.8%)
広域避難者支援	38,686 (0.3%)	49,994 (0.4%)	49,994 (0.4%)	—
被災地若年女性支援 ※平成27年度～	—	7,020 (0.1%)	—	7,020 (1.3%)
その他	332,543 (2.8%)	208,300 (1.8%)	183,575 (1.7%)	24,725 (4.6%)
<b>合計</b>	<b>11,757,879</b>	<b>11,607,617</b>	<b>11,066,892</b>	<b>540,725</b>

※その他はエラーコール数である。

(注)コール数とは架電数のことであり、うち受電して通話できた数(接続完了数)は、平成27年度全国ベースで 252,565件である。

## 平成27年度寄り添い型相談支援事業 コール実績（都道府県別）

単位：件

	総呼数		総呼数
北海道	583,482	大阪府	728,556
青森県	109,382	京都府	316,636
秋田県	117,751	滋賀県	113,681
岩手県	57,161	奈良県	94,755
宮城県	348,712	和歌山県	35,046
山形県	248,749	兵庫県	313,479
福島県	131,544	岡山県	137,962
新潟県	268,850	広島県	358,581
長野県	128,073	島根県	101,934
群馬県	189,925	鳥取県	16,612
栃木県	372,894	山口県	83,860
茨城県	402,959	香川県	96,765
東京都	1,322,573	徳島県	48,031
神奈川県	582,201	高知県	39,929
千葉県	620,370	愛媛県	91,213
埼玉県	532,722	福岡県	359,498
山梨県	31,935	佐賀県	47,562
愛知県	726,569	長崎県	255,637
静岡県	344,548	熊本県	112,967
岐阜県	106,216	大分県	158,843
三重県	262,008	宮崎県	131,629
富山県	151,892	鹿児島県	124,931
石川県	61,638	沖縄県	82,541
福井県	44,350	その他	10,465
		<b>合計</b>	<b>11,607,617</b>

(注)コール数とは架電数のことであり、うち受電して通話できた数(接続完了数)は、平成27年度全国ベースで 252,565件である。

平成29年度地方改善施設整備費補助金 建築基準単価 (案)

旧 基 準							新 基 準 (案)			
建築基準単価							建築基準単価(案)			
区 分	構 造	単 位	A地域 青森県、岩手県、福島県、 東京都、富山県、山梨県、 長野県、沖縄県	B地域 北海道、宮城県、秋田県、 山形県、茨城県、神奈川県、 新潟県、石川県、岐阜 県、静岡県、三重県、京都 府、大阪府、奈良県、鳥取 県、広島県、熊本県、鹿児 島県	C地域 栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、福井県、愛知県、 滋賀県、兵庫県、和歌山 県、島根県、岡山県、山口 県、香川県、高知県、佐賀 県、長崎県、宮崎県	D地域 徳島県、愛媛県、福岡 県、大分県	区 分	構 造	単 位	建築基準単価
大型共同作業場	木 造	m <sup>2</sup>	90,400 円	86,100 円	81,700 円	77,400 円	大型共同作業場	木 造	m <sup>2</sup>	<u>90,400 円</u>
	鉄 骨 ス レ ー ト	m <sup>2</sup>	88,000 円	83,900 円	79,700 円	75,500 円		鉄 骨 ス レ ー ト	m <sup>2</sup>	<u>88,000 円</u>
	ブ ロ ッ ク	m <sup>2</sup>	90,600 円	86,300 円	81,900 円	77,600 円		ブ ロ ッ ク	m <sup>2</sup>	<u>90,600 円</u>
	初度設備相当加算		11,000,000 円					初度設備相当加算		<u>11,000,000 円</u>
共同作業場	木 造	m <sup>2</sup>	90,400 円	86,100 円	81,700 円	77,400 円	共同作業場	木 造	m <sup>2</sup>	<u>90,400 円</u>
	鉄 骨 ス レ ー ト	m <sup>2</sup>	88,000 円	83,900 円	79,700 円	75,500 円		鉄 骨 ス レ ー ト	m <sup>2</sup>	<u>88,000 円</u>
	ブ ロ ッ ク	m <sup>2</sup>	90,600 円	86,300 円	81,900 円	77,600 円		ブ ロ ッ ク	m <sup>2</sup>	<u>90,600 円</u>
	初度設備相当加算		717,000 円					初度設備相当加算		<u>717,000 円</u>

平成29年度地方改善施設整備費補助金 建築基準単価 (案)

旧 基 準					新 基 準 (案)			
隣保館等施設整備費補助金の1施設当たりの直接補助基準単価					隣保館等施設整備費補助金の1施設当たりの直接補助基準単価(案) (単位:円)			
			A地域	B地域	C地域	D地域	直接補助基準単価	
			青森県、岩手県、福島県、東京都、富山県、山梨県、長野県、沖縄県	北海道、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、鳥取県、広島県、熊本県、鹿児島県	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、福井県、愛知県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、岡山県、山口県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県	徳島県、愛媛県、福岡県、大分県		
隣保館	本体(132㎡以上661㎡以内)	都市部	136,500,000	130,000,000	123,500,000	117,000,000	136,500,000	
		標準	130,000,000	123,900,000	117,700,000	111,500,000	130,000,000	
		初度設備相当加算				2,270,000	2,270,000	
	隣保館デイサービス事業のための訓練室等を整備する場合の加算額(146㎡以内)	都市部	30,400,000	29,000,000	27,500,000	26,100,000	30,400,000	
		標準	29,000,000	27,700,000	26,300,000	24,900,000	29,000,000	
		初度設備相当加算				2,620,000	2,620,000	
隣保館デイサービス事業のうち給食部門を整備する場合の加算額(135㎡以内)	都市部	28,100,000	26,800,000	25,400,000	24,100,000	28,100,000		
	標準	26,800,000	25,600,000	24,300,000	23,000,000	26,800,000		
	初度設備相当加算				1,090,000	1,090,000		
ホームレス自立支援センター	通常型	本体(132㎡以上661㎡以内)	都市部	136,500,000	130,000,000	123,500,000	117,000,000	136,500,000
			標準	130,000,000	123,900,000	117,700,000	111,500,000	130,000,000
			初度設備相当加算				2,270,000	2,270,000
		居住部門 ※定員1人当たり	都市部	738,000	703,000	667,000	632,000	738,000
			標準	703,000	670,000	636,000	603,000	703,000
			初度設備相当加算				67,000	67,000
	小規模型	本体(441㎡以内)	都市部	90,800,000	86,500,000	82,100,000	77,800,000	90,800,000
			標準	86,500,000	82,400,000	78,200,000	74,100,000	86,500,000
			初度設備相当加算				2,040,000	2,040,000
		居住部門 ※定員1人当たり	都市部	738,000	703,000	667,000	632,000	738,000
			標準	703,000	670,000	636,000	603,000	703,000
			初度設備相当加算				67,000	67,000
生活館 132㎡以上661㎡以内	都市部	標準	136,500,000	130,000,000	123,500,000	117,000,000	136,500,000	
		標準	130,000,000	123,900,000	117,700,000	111,500,000	130,000,000	
		初度設備相当加算(本体)				2,270,000	2,270,000	
		(地域福祉事業のための訓練室等の整備加算)				2,620,000	2,620,000	
		(地域福祉事業のうち給食部門の整備加算)				1,090,000	1,090,000	
		初度設備相当加算(本体)				2,270,000	2,270,000	

(注)1 特別豪雪地域に所在する場合は、A地域単価を適用すること。  
 2 上段書きは、「地方改善施設整備費における国庫補助金の算定方法等の取扱いについて(平成18年10月10日社援発第1010002号)」の別紙6により、都市部特例割増加算後の単価であること。  
 3 本体を増築する場合は、以下の単価を適用すること。  

$$\frac{\text{増築面積}}{661\text{㎡}} \times \text{国庫補助基準単価} = \text{本体を増築する場合の単価(10万円未満切り捨て)}$$
  
 4 改築に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。

(注)1 上段書きは、「地方改善施設整備費における国庫補助金の算定方法等の取扱いについて(平成18年10月10日社援発第1010002号)」の別紙6により、都市部特例割増加算後の単価であること。  
 2 本体を増築する場合は、以下の単価を適用すること。  

$$\frac{\text{増築面積}}{661\text{㎡}} \times \text{国庫補助基準単価} = \text{本体を増築する場合の単価(10万円未満切り捨て)}$$
  
 3 改築に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。

平成29年度地方改善施設整備費補助金 建築基準単価 (案)

旧 基 準					新 基 準 (案)						
隣保館等施設整備費補助金の1施設当たりの間接補助基準単価 (単位:円)					隣保館等施設整備費補助金の1施設当たりの間接補助基準単価(案) (単位:円)						
		A地域	B地域	C地域	D地域			間接補助基準単価			
		青森県、岩手県、福島県、東京都、富山県、山梨県、長野県、沖縄県	北海道、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、鳥取県、広島県、熊本県、鹿児島県	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、福井県、愛知県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、岡山県、山口県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県	徳島県、愛媛県、福岡県、大分県						
隣保館	本体(132㎡以上661㎡以内)	都市部	102,300,000	97,500,000	92,600,000	87,700,000	都市部	102,300,000	標準	97,500,000	
		標準	97,500,000	92,900,000	88,200,000	83,600,000					
	初度設備相当加算		1,700,000				初度設備相当加算		1,700,000		
	隣保館デイサービス事業のための訓練室等を整備する場合の加算額(146㎡以内)	都市部	22,700,000	21,700,000	20,600,000	19,500,000	都市部	22,700,000	標準	21,700,000	
		標準	21,700,000	20,700,000	19,600,000	18,600,000	標準	21,700,000	初度設備相当加算	1,960,000	
	初度設備相当加算		1,960,000				初度設備相当加算		1,960,000		
	隣保館デイサービス事業のうち給食部門を整備する場合の加算額(135㎡以内)	都市部	21,100,000	20,100,000	19,000,000	18,000,000	都市部	21,100,000	標準	20,100,000	
		標準	20,100,000	19,200,000	18,200,000	17,200,000	標準	20,100,000	初度設備相当加算	817,000	
	初度設備相当加算		817,000				初度設備相当加算		817,000		
	ホームレス自立支援センター	通常型	本体(132㎡以上661㎡以内)	都市部	102,300,000	97,500,000	92,600,000	87,700,000	都市部	102,300,000	標準
標準				97,500,000	92,900,000	88,200,000	83,600,000				
初度設備相当加算			1,700,000				初度設備相当加算		1,700,000		
居住部門 ※定員1人当たり			都市部	553,000	527,000	500,000	474,000	都市部	553,000	標準	527,000
		標準	527,000	502,000	476,000	451,000	標準	527,000	初度設備相当加算	50,000	
初度設備相当加算		50,000				初度設備相当加算		50,000			
小規模型		本体(441㎡以内)	都市部	68,000,000	64,800,000	61,500,000	58,300,000	都市部	68,000,000	標準	64,800,000
			標準	64,800,000	61,800,000	58,700,000	55,600,000	標準	64,800,000	初度設備相当加算	1,530,000
		初度設備相当加算		1,530,000				初度設備相当加算		1,530,000	
		居住部門 ※定員1人当たり	都市部	553,000	527,000	500,000	474,000	都市部	553,000	標準	527,000
標準	527,000		502,000	476,000	451,000	標準	527,000	初度設備相当加算	50,000		
初度設備相当加算		50,000				初度設備相当加算		50,000			
生活館 132㎡以上661㎡以内	都市部	標準	102,300,000	97,500,000	92,600,000	87,700,000	都市部	102,300,000	標準	97,500,000	
		標準	97,500,000	92,900,000	88,200,000	83,600,000	標準	97,500,000	初度設備相当加算(本体)	1,700,000	
	初度設備相当加算(本体)		1,700,000				初度設備相当加算(本体)		1,700,000		
	(地域福祉事業のための訓練室等の整備加算)		1,960,000				(地域福祉事業のための訓練室等の整備加算)		1,960,000		
(地域福祉事業のうち給食部門の整備加算)		817,000				(地域福祉事業のうち給食部門の整備加算)		817,000			

(注)1 特別豪雪地域に所在する場合は、A地域単価を適用すること。  
 2 上段書きは、「地方改善施設整備費における国庫補助金の算定方法等の取扱いについて(平成18年10月10日社援発第1010002号)」の別紙6により、都市部特別割増加算後の単価であること。  
 3 本体を増築する場合は、以下の単価を適用すること。  

$$\frac{\text{増築面積}}{661\text{㎡}} \times \text{国庫補助基準単価} = \text{本体を増築する場合の単価(10万円未満切り捨て)}$$
  
 4 改築に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。

(注)1 上段書きは、「地方改善施設整備費における国庫補助金の算定方法等の取扱いについて(平成18年10月10日社援発第1010002号)」の別紙6により、都市部特別割増加算後の単価であること。  
 2 本体を増築する場合は、以下の単価を適用すること。  

$$\frac{\text{増築面積}}{661\text{㎡}} \times \text{国庫補助基準単価} = \text{本体を増築する場合の単価(10万円未満切り捨て)}$$
  
 3 改築に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。

# 生活困窮者自立支援制度における支援状況調査 集計結果 (平成27年4月～平成28年12月)

## 【平成27年度】

- 平成27年度の新規相談受付件数は、約22.6万件。
- そのうち、継続的な支援のためプランを作成した件数は約5.6万件。
- 包括的な支援の提供により、約2.8万人が就労・増収につながった。

## 【平成28年度】

- プラン作成件数は、平成27年度に比べて着実な伸びが見られる。

【参考】国の目安値(人口10万人・1ヶ月当たり)・経済・財政再生計画改革工程表KPI

	平成27年度 目安値	平成28年度 目安値	KPI(平成30年度)
新規相談受付件数	20件	22件	年間40万人 →人口10万人・1ヶ月当 たりに換算すると26件
プラン作成件数	10件	11件	新規相談件数の50%
就労支援対象者数	6件	7件	プラン作成件数の60%
就労・増収率	40%	42%	75%

※ 就労・増収率については、H28から把握した実績を踏まえ、KPIを見直した

## 平成 27年度

平成27年4月 ～ 平成28年3月	新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数	増収者数
	人口10万人 あたり		人口10万人 あたり		人口10万人 あたり			
	226,411	14.7	55,570	3.6	28,207	1.8	21,465	6,946

(件数、人)

## 平成 28年度

平成28年	新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数		増収者数		就労・増収率 (②+③)/①
	人口10万人 あたり		人口10万人 あたり		(①)	人口10万人 あたり	うち就労支援対象 プラン作成者分 (②)	うち就労支援対象 プラン作成者分 (③)			
4月分	18,218	14.2	5,046	3.9	2,525	2.0	2,139	1,426	527	350	70%
5月分	19,080	14.9	5,321	4.1	2,624	2.0	2,078	1,380	578	362	66%
6月分	19,839	15.5	5,715	4.5	2,810	2.2	2,351	1,606	647	405	72%
7月分	18,691	14.6	5,525	4.3	2,707	2.1	2,302	1,571	658	435	74%
8月分	18,899	14.7	5,788	4.5	2,743	2.1	2,051	1,441	615	399	67%
9月分	19,281	15.0	5,634	4.4	2,688	2.1	2,194	1,520	600	425	72%
10月分	18,071	14.1	5,592	4.4	2,619	2.0	2,207	1,544	679	451	76%
11月分	17,684	13.8	5,656	4.4	2,755	2.1	2,284	1,636	584	407	74%
12月分	15,182	11.8	5,143	4.0	2,467	1.9	1,972	1,422	571	405	74%
合計	164,945	14.3	49,420	4.3	23,938	2.1	19,578	13,546	5,459	3,639	72%

(件数、人)

※ 各項目の数値は概数であり、今後の整理の結果、異動を生じることがある。

## 生活困窮者自立支援制度の施行状況 (全国的な状況)

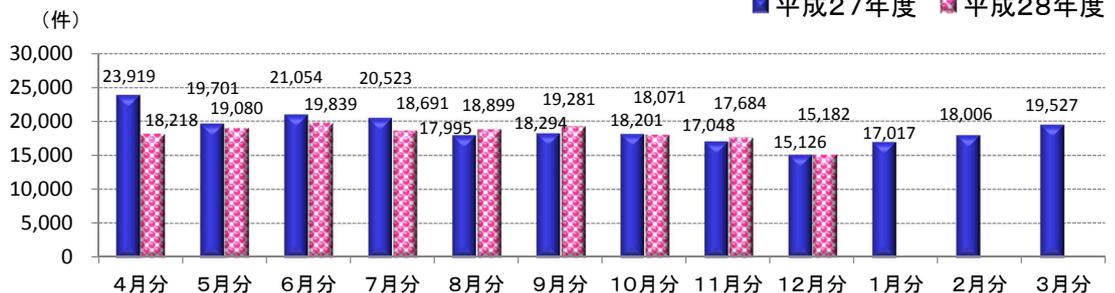
- 新規相談受付件数について、平成27年度は1年間で約22万6千件、平成28年度は12月までの9ヶ月で約16万5千件の相談があった。
- そのうち、平成27年度においては約5万6千件、平成28年度は12月までに約4万9千件が、継続した支援が必要とされ、それぞれの支援対象者に応じたプランに基づき、支援が進められているなど、着実に本制度が実施されてきている。

■平成27年度 ■平成28年度

### 新規相談受付件数

【平成27年度】  
226,411件

【平成28年度】  
164,945件  
(4月～12月)



### プラン作成件数

【平成27年度】  
55,570件

【平成28年度】  
49,420件  
(4月～12月)



※平成27年度、平成28年度支援状況調査より(平成28年度実績は4月～12月実績)。

## 生活困窮者自立支援制度の施行状況（自治体規模別の状況）

- 新規相談受付件数（人口10万人・1ヶ月あたり）を全国ベースで見ると、平成27年度（14.7件）、平成28年度（14.5件）で大差はない。
- 政令指定都市は、平成27年度から平成28年度にかけて増加している自治体が多く、その水準も引き続き高い（20指定都市中約7割が増加、18.0件→20.0件）。
- 都道府県及び中核市も同様に増加している自治体が多い（45都道府県中約6割が増加、11.1件→12.8件。45中核市中約7割が増加、13.0件→14.7件）。
- また、プラン作成件数、就労支援対象者数については、新規相談件数の増加や、プラン作成の定着等により、どの自治体規模で見ても増加自治体が多い（都道府県の約7割、指定都市の約9割、中核市の約7～8割、一般市区町村の約6割）。

区分	自治体数	前年度からの実績増減	新規相談受付件数 (人口10万人・1ヶ月あたり)				プラン作成件数 (人口10万人・1ヶ月あたり)				就労支援対象者数 (人口10万人・1ヶ月あたり)			
			内訳		件数		内訳		件数		内訳		件数	
			自治体数	占有率	27年度	28年度	自治体数	占有率	27年度	28年度	自治体数	占有率	27年度	28年度
都道府県	45	増加	28	62.2%	11.1	12.8	33	73.3%	2.8	4.1	32	71.1%	1.5	2.1
		減少	17	37.8%	10.4	8.0	12	26.7%	2.1	1.4	13	28.9%	1.3	0.9
		合計			10.8	10.9			2.6	3.5			1.5	1.8
指定都市	20	増加	14	70.0%	18.0	20.0	18	90.0%	6.8	8.0	17	85.0%	2.2	2.7
		減少	6	30.0%	11.9	9.8	2	10.0%	4.7	4.0	3	15.0%	1.8	1.1
		合計			16.6	17.8			6.6	7.6			2.2	2.5
中核市	45	増加	30	66.7%	13.0	14.7	37	82.2%	3.1	4.1	31	68.9%	1.6	2.3
		減少	15	33.3%	12.7	10.3	8	17.8%	2.1	1.5	14	31.1%	1.8	1.3
		合計			12.9	13.7			2.9	3.6			1.7	2.0
一般市区町村	791	増加	387	48.9%	12.8	15.1	501	63.3%	2.5	3.8	437	55.2%	1.6	2.5
		減少	404	51.1%	17.5	13.0	290	36.7%	3.4	2.2	354	44.8%	2.0	1.3
		合計			15.0	14.1			2.8	3.3			1.8	2.0
合計	901	増加	459	50.9%	14.1	16.2	589	65.4%	3.7	4.9	517	57.4%	1.8	2.5
		減少	442	49.1%	15.7	11.9	312	34.6%	3.3	2.2	384	42.6%	1.9	1.2
		合計			14.7	14.5			3.6	4.3			1.8	2.1

※平成27年度、28年度支援状況調査より（平成28年度実績は4月～11月実績の集計値）。

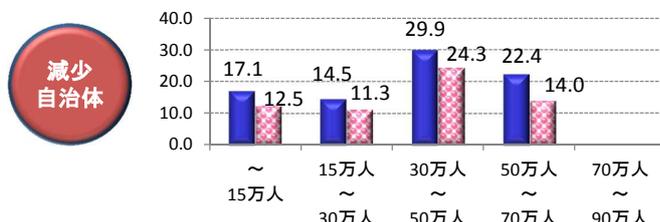
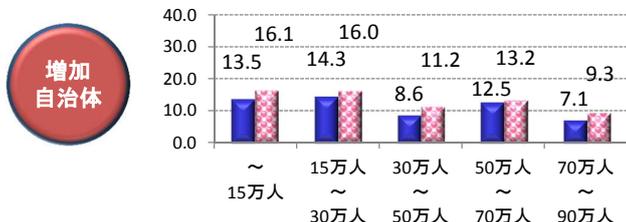
## 生活困窮者自立支援制度の施行状況（一般市区町村の状況）

- 一般市区町村のうち、人口15万人未満自治体は、増加・減少がほぼ同割合であるものの、減少している自治体は平成27年度実績がかなり高く、平成28年度に減少しており（17.1件→12.5件）、増加している自治体は平成27年度実績が低かったが、平成28年度は着実に増加している（13.5件→16.1件）。人口15万人以上～30万人未満自治体は、平成27年度の実績と比べて、増加した自治体と減少した自治体とに大きく分かれている（増加自治体：14.3件→16.0件、減少自治体：14.5件→11.3件）。

一般市区町村 人口規模	自治体数	前年度からの実績増減	新規相談受付件数 (人口10万人・1ヶ月あたり)				プラン作成件数 (人口10万人・1ヶ月あたり)				就労支援対象者数 (人口10万人・1ヶ月あたり)			
			内訳		件数		内訳		件数		内訳		件数	
			自治体数	占有率	27年度	28年度	自治体数	占有率	27年度	28年度	自治体数	占有率	27年度	28年度
15万人未満	674	増加	321	47.6%	13.5	16.1	417	61.9%	2.6	4.1	363	53.9%	1.5	2.5
		減少	353	52.4%	17.1	12.5	257	38.1%	3.2	1.9	311	46.1%	2.0	1.1
15万人以上 ～ 30万人未満	94	増加	51	54.3%	14.3	16.0	67	71.3%	2.4	3.5	59	62.8%	1.6	2.3
		減少	43	45.7%	14.5	11.3	27	28.7%	3.0	2.1	35	37.2%	1.8	1.3
30万人以上 ～ 50万人未満	15	増加	9	60.0%	8.6	11.2	10	66.7%	2.0	3.0	10	66.7%	1.6	1.9
		減少	6	40.0%	29.9	24.3	5	33.3%	4.7	3.8	5	33.3%	3.0	2.4
50万人以上 ～ 70万人未満	5	増加	3	60.0%	12.5	13.2	4	80.0%	3.0	4.1	3	60.0%	1.8	2.6
		減少	2	40.0%	22.4	14.0	1	20.0%	7.2	5.2	2	40.0%	3.4	2.3
70万人以上 ～ 90万人未満	3	増加	3	100.0%	7.1	9.3	3	100.0%	3.4	3.6	2	66.7%	3.6	3.6
		減少									1	33.3%	0.7	0.7
全体	791	合計	791		15.0	14.1	791		2.8	3.3	791		1.8	2.0

一般市区町村における新規相談受付件数（人口10万人・1ヶ月あたり）の年度別比較

■平成27年度 ■平成28年度

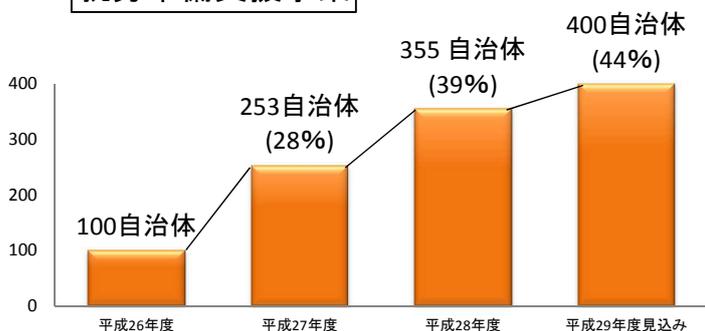


※平成27年度、28年度支援状況調査より（平成28年度実績は4月～11月実績の集計値）。

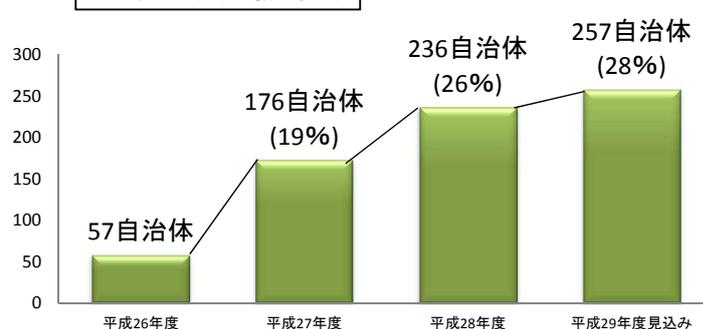
## 任意事業の実施状況について

○ 平成29年度の任意事業の実施予定自治体数は、平成28年度の実施自治体数と比較して、それぞれ増加する見込みとなっている。

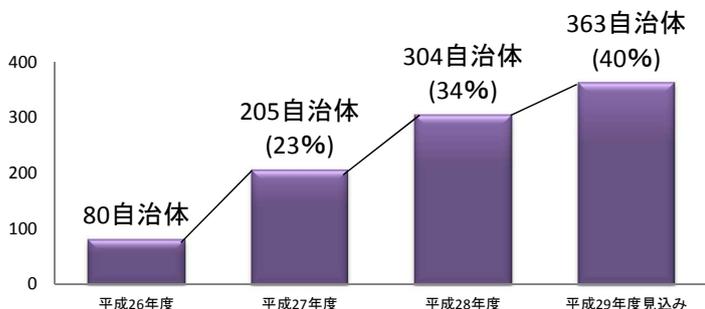
### 就労準備支援事業



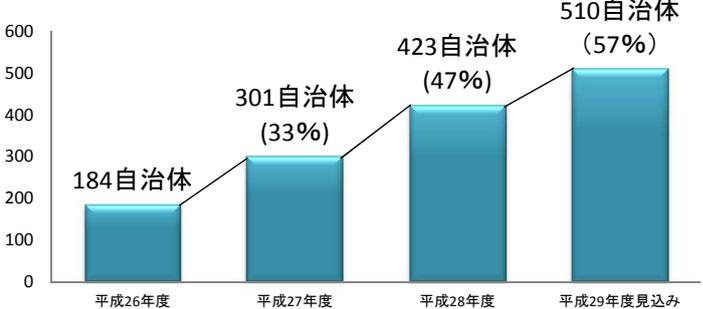
### 一時生活支援事業



### 家計相談支援事業



### 子どもの学習支援事業



## 平成29年度 生活困窮者自立支援法等関係予算（案）

○ 必須事業（負担金） 平成28年度 218億円 → 平成29年度 218億円

- ・自立相談支援事業
- ・住居確保給付金
- ・被保護者就労支援事業



○ 任意事業（補助金） 平成28年度 183億円 → 平成29年度 183億円

- ・就労準備支援事業（【新規】①生活困窮者等の就労準備支援の充実）
- ・被保護者就労準備支援事業（【新規】①生活困窮者等の就労準備支援の充実）
- ・一時生活支援事業
- ・家計相談支援事業
- ・子どもの学習支援事業（【新規】②教育機関との連携強化）
- ・その他の生活困窮者の自立促進事業（【新規】③居住支援の強化）



○ 合計 平成28年度 400億円 → 平成29年度 **400億円**

※ 計数は四捨五入による。

## ①生活困窮者等の就労準備支援の充実について

平成29年度予算(案):5.1億円(うち困窮者分1.2億円)

- 被保護者等(生活困窮者を含む)の中には就労意欲の低下や社会との関わりに不安を抱える等、複合的な課題を抱え直ちに就職することが困難な者もある。
- こうした状況の者については、これまでも被保護者就労準備支援事業や生活困窮者の就労準備支援事業等において、就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を実施してきているところ。
- その上で、さらに従来の支援では一般就労につなげることが困難であるが、**障害者等への就労支援のノウハウを活用することで、一般就労に挑戦できる状況になると見込まれる者に対しては、その特性に応じた支援を行うことを推進する。**

- 事業概要
- 障害者等への就労支援のノウハウを活用するため、専門知識や技術を持つ担当者を含めたチーム支援を実施及び連携体制を構築する。
  - これまでの就労支援(準備含む)では効果が出なかった被保護者等に対して適切なアセスメントに基づく支援を実施し、早期に一般就労及び次のステージ(就労支援事業等)へ移行させることを目的とする。

### 【実施のイメージ】

#### 自治体直営で実施

#### 委託による実施(※)

##### 【委託先の要件(案)】

- 障害者に対する就労支援ノウハウがある。
- 短期間でメリハリのある支援を実施している。
- 一般就労に結びつけることを目指し、移行率も高い。
- 生産活動や職場体験の機会の確保ができる。

##### 【委託先の例】

障害者の一般就労への移行支援のノウハウを有する社会福祉法人等

一般就労につなげることが困難な者

#### 【従来の支援】

### 新 【特性に応じた支援の実施】

#### 障害者等への就労支援により蓄積されたノウハウを活用

- 専門職による適切なアセスメントや支援の実施・フォローアップにより、利用者の状態像に応じた適切な支援を実施

#### 職業訓練等の支援



#### 福祉専門職による支援



**チーム支援**  
(連携体制の構築)

##### 【福祉専門職の例】

- 社会福祉士 ○ 精神保健福祉士
- 介護福祉士 ○ 臨床心理士 等

##### 【主な業務の例】

- 対象者に対するアセスメント(就労阻害要因の把握等)
- 支援計画の作成(適職の選定、適切な支援手法の検討)
- 支援におけるフォローアップ(信頼関係の構築、心身の健康状態の把握等)

#### 就労準備支援

#### 特別の支援を必要とする者

長期間求職活動の成果が出ない者等の中には、外見的には認識しづらい何らかのハンディキャップを持つ者がおり、障害者等への就労支援ニーズと類似する。

#### 対象者



#### 対象者層

傷病・高齢等により就労が困難な者

※本事業の詳細については別途通知するが、委託により実施する場合には、「被保護者就労準備支援事業の実施について(保護課長通知)」の規定を適用し、原則1年間を超えない期間で行うものとするため、委託先の選定に当たってはご留意いただきたい。

## ②子どもの学習支援の推進について

平成29年度予算案:35億円

- 平成26年度に「子どもの貧困対策大綱」が策定、27年度には「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」が策定されるとともに、28年度には「ニッポン一億総活躍プラン」に子ども関連の施策が盛り込まれるなど、昨今、子どもの貧困対策関係ではたびたび施策の充実が求められている。
- そうした動きを踏まえ、以下の点について強化を図るなど、子どもの学習支援事業を更に推進する。

### 課題と必要な対応

**【課題】** 事業の実施や充実を図るためには、子どもの状況を把握している学校や教育委員会との連携に必要な性を感じているものの、十分に連携が取れていない状況。

※約40%が「小中学校との連携」、約65%が「教育委員会との連携に必要な性を感じている」と回答(学習支援事業の運営実践事例集報告書より)

**【対応】** 学校や教育委員会との定期的な情報共有、関係の構築等を図るため、教育機関との連携を強化。

### 期待される効果、実施方法

**期待される効果** ⇒ 教育機関と定期的な情報共有の場を設け、事業趣旨の共有を始めとした関係を構築することで、学校等が把握している子どもの情報が共有されやすい環境をつくる。これにより、子どもの課題や状況に応じた支援が更に充実するとともに、事業の対象となる子どもの掘り起こしや、子どもだけでなく親も含めた世帯支援につなげるきっかけとなること期待できる。また、教育機関との良好な関係を構築することで、事業の受託先となり得る地域の教員OB等の教育経験者や団体の紹介も期待される。

**実施方法** ⇒ 福祉事務所設置自治体にて実施。

### イメージ図



### ③ 生活困窮者自立支援制度における居住支援の取組強化

#### 1. 方向性

自立相談支援事業の相談者について、賃貸住宅の入居・居住に関して直面している困難(家賃負担、連帯保証、緊急連絡先の確保等がネックとなり賃貸住宅を借りられない)を踏まえた個別支援を充実する。

→ こうした困難を抱える者は、身寄りがない、世帯の経済基盤が弱い等の事情が背景にあると考えられ、自立相談支援事業の相談者像そのもの。相談者の課題を踏まえ、家賃を下げる、保証や見守りのサービスを組み合わせるといったオーダーメイドの居住支援コーディネート機能が必要。

#### 2. 支援内容

##### 【1. 個別支援】

○相談者の課題を踏まえ、必要な物件像や居住支援サービスを見極め、不動産事業者へ同行し、物件探しや契約の支援を行う。

##### 【2. 物件やサービスの情報収集、担い手開拓】

○不動産関係者・福祉関係者の有する物件や居住支援サービスの情報を収集し、不足しているものについては担い手を開拓する。

##### 【3. 潜在ニーズへの対応】

○病院の医療ソーシャルワーカー等と連携し、入院・入所中に借家を引き払っている等で退院・退所後の居住支援を要する者を把握し、自立相談で継続的に支援する。

具体的には、以下のような取組を想定。

- (1) 地元の不動産事業者から、保証人や緊急連絡先がなくても入居できる物件、家賃が低めの物件などの情報を収集
- (2) 民間の家賃保証サービスや協力を得やすい不動産事業者リストなどについて、都道府県の居住支援協議会から情報収集
- (3) 緊急連絡先の代わりになりうる見守りサービス等について、市町村の福祉担当や社協などから情報収集
- (4) 家賃保証や緊急連絡先の引き受けについて、厚労省が提供する取組事例を元に社会福祉法人等に打診、スキームづくり
- (5) 取組事例を元に、物件サブリース等により緊急連絡先不要で安価な住居を自ら提供する社会福祉法人を開拓

#### 3. 平成29年度予算案

【予算額】2.5億円(100箇所程度を想定)

【補助率】1/2

### 住宅確保要配慮者に対する住宅・福祉行政の連携の推進

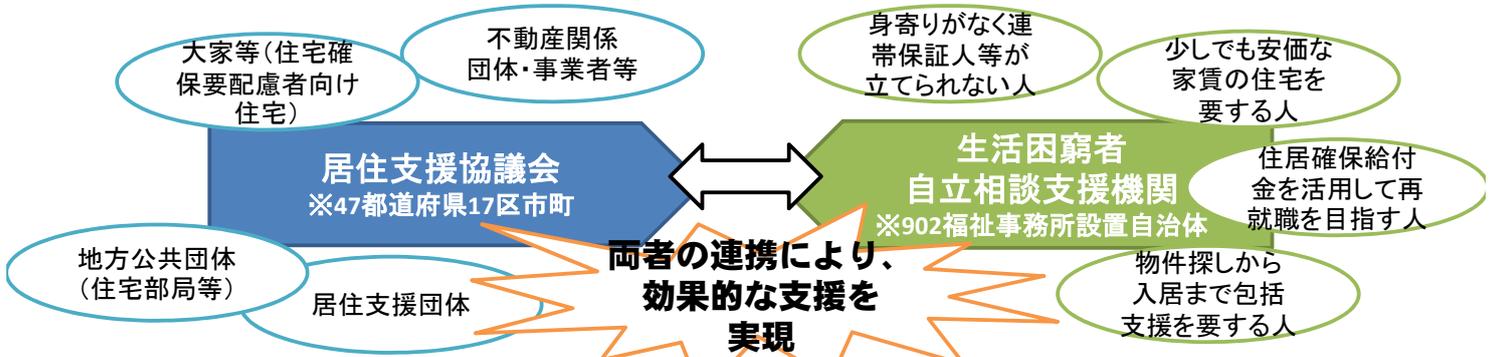
- 生活困窮者を含む住宅確保要配慮者に対しては、従来より国土交通省において住宅セーフティネット機能の強化に取り組み、支援を充実させてきている。厚生労働省が実施する生活困窮者自立支援と連携を深めることにより、支援を要する者を的確に把握し、効果的な支援を実現。
- また、福祉行政と住宅行政のより一層の緊密な連携を図るため、厚生労働省と国土交通省の関係局職員による情報共有や協議を行うための「福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会」を平成28年12月に設置。

各地でネットワーク化が進んでいる居住支援協議会において、住宅セーフティネット関連の支援情報(※)が集約されている。

※住宅確保要配慮者でも入居しやすい住宅の情報や家賃債務保証等のサービス等

全国に設置されている生活困窮者自立相談支援機関において、様々な居住支援のニーズが顕在化。

生活困窮者自立支援は、ニーズに合わせたオーダーメイドの包括支援が特徴。



##### 【平成29年度予算(案)における対応】

民間賃貸住宅や空き家を活用した新たな住宅セーフティネット制度を構築し、居住支援協議会の取組や、空き家等を活用した子育て世帯等向けの住宅整備等に対して支援

##### 【平成29年度予算(案)における対応】

相談者個別支援や物件・サービスの情報収集・担い手開拓を実施

# 平成29年度 各事業の基準額案(事業費ベース)

- 平成29年度の基準額の設定の考え方は、基本的には28年度と同様とする。  
※ただし、自立相談支援事業については個別協議を実施する。
- 子どもの学習支援事業については、「教育機関との連携強化」に関する加算を、新たに設定する。

(単位:千円)

人口規模	自立相談	就労準備	家計相談	学習支援			
					高校中退 防止加算	家庭訪問 加算	教育機関との 連携強化加算
2万人未満	5,000	5,000	3,000	2,800	500	700	700
2万人以上～3万人未満	7,000	6,000	4,000	3,800	600	1,000	1,000
3万人以上～4万人未満	9,000	7,000	5,000	4,700	700	1,200	1,200
4万人以上～5.5万人未満	10,600	8,000	7,000	5,700	900	1,500	1,500
5.5万人以上～7万人未満	12,500	9,000	8,000	7,600	1,200	1,900	1,900
7万人以上～10万人未満	14,500	11,000	10,000	9,000	1,400	2,300	2,300
10万人以上～15万人未満	18,500	14,000	12,000	10,500	1,600	2,700	2,700
15万人以上～20万人未満	22,500	17,000	15,000	13,300	2,000	3,400	3,400
20万人以上～30万人未満	30,000	20,000	18,000	15,200	2,300	3,800	3,800
30万人以上～40万人未満	38,000	25,000	20,000	17,100	2,600	4,300	4,300
40万人以上～50万人未満	48,000	30,000	23,000	19,000	2,900	4,800	4,800
50万人以上～75万人未満	65,000	35,000	28,000	28,500	4,300	7,200	7,200
75万人以上～100万人未満	90,000	40,000	30,000	36,000	5,400	9,000	9,000
100万人以上～150万人未満	140,000	50,000	40,000	47,500	7,200	12,000	12,000
150万人以上～200万人未満	160,000	55,000	45,000	55,000	8,300	14,000	14,000
200万人以上～250万人未満	190,000	60,000	50,000	62,000	9,300	16,000	16,000
250万人以上～300万人未満	220,000	65,000	55,000	69,000	11,000	18,000	18,000
300万人以上	250,000	70,000	60,000	80,000	12,000	20,000	20,000

※ 上記のほか、一定の要件に応じた加算あり

## 平成29年度における経過措置の取扱いについて(案)

各事業の国庫負担・補助においては、制度施行初年度の平成27年度に引き続き、28年度においても基準額に一定の経過措置を設けているところ。  
これらの経過措置については、基本的には廃止していくことが必要と考えているが、それぞれの経過措置の主旨等を踏まえ、平成29年度においては以下のとおりとする。

### 平成28年度

#### 自立相談支援事業

- ・保護率が2%以上 ⇒ 基準額×1.2
  - ・保護率が3%以上 ⇒ 基準額×1.5
  - ・住宅支援給付の給付実績が一定以上 ⇒ 基準額×1.2
  - ・H26モデル事業の実績額が基準額よりも高い ⇒ 基準額×1.3
- ※上記で求められた額のうち、最も高い額を適用する。

#### 子どもの学習支援事業

- ・H27に経過措置を受けていた自治体について、H27の国庫補助基準額×0.9がH28基準額よりも高い ⇒ H27国庫補助基準額×0.9

#### 一時生活支援事業、ホームレス加算(自立相談支援事業)

- ・H28所要額が基準額よりも高い ⇒ 基準額×1.2

#### 被保護者就労支援事業、被保護者就労準備支援事業

- ・H26実績がH28基準額よりも高い
- 被保護者就労支援事業 ⇒ 基準額×1.14
- 被保護者就労準備支援事業 ⇒ 基準額+(H26実績額-基準額)×2/3

### 平成29年度

- ・28年度と同様の基準とする  
※ 保護率は平成28年12月分の「被保護者調査」に基づき報告した被保護人員、住居確保給付金は平成28年の新規支給決定件数
  - ・H26モデル事業の実績額がH29基準額よりも高い ⇒ 基準額×1.1
- ※上記で求められた額のうち、最も高い額を適用する。

- ・H28に経過措置を受けていた自治体について、H28の国庫補助基準額×0.9がH29基準額よりも高い ⇒ H28国庫補助基準額×0.9
- ※ただし、事業実施に当たり、国が追って示す特別な取組や実績報告を行う場合は、H28国庫補助基準額と同額を適用することを認める。

- ・H29所要額が基準額よりも高い ⇒ 基準額×1.2

- ・H26実績がH29基準額よりも高い
- 被保護者就労支援事業 ⇒ 基準額×1.07
- 被保護者就労準備支援事業 ⇒ 基準額+(H26実績額-基準額)×1/3

加算分の事業を実施する場合は、上記で求められた額に別途、加算額を加える。

## 平成28年度新規補助事業の取組状況(就労訓練事業(中間的就労)の推進)①

### ○就労訓練アドバイザーの配置(都道府県)

#### 東京都の取組例

- 区市における事業所開拓や利用あっせんが進んでおらず、これを拡大するために都が主導して、本来、開拓主体となるべき自治体のための環境づくりを行うことを目的として事業化。
- 都の自主事業である住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業(TOKYOチャレンジネット)の受託団体(社会福祉法人)に委託し、就労訓練アドバイザー(常勤1人、非常勤1人)を配置。
- 具体的には、以下のような取組を実施。
  - ・ 区市職員等を対象とした担当者会議において、認定就労訓練事業所の開拓手法について説明(管内全区市が参加)
  - ・ 認定を希望する事業者に対して認定申請手続の支援
  - ・ 認定就労訓練事業の利用あっせんを促進するため、実際に利用可能範囲にある認定就労訓練事業所(社会福祉法人や株式会社等)の見学会を自立相談支援機関の就労支援員等を対象に各地域で開催  
(=利用あっせんが進めば、就労支援員等にとって事業所開拓を実施するインセンティブになるとの考え)
- 今後は、認定就労訓練事業所の就労支援担当者の養成研修等を行う東京都地域公益活動推進協議会との連携を検討。

#### 鳥取県の取組例

- 県内において事業所開拓や利用あっせんが進まない自治体もあることから、県が主導して事業所開拓を行い、かつ開拓した事業所活用の好事例を横展開することにより、開拓や利用のノウハウ向上をサポートし、県全体の推進を図ることが目的。
- さらに、多分野の就労支援機関等で構成する県ネットワーク会議において、若者支援やひきこもり支援等の他分野においても支援付き就労の場の必要性と課題があることを共有。対象者像や支援ノウハウが共通するところもあることから、分野横断的に支援付き就労の推進に取り組むことも目的としている。
- 今年の9月議会で予算化して、NPO法人と委託契約を締結し、「中間的就労コーディネーター」(以下「コーディネーター」という。)を1名配置(「中間的就労事業所育成員」(以下「育成員」という。))も1名配置)。
- 具体的には、育成員が全県的に事業所開拓を行いながら、コーディネーターが以下の取組を実施。
  - ・ 事業所開拓・事業所支援を担っている他分野の就労支援機関等を含めた情報交換会やスキルアップ研修の開催
  - ・ 開拓事業所の活用促進のための情報共有・情報発信
  - ・ 他分野の就労支援機関等と連携して、開拓した事業所への助言等を通じた関係づくり

## 平成28年度新規補助事業の取組状況(就労訓練事業(中間的就労)の推進)②

### ○就労訓練事業所育成員の配置

#### 愛知県名古屋市の取組例

- 平成26、27年度に市内民間事業者「(一社)草の根ささえあいプロジェクト」に委託して実施していた「なごやモデル」の取組(一般就労につなげることを目的として、対象者の希望や特性に応じた企業開拓を実施し、就労につなげる)により、中間的就労から一般就労までつなげるノウハウを積み重ね、このモデルの取組を事業化。
- 市内3か所の自立相談支援機関窓口「就労支援推進員」(専任職員)を1名ずつ配置。
- 「就労支援推進員」は、事業所の個別開拓のほか、事業所の立ち上げ支援や認定申請支援、認定就労訓練事業所のフォローアップ等を実施。
- この他に、認定就労訓練事業を推進するために、以下のような取組を実施。
  - ・ 市のホームページに、事業者向けの認定就労訓練事業の成功事例等を掲載したガイドブックを掲載
  - ・ 非雇用型の認定就労訓練事業所に通う利用者に交通費支給やスーツ等の現物給付を行う市社協の事業と連携
  - ・ 就労準備の就労体験協力事業所と認定就労訓練事業所の両方の開拓に活用できるチラシを作成
  - ・ 市内3か所の自立相談支援機関の連携のため、合同の事例検討会や就労支援推進員担当者会等の会議を定期開催

#### 長野県長野市の取組例

- 自立相談支援機関窓口専任の就労訓練事業所育成員を1名配置。
- 求人や業務内容から認定就労訓練事業に適していると見込まれる事業所に個別に訪問し、認定就労訓練事業所の開拓を実施。
- 認定就労訓練事業の利用が望ましいと見込まれる者に対しては、就労訓練事業所育成員がその者に適した事業所の選定だけでなく、面接や事業所に通う際の同行まで寄り添って支援を実施し、認定就労訓練事業の利用の他、一般就労、障害者雇用枠での就労につながっている。
- 認定就労訓練事業所の開拓に併せて、長野県社会福祉法人経営者協議会が実施する「就職活動応援金付職場体験事業」(プチバイト事業、相談者に職場体験の場を紹介するとともに、就職活動応援金を給付して経済的支援を行う)に登録する事業所の開拓も実施している。

# 平成28年度新規補助事業の取組状況(生活困窮者等の就農訓練事業)①

## 京都府京丹後市の概要

人口:57,009人(H28.8月末時点)  
世帯数:22,725世帯(H28.8月末時点)  
高齢化率:34.3%(H28.8月末時点)  
保護率:10.3%(H25年度)



## 事業概要

### 1. 事業実施の背景

○ 相談者への面談のみによるアセスメントに限界を感じていたことから、就農体験を通じた見立てを行うために実施。就農訓練を通じて利用者の自己有用感を高めたり、適正職種等を見立てる機会となっているほか、荒廃農地の利用にも繋がっている。

### 2. 実施状況・利用状況

- 企業組合労協センター事業団に委託。被保護者への就農訓練事業と一体的に実施。
- 就農訓練事業担当者2名(田畑担当1名、里山担当1名)を配置。
- 利用者は週2～5回の通所型で利用し、3か月で支援内容を見直すことにしている。
- 生活困窮者のみではなく、被保護者、サポステ利用者等も対象とすることで利用者を増やしている(事業費は利用者数に応じて按分。平成28年10月時点の利用者数:困窮者4人、被保護者2人、サポステ10人)。

### 3. 取組内容

- 農家や自治会への聞き込みにより、近隣の荒廃農地を探した上で持ち主の了解を得て、そこで田畑耕作を実施。
- この他、里山整備(集材作業補助)、事業所内での内職、他都市・地方間連携による釜ヶ崎支援機構や京都自立就労サポートセンター等との農業体験等を通じた利用者の交流も行っている。
- 知識や技術が必要な農作業を行うときは、近くの農家を講師として招いている(謝金を支給)。
- 利用者に対し工賃等を支給していないが、作業に応じてポイントを付与し、貯まったポイントを収穫した農作物等と交換できるようにしている。
- 希望者には曜日ごとに方面を決めて近隣までの送迎を実施。
- 当該事業所には自立相談支援事業の支援員も配置しており、常に連携が図られている。

# 平成28年度新規補助事業の取組状況(生活困窮者等の就農訓練事業)②

## 京都府福知山市の概要

人口:79,631人(H28.10月末時点)  
世帯数:35,922世帯(H28.10月末時点)  
高齢化率:28.83%(H28.10月末時点)  
保護率:14.7%(H27年度)



## 事業概要

### 1. 事業実施の背景

○ 就労意欲の喚起やコミュニケーション能力の形成のために実施。就労意欲の低い支援困難者への支援メニューができたことや、支援ノウハウを有する法人へ委託したことで、自立相談支援事業の支援員の心理的負担軽減が図られている。

### 2. 実施状況・利用状況

- 農業生産法人の株式会社味歩里(みぶり)に委託。
- 利用者は、毎週火・木の午前9時～12時の3時間通所型で利用し、原則6か月の利用としている。
- 就労準備支援担当者、担当支援員、技術支援員を各1名配置(生保と一体的に実施)。
- 平成28年10月時点の利用者は4名(すべて被保護者。H27年度利用者は19名(うち、困窮者1名))。

### 3. 取組内容

- 農作物の知識等の基礎研修や除草、育苗、収穫、ハウス修繕等の農作業、農業体験を実施(主に九条ネギを栽培)。
- 田畑は、市農林商工部から紹介してもらった地域の荒廃農地を使用している(田畑やビニルハウス30棟ほど)。
- 希望者には市役所や駅への送迎を実施。
- 毎回、市の担当者に対し取組状況の日報をメールで報告しており、情報共有に努めている。

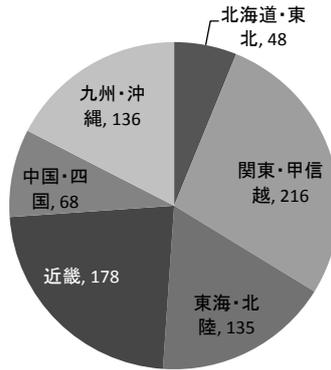


# 認定就労訓練事業所の認定状況(平成28年12月31日時点)

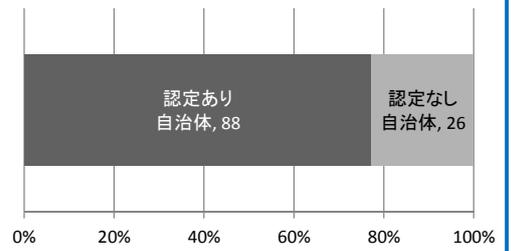
(1) 全体状況

認定件数	781件
利用定員合計	2,332名

(2) ブロック別の状況 n = 781



(3) 認定主体別の状況 n=114自治体



※認定あり88自治体の内訳：  
都道府県38、指定都市16、中核市34

(4) 法人種別の状況 n=781

社会福祉法人(高齢者関係)	255
社会福祉法人(障害者関係)	94
社会福祉法人(保護施設)	26
社会福祉法人(児童関係)	7
社会福祉法人(その他)	47
NPO法人	137
株式会社	112
生協等協同組合	36
社団法人(公益及び一般)	10
財団法人(公益及び一般)	4
医療法人	4
その他	49

(5) 予定している主な訓練内容 (n=781、複数回答)

食品製造・加工	44	福祉サービスの補助作業	401
その他製造	44	事務・情報処理	96
クリーニング・リネンサプライ	101	清掃・警備	486
農林漁業関連(加工も含む)	70	建設作業	3
印刷関係作業	11	その他	176

## ○都道府県別の認定状況 (平成28年12月31日時点)

北海道	18	滋賀県	8
青森県	6	京都府	1
岩手県	2	大阪府	131
宮城県	14	兵庫県	6
秋田県	3	奈良県	19
山形県	1	和歌山県	13
福島県	4	鳥取県	8
茨城県	0	島根県	4
栃木県	2	岡山県	7
群馬県	1	広島県	21
埼玉県	32	山口県	6
千葉県	47	徳島県	6
東京都	52	香川県	9
神奈川県	49	愛媛県	1
新潟県	1	高知県	6
富山県	2	福岡県	60
石川県	0	佐賀県	12
福井県	16	長崎県	3
山梨県	0	熊本県	0
長野県	32	大分県	2
岐阜県	0	宮崎県	21
静岡県	22	鹿児島県	11
愛知県	81	沖縄県	27
三重県	14	合計	781

## ※認定主体(114自治体)別の状況 (都道府県)

北海道	4	滋賀県	7
青森県	5	京都府	1
岩手県	1	大阪府	70
宮城県	6	兵庫県	3
秋田県	0	奈良県	14
山形県	1	和歌山県	13
福島県	2	鳥取県	8
茨城県	0	島根県	4
栃木県	2	岡山県	2
群馬県	0	広島県	5
埼玉県	28	山口県	6
千葉県	23	徳島県	6
東京都	49	香川県	2
神奈川県	3	愛媛県	0
新潟県	1	高知県	3
富山県	2	福岡県	39
石川県	0	佐賀県	12
福井県	16	長崎県	0
山梨県	0	熊本県	0
長野県	25	大分県	2
岐阜県	0	宮崎県	1
静岡県	3	鹿児島県	10
愛知県	5	沖縄県	22
三重県	14	47都道府県計	420

## (政令指定都市)

札幌市	12
仙台市	8
さいたま市	1
千葉市	13
横浜市	31
川崎市	0
相模原市	15
新潟市	0
静岡市	2
浜松市	17
名古屋市	72
大阪市	26
堺市	14
神戸市	1
岡山市	2
広島市	7
北九州市	1
福岡市	1
熊本市	0
20指定都市計	223

## (中核市)

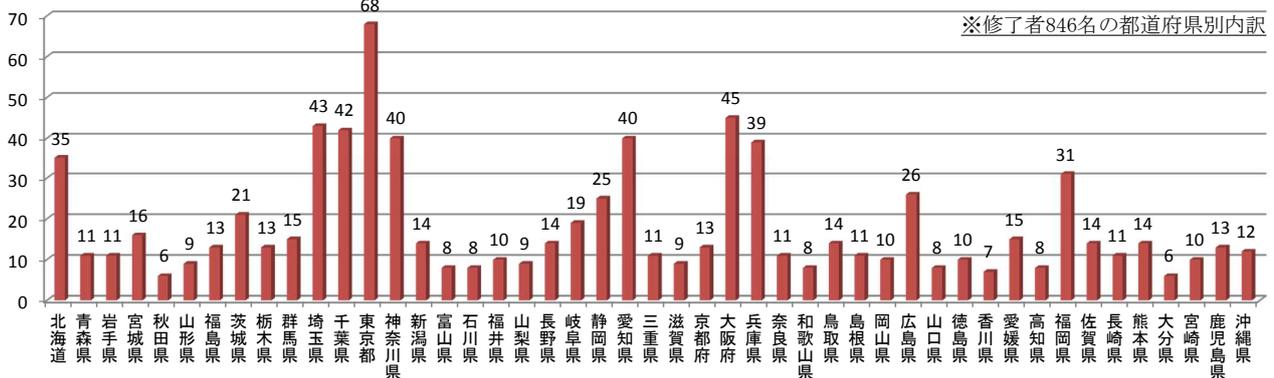
函館市	1	豊中市	10
旭川市	1	高槻市	1
青森市	1	枚方市	1
盛岡市	1	東大阪市	9
秋田市	3	姫路市	0
郡山市	2	尼崎市	1
いわき市	0	西宮市	1
宇都宮市	0	奈良市	5
前橋市	1	和歌山市	0
高崎市	0	倉敷市	3
川越市	2	呉市	0
越谷市	1	福山市	9
船橋市	4	下関市	0
柏市	7	高松市	7
八王子市	3	松山市	1
横須賀市	0	高知市	3
富山市	0	久留米市	19
金沢市	0	長崎市	2
長野市	7	佐世保市	1
岐阜市	0	大分市	0
豊橋市	0	宮崎市	20
岡崎市	2	鹿児島市	1
豊田市	2	那覇市	5
大津市	1	47中核市計	138

# 平成28年度における生活困窮者自立支援制度人材養成研修の実施状況

○ 平成28年度における生活困窮者自立支援制度人材養成研修の修了者数は、以下のとおり。  
(都道府県別の内訳はグラフのとおり。)

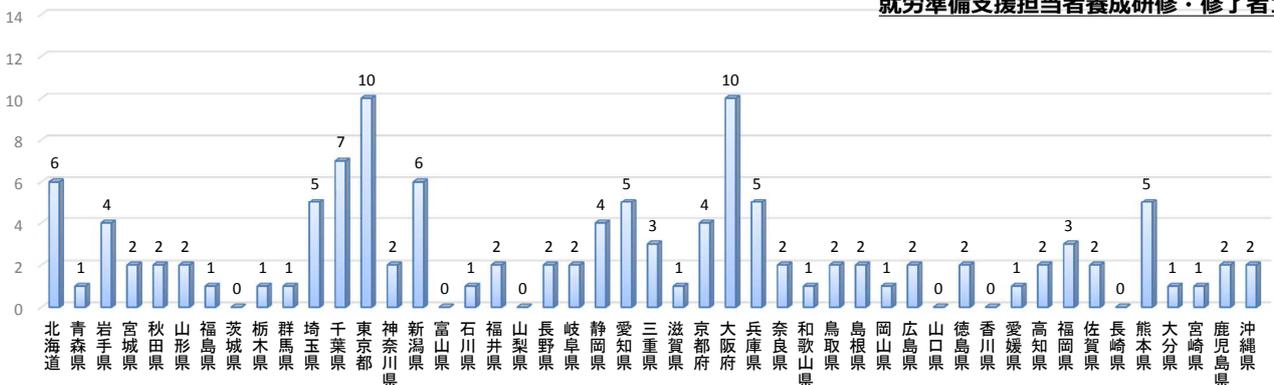
	【修了者数】
①主任相談支援員養成研修	234名
②相談支援員養成研修	384名
③就労支援員養成研修	228名
④就労準備支援担当者養成研修	120名
⑤家計相談支援員養成研修	127名
計	1093名

■ 平成28年度における主任相談支援員、相談支援員、就労支援員養成研修の修了者数（合計）

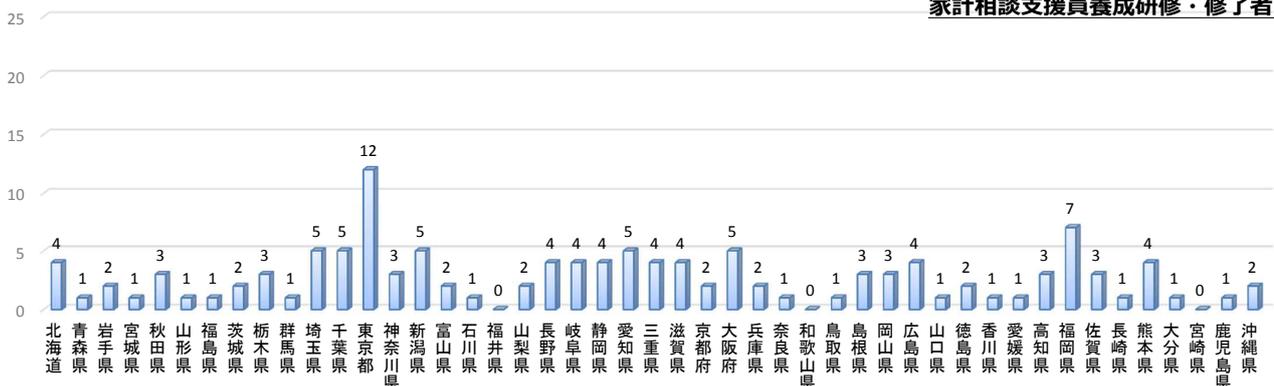


## 平成28年度における就労準備支援担当者、家計相談支援員養成研修の修了者数

就労準備支援担当者養成研修・修了者120名



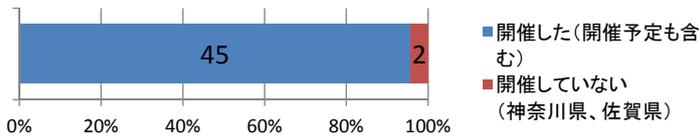
家計相談支援員養成研修・修了者127名



## 都道府県研修（伝達研修）の実施状況

- 都道府県研修は45自治体で開催されており、着実に取り組みが進んでいる。
- 研修の実施内容については地域差がみられ、研修回数や時間は様々である。研修の実施内容については、就労支援関連やスーパービジョン関連の研修に取り組んでいるところが少ない。
- 地域の課題を把握し、ニーズに添った研修を開催することが重要であり、国研修修了者や関係者と共に官民共同で企画・開催を行うことが求められる。

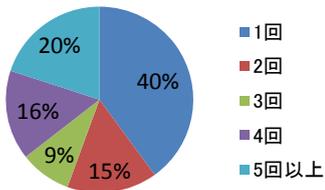
### 1 研修の実施状況 (n=47)



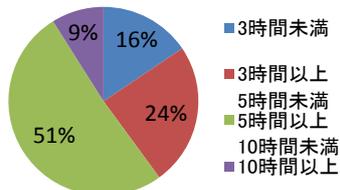
### 2 研修の実施方法 (n=45)



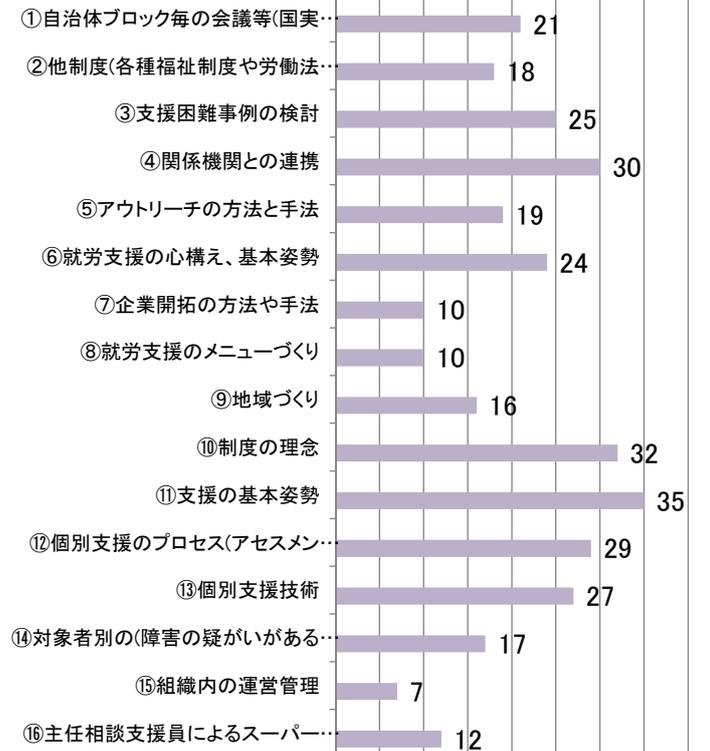
### 3 研修回数 (n=45)



### 4 研修時間 (n=45)



### 5 研修の実施内容 (n=45)



## 平成29年度に向けた取組のポイント等について①

### 1. 生活困窮者自立支援法の目指す目標等の再確認

- 生活困窮者自立支援制度が「新たな縦割り制度の一つ」にならないよう、包括的な支援を実現していくことが肝要。
- 「制度の目指す目標」である、①生活困窮者の自立と尊厳の確保、②生活困窮者支援を通じた地域づくりを実現していけるよう、取組をお願いしたい。

### 2. 法の施行後2年を振り返って

- 就労を希望する高齢者への就労支援、どの世代にとっても家計相談支援ニーズがあること、また連帯保証人等が確保できない人への支援のあり方など、様々な状態像の人に対してどのように包括的な支援を行うかが課題となっており、支援の充実が必要。
- 人員体制、事業構成等について、法施行当初のものを所与とせず、効果的・効率的な実施方法を検討されたい。
- 新たな課題に対して支援を充実できるよう予算面での支援を充実させてきているので、最大限活用されたい。
- ブロック会議、全国担当者会議、ニュースレター等を通じて紹介してきた各地の取組事例を参考としていただきたい。【参考1】

### 3. 特に取組をお願いしたい事項

- ① 相談につなげる取組の充実【参考1】
  - ・ 不特定多数に対する広報と、対象となる可能性がある者に対する周知・訴求の2つを意識した制度周知をお願いしたい。
  - ・ 関係機関との連携については、対象者の共有やお互いの制度理解を深めていく取組の積み重ねを引き続きお願いしたい。
- ② 就労支援や居住支援を通じた地域づくり
  - ・ 既に就労支援では取組ノウハウを周知しているが、個別支援の中で不足している支援と、掘り起こされていないニーズの発掘、それらをマッチングするために必要な担い手の開拓という3方向で進めていく必要がある。居住支援についても研究成果を追って情報発信する予定であることから、引き続き取組を深めていただきたい。

## 平成29年度に向けた取組のポイント等について②

### 4. 都道府県の役割【参考1】

- 都道府県においては広域自治体の役割として、特に以下6点について、積極的な取組をお願いしたい。
  - ① 基礎自治体における任意事業の実施に向けた働きかけや、広域での共同実施に向けた調整
  - ② 支援に携わる人材の養成に関して、国研修の伝達等を通じ、特に基礎自治体の支援技術の向上を図る
  - ③ 産業雇用部門のノウハウを生かし、基礎自治体の就労支援をバックアップする
  - ④ 都道府県に設置されている居住支援協議会と基礎自治体の関係づくりを支援する
  - ⑤ 都道府県が実施主体となる圏域において、支援を必要な方々に対して町村と連携し、効果的・効率的に支援を提供する
  - ⑥ 基礎自治体の行政担当職員等が情報共有等を図る場の設定

### 5. KPIの見直しと目安値【参考2】

- 制度の施行状況や新たな評価指標の運用を踏まえ、①就労・増収率の引き上げ、②「ステップアップ率」の追加、③つなぎ先見える化、について見直した。
  - ①就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに75%】
  - ②継続的支援対象者の1年間でのステップアップ率【2018年度までに90%】
  - ③自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ件数【見える化】
- 29年度の目安値は、以下の通り設定する。
  - 新規相談受付件数 : 24件(人口10万人・1ヶ月当たり)
  - プラン作成件数 : 12件(人口10万人・1ヶ月当たり)
  - 就労支援対象者数 : 7件(人口10万人・1ヶ月当たり)
  - 就労・増収率 : 70%
  - ステップアップ率 : 80%

## 参考1: 様々な取組事例

※厚生労働省生活困窮者自立支援室において、全国担当者会議、主管課長会議、ブロック会議、ヒアリング等で情報収集・発信した事例を集約したもの。

### 1. 新規相談・プラン作成

(相談機関としての役割)

- 地域内での結びつきが強く支え合いによって生計を維持しているケースが多い土地柄であるが、**制度施行により生活困窮の相談のハードルが下がった**。老々介護や8050問題等を見込んで、介護サービス事業所に制度周知等を行う。【鳥羽市】
- 自立相談支援機関の役割の一つに「市役所のどの部署に相談したらよいかわからない相談を受けること」を位置づけ、**相談の入口では生活困窮が主訴でなくともインテークの中で生活困窮状況が明らかになれば、自立支援を実施している**。【国立市】
- 市役所として「**複合的な課題を抱えている人にはまず自立相談支援機関を案内する**」ことが徹底されている。(東村山市)

(関係機関からつながる関係づくり)

- 関係機関に対して制度説明を実施した中で、具体的な対象者像がわからないとの声があったことを受け、**庁内の窓口担当者を中心に少人数の研修を実施し、相談件数の増加につながった**。【尼崎市】
- 自立相談支援機関における具体的な支援事例を掲載した関係機関向けの広報誌を毎月発行し、自立相談支援機関につなぐ方の対象者像の共有を図っている。【川崎市】
- 関係機関への制度説明として、電力会社、ガス協会、水道課、商工会議所、シニアクラブ、ケアマネ協議会、民生委員等へ説明。加えて自治会等のチラシ回覧や出張相談、フェイスブックによる周知等も含め**相談件数は日に日に増加している**。【八街市】
- 消費生活センターや障害福祉サービス事業所、地域包括支援センター等約300の関係機関へ**制度説明し、相談件数倍増の一因となった**。【仙台市】

### 1. 新規相談・プラン作成(続き)

(関係機関からつながる関係づくり・続き)

- 制度開始時には、他機関・団体と**顔の見える関係づくりを心掛け、関係があると思われる団体・機関には連絡を取って訪問**。制度説明や自立相談支援機関側の思いを伝え、協力依頼を実施。【ひたちなか市】

(都道府県管轄地域(郡部福祉事務所)における工夫)

- 町の福祉担当からの紹介・相談が多かったため、**主任相談支援員が町の国保・障害・高齢・税担当も訪問し、制度説明等を実施**。顔を覚えてもらいつながりを強化することによって、福祉担当以外からの紹介・相談も増加。【宮城県】
- ①町村が点在して福祉事務所も区域外にある、②小規模自治体である町村ゆえの「顔見知りが多い」といった特性を踏まえ、**役場以外での巡回相談や生活困窮者対象であることがわかりにくいセミナーを開催して相談者を把握する等の取組を実施**。【東京都】

(地域資源を活用した周知)

- 社協が長年培ってきた「**36の学区・地区社協を母体とする地域福祉活動**」を通じた制度周知により、相談につながっている。【酒田市】
- **市内民生委員の活動地区20地区すべてを回り、直接、制度周知を実施**。自治会連合会役員に依頼し、**周知チラシの全戸回覧を実施したところ、相談件数が大幅に増加**。【八王子市】

## 1. 新規相談・プラン作成(続き)

(相談窓口の工夫)

- 2、3か月に一度定期的に、相談窓口以外に4地区の公民館等で「何でも相談会」(出張相談会)を実施。支援員だけでなく弁護士や保健師、ハローワーク等の関係機関も一緒に相談に当たっている。【那覇市】
- 市内に1か所の相談窓口以外に、窓口から遠い区役所でも出張相談窓口を設置。【仙台市、川崎市】
- 新規相談件数実績を分析すると、自立相談支援機関の周辺地区に比べて離れた地区からの相談が少ないことが判明したため、月1回の出張相談会を実施することとした。【いわき市】
- 自立相談支援事業において、児童扶養手当の現況届の期間中に、ひとり親支援窓口の隣に出張窓口を設置。【豊中市】

(プラン作成)

- 新規相談については何らかの形でプランまで関わり、同意を得ることを目指して支援し、高いプラン作成率となっている。【富津市】
- プラン作成率が高い背景としては、①本人からの相談が多い、②既に本人と関わりの深い保健師や民生委員が自立相談支援機関へ同行する、等により同意が得やすいことが挙げられる。【駒ヶ根市】
- プラン作成率が高い背景としては、①アセスメントからプランまで週2～3回の頻度で集中的に訪問支援、②行政の各福祉部門が自立相談支援機関の機能を理解しており、支援の必要性を十分に伝えた後でつながって来る、等が挙げられる。【総社市】
- プラン作成に至らなかったすべてのケースについて、自立相談支援機関と市で毎週情報共有し、プラン作成を推進する方策を検討。分析の中で2回目の相談来訪者が少ないことが判明したため、初回相談時にプラン作成するよう努めている。【宇都宮市】

## 2. 任意事業等の実施

(就労支援全般)

- 「ハローワーク等の敷居が高い」と感じている人に対して就労支援員が丁寧に相談に乗ることで、本人の就労意欲が回復・向上し、就労につながっている。【酒田市】
- 複雑な問題を抱える相談者のニーズに迅速に対応するため、日払いや寮付といった求人而就労支援員が独自開拓。【東村山市】
- ハローワークとの連携以外にも、日雇いや住み込みなど多様なニーズに対応できる雇用先の独自開拓に努めている。【柏原市】
- 商工労政課内に設置した無料職業紹介所による地元企業への働きかけ等により、職場見学、体験等を実施。【東近江市】
- 地方自治法施行令に基づく自治体の3号随意契約優先発注の相手先として、認定就労訓練事業所も対象とする基準を定めている。【伊丹市】
- 大阪府が就労支援の広域実施事業を企画し、管轄地域と5市について、就労先となる事業所開拓や就労準備支援事業等を共同実施。【大阪府】

(就労準備支援事業)

- 就労準備支援事業のプログラムや就労体験メニューを次々に開拓し、支援の幅を拡げている。【岩見沢市】
- アセスメント段階で就労準備支援事業の体験利用をし、多角的なアセスメントと共にスムーズな任意事業利用につなげている。【仙台市】
- 就労準備支援事業の資産収入要件について、施行規則第4条第2号に基づく運用を積極的に実施。【浜松市、名古屋市、船橋市、八王子市、横浜市等多数】
- 就労準備支援事業について、就労体験に同行する等体験事業所への丁寧なつながりをするために就労準備支援担当者の体制強化を図った。【岐阜市】

## 2. 任意事業等の実施(続き)

(家計相談支援事業の活用)

- 生活困窮者世帯の相談には、①収入があっても家計が回らない、②就労していない、の2つが多いが、いずれも**困窮状態からの脱却には家計改善が必須であり、広く家計相談支援事業を活用**。【宮古市】
- **転職希望の相談者に対し、アセスメントの中でまず家計面の検証・支出の見直しを行うこととし家計相談支援事業の支援を実施**。家族全体で支出の見直しに取り組めるようになり、必要収入の見極めにより転職活動の範囲も広がった。【姫路市】
- 家計相談支援事業について、**支援対象者に比べて家計相談員が不足していたことから相談員の体制強化を図った**。【岐阜市】
- **相談者の約6割に少額の債務があるため、家計相談支援事業を通じた支援の中で法科大学院の弁護士研修センターから弁護士の派遣を受け、債務整理等のアドバイスを受けている**。【総社市】

(一時生活支援事業の広域実施)

- **実施主体(7市)間で協定を締結しつつ、一つの事業主体に対して各市が個々に委託**。【静岡県内7市】
- 東京都特別区部においては、東京都と23区が共同事業でホームレス対策に取り組んでいる。23区を5ブロックに分け、ブロックごとに**東京都が自立支援センターの設置・アパートの借上げを行う**。特別区人事・厚生事務組合(23区が共同で処理する事務を行う特別地方公共団体)が運営主体(社福法人等)と委託契約を締結して運営する。各区は、利用希望者に対して事業の利用を承諾する。【東京都】

(住居確保給付金)

- 派遣の仕事が多く、派遣会社のアパートに住んで就労している人が仕事を失うと、住む場所も失うというパターンがある。**住居確保給付金を活用しながらハローワークとの連携を密にして就職活動を精力的に行ってもらい、就労につなげている**。【防府市】

## 2. 任意事業等の実施(続き)

(子どもの学習支援事業)

- 学習支援事業において、単に学習を支援するだけでなく、**子どもたちに将来の視野を広げてもらえるよう、地域の多様な大人たちとの出会いや社会体験の機会を創出している**(絵本作家によるワークショップ、留学生を招いての異文化交流等)。【高浜市】
- 学習支援事業の受託事業者が独自事業として「子ども食堂」を実施し、**子ども食堂に来た子どもに対し、必要に応じて学習支援も実施**。【石巻市】
- **困窮者法に基づく学習支援事業と、ひとり親家庭等生活向上事業による学習支援とを一体的に実施**。【石川県、桑名市】
- **困窮者法に基づく学習支援事業と、文科省事業である「地域未来塾」とを一体的に実施**。【鹿沼市】
- **大学がなく学生ボランティアの活用が難しい地域について、教育委員会の協力を得て、教員OBを確保し、訪問型での学習支援事業が行えるようにした**。【山形県】

(子どもをきっかけとした世帯支援の取組)

- **子どもの学習支援事業の利用開始時に、生活困窮世帯の親に自立相談支援窓口で相談に来てもらうようにしている**。【宇都宮市・京都市】
- **子どもの学習支援事業を利用している子どもより把握した情報から、学校の協力を得て、その親に相談に来てもらうようにしている**。【名護市】

(その他)

- 社協や就労支援を得意とする団体等による共同事業体方式で自立相談支援機関を運営するメリットを生かし、「**自立相談支援機関の就労支援により就労決定→初回給与までの生活費を生活福祉資金で確保→就労開始・自立**」という流れを作りやすい。【八街市】

### 3. 支援における関係機関連携

- 約30の関係機関が参加する連絡会での事例報告・情報交換や、司法・医療・学識等の専門家から対応困難ケース等についての助言を受ける支援検討部会、庁内連絡会など、目的に応じて関係機関との連携の枠組みを構築。【高知市】
- 都道府県社協や社福法人が緊急支援(現物給付)事業を実施。【埼玉県、神奈川県、大阪府、大分県等】
- 初任給までのつなぎ支援として、地元の社協・社福法人が独自に実施する貸付や給付、フードバンク事業と連携。【柏原市】
- 障害福祉サービス事業所である社福法人と連携し、農作業をメインにした雇用の認定就労訓練事業を開始。農業だけでなく介護・子育てや独居高齢者の買物支援などの地域課題解決とも連携していく考えで、生活困窮者支援の枠にとどまらずまちづくりまでを見据えた施策を展開。【北栄町】
- シルバー人材センターと連携し、高齢者の就労支援を実施。ハロワークの就労支援までのつなぎとして活用したり、当座の収入を要する人に単発作業を案内するなど、様々な活用が可能。【富津市】
- フードバンク活動を行う事業所において、認定就労訓練事業の認定を受けてもらう、就労準備支援事業の就労体験事業所として協力してもらう等により、食糧支援だけでなく就労支援の場としても連携。【静岡県】
- 地域の不動産業者に自立相談支援機関の役割を知ってもらい、低家賃や保証人なしで賃貸できる物件等の情報提供を受けて住居確保を図っている。【倉敷市】
- 保証人等がおらず早期に民間賃貸住宅への入居が困難な人には、NPO法人が運営する無料低額宿泊所とも連携して対応。【防府市】

### 4. 都道府県の取組(郡部福祉事務所以外についての取組)

(任意事業の実施促進)

- 就労準備支援事業や家計相談支援事業について、県との共同実施に関する働きかけを実施。実施率の向上につなげた。【長野県、大阪府、鳥取県、熊本県等多数】
- 子どもの学習支援事業未実施自治体を訪問し、教育委員会や福祉関係部局に事業の必要性等を説明。実施率の向上につなげた。【茨城県】

(管内自治体の支援員に対する研修)

- 管内自治体の支援員の資質向上のため、制度説明、事例検討、労働局研修、弁護士研修、社会保険基礎研修等の多岐にわたる研修をきめ細かく企画・開催。【埼玉県】
- 県内の多様なニーズに応える研修を実施するため、自治体担当者と国研修修了者による研修企画チームを組織化。【大分県】

(その他管内自治体の取組支援)

- 子どもの貧困対策を含む低所得者対策を所掌する「くらし応援対策室」を新設し、生活困窮者自立支援制度専任の職員も配置。管内自治体の後方支援のために「バックアップ事業」(県社協委託)を開始し、自治体担当者の連絡会議や各種研修・広域ネットワーク会議を実施。【鳥取県】
- 認定就労訓練事業の認定促進のため、事業所アンケートを元にした事業所訪問・協力依頼、取組事例集の作成等を実施。府内の認定権者会議を開催してノウハウを共有。【大阪府】
- 県内の認定就労訓練事業所について、ニュースレターにより管内自治体へ情報発信。【埼玉県】
- 管内自治体及び関係機関・団体(社協、労働局、地域若者サポートステーション等)が参画する推進検討会議を開催。この会議での協議を経て、個人情報共有や認定就労訓練事業の認定に係る県独自のガイドラインを策定し、管内自治体の取組を支援。【大分県】

## 参考2-1: 経済・財政再生計画 改革工程表(平成28年12月21日経済財政諮問会議決定)

- 生活困窮者自立支援制度の事業評価指標については、初年度の目安値として4項目を挙げ、経済・財政再生計画改革工程表においても同様の項目をKPIとして定めているところであるが、制度施行初年度であったことから、施行状況を踏まえて平成28年度に再検討を行ったところである。
- 平成29年度からのKPIに基づいて、各自治体において施行状況を的確に把握するための事業評価指標(目安値)を設定しており、来年度からは新たに「ステップアップ率」を追加している。引き続き、PDCAサイクルの実施による目安値の達成に向けてご協力をお願いする。

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度		2018年度				
生活保護等	<p>《厚生労働省》</p> <p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p>						<p>自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数【2018年度までに40万件】</p> <p>自立生活のためのプラン作成件数【2018年度までに年間新規相談件数の50%】</p> <p>自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【2018年度までにプラン作成件数の60%】</p> <p>自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ(連絡・調整や同行等)件数【見える化】</p>	<p>就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに75%】</p> <p>継続的支援対象者の1年間でのステップアップ率(※)【2018年度までに90%】</p> <p>(※)「自立意欲等」「経済的困窮」「就労」に関する状況が改善している者の割合</p> <p>生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数増加効果【見える化】</p> <p>任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施状況【見える化】</p>
	<p>＜④生活困窮者自立支援制度の着実な推進＞</p> <p>生活困窮者自立支援制度や求職者支援制度を効率的・効果的に運営する中で、就労・増収等を通じた自立を促進するため、地方自治体等において対象者の状態に合わせて適切に求職者支援制度の利用を促す</p> <p>2017年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)</p>							

## 参考2-2: 平成29年度の目安値について

- 平成28年度目安値4項目については、経済・財政再生計画改革工程表のKPI(平成30年度までに達成)としても設定したことから、平成29年度については以下のとおり水準を見直すこととした。
- 平成29年度からの新たなKPIにて「継続的支援対象者のステップアップ率」を追加したことに伴い、新たな評価指標による調査に基づく「ステップアップ率」を目安値として追加。

	平成28年度(現行) 目安値	平成29年度 目安値	KPI (平成30年度)
新規相談受付件数 (人口10万人・1ヶ月 当たり)	22件	24件	年間40万人 →人口10万人当たり・1ヶ月当たり に換算すると26件
プラン作成件数(人 口10万人・1ヶ月当 たり)	11件 (新規相談件数の50%)	12件 (新規相談件数の50%)	新規相談件数の50%
就労支援対象者数 (人口10万人・1ヶ月 当たり)	7件 (プラン作成件数の60%)	7件 (プラン作成件数の60%)	プラン作成件数の60%
就労・増収率	42%	70%	75%
ステップアップ率	—	80%	90%

# 生活困窮者自立支援法の見直しについて

## 1. これまでの経過

- 生活困窮者自立支援法(平成27年4月施行)附則に定める施行3年後の検討規定、「経済・財政再生計画改革工程表」を踏まえ、検討を開始。
- 昨年10月から「生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理のための検討会」を開催。

### ○生活困窮者自立支援法 (平成二十五年法律第五号)附則 (検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

### ○経済・財政再生計画 改革工程表(抄)

平成29(2017)年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)。

## 2. 論点整理検討会の構成

※五十音順、敬称略

相澤 照代	川崎市健康福祉局生活保護・自立支援室長
朝比奈 ミカ	市川市生活サポートセンターそら 主任相談支援員
大津 和夫	読売新聞東京本社編集局社会保障部次長
奥田 知志	認定NPO法人抱樸(ほうぼく) 理事長
菊池 馨実	早稲田大学大学院法学研究科長
櫛部 武俊	一般社団法人釧路社会的企業創造協議会 副代表
駒村 康平	慶應義塾大学経済学部 教授
生水 裕美	野洲市市民部市民生活相談課 課長補佐
新保 美香	明治学院大学社会学部 教授
田中 弘訓	高知市福祉事務所長
長岡 芳美	山形市社会福祉協議会 事務局長
西岡 正次	A'ワーク創造館 就労支援室長
野溝 守	埼玉県老人福祉施設協議会 副会長
前神 有里	一般財団法人地域活性化センター クリエイティブ事業室長
(座長) 宮本 太郎	中央大学法学部 教授
森脇 俊二	氷見市社会福祉協議会 事務局次長
山本 英紀	長野県健康福祉部長
渡辺 由美子	NPO法人キッズドア 理事長
渡辺 ゆりか	一般社団法人草の根ささえあいプロジェクト 代表理事
和田 敏明	ルーテル学院大学 名誉教授

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(ハローワークに係る地方分権について)の概要

概要

ハローワーク利用者の利便性を高めることを第一義として、国と地方の連携を抜本的に拡充した新たな制度を構築する。

職業安定法の改正

地方公共団体が民間とは明確に異なる公的な立場で無料職業紹介を実施できるよう、届出要件その他各種規制を緩和

- ① 地方公共団体が無料職業紹介を行う際の届出を廃止。民間事業者と同列に課されている規制(職業紹介責任者の選任等)や国の監督(事業停止命令等)の廃止。
- ② 法律上、地方公共団体が行う無料職業紹介を独立した章に位置づけ。
- ③ 無料職業紹介を行う地方公共団体が希望する場合に、国のハローワークの求人情報及び求職情報のオンライン提供を法定化。

雇用対策法の改正

国と地方公共団体の連携を強化するため、雇用対策協定や地方公共団体の要請を法定化

- ① 国と地方公共団体は雇用施策について協定の締結や同一施設での一体的な実施により連携する旨を法律に明記。
- ② 地方公共団体の長は職業の安定に関し必要な措置の実施を国に要請できる。  
 ※ 国は実施の要否を遅滞なく地方公共団体に通知。  
 ※ 国は、要請に係る措置を行う必要があるか否かを判断するに当たっては、予め、学識経験者等の意見を聴かなければならない。

施行日: 公布の日から起算して3月を経過した日(平成28年8月20日)

職業安定法の改正について

地方公共団体が民間とは明確に異なる公的な立場で無料職業紹介を実施できるよう、届出要件その他各種規制を緩和し、地方公共団体が地域事情に応じた創意工夫により無料職業紹介を実施できる体制を整備する。

現 行

【職業安定法】

- 地方公共団体が無料職業紹介を行う場合、職業紹介事業者として以下の規制が課される。
  - ① 事業開始・廃止の届出
  - ② その他各種規制
    - a) 国による助言指導、勧告、報告徴収、立入検査
    - b) 事業停止命令
    - c) 改善命令
    - d) 職業紹介責任者の選任
    - e) 帳簿の備え付け
    - f) 事業報告書の提出
    - g) 名義貸しの禁止
    - h) 性別等による差別的取扱の禁止
    - i) 労働条件等の明示
    - J) 個人情報の適正管理
    - k) 適格紹介
    - l) 労働争議への不介入
    - m) 取扱職種等の範囲等の明示
    - n) 守秘義務

【閣議決定】

「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日)  
 「平成26年の地方からの提案等に対する対応方針」(平成27年1月30日)

- ハローワークの求人情報のオンライン提供(平成26年より実施)
- ハローワークの求職情報のオンライン提供(平成28年3月より実施予定)

緩和

改 正 後

【職業安定法】

- 民間の職業紹介事業者とは異なる位置づけ・公的な主体として無料職業紹介を実施できる。
  - ① 届出の廃止(通知のみ)
  - ② その他各種規制の見直し
    - a) 廃止(※)
    - b) 廃止(※)
    - c) 廃止(※)
    - d) 廃止
    - e) 廃止
    - f) 廃止
    - g) 名義貸しの禁止
    - h) 性別等による差別的取扱の禁止
    - i) 労働条件等の明示
    - J) 個人情報の適正管理
    - k) 適格紹介
    - l) 労働争議への不介入
    - m) 取扱職種等の範囲等の明示
    - n) 守秘義務
- ※ 地方公共団体の行う無料職業紹介に法令上の問題が生じた際には、地方自治法に基づく是正の要求等の国の関与で対応。
- 無料職業紹介を行う地方公共団体が希望する場合に、国のハローワークの求人情報及び求職情報をオンラインで提供する。

法定化

## 施行通知の概要（職業安定法関係）（その1）

（平成28年8月19日付け職発0819第2号）

- 1 特定地方公共団体（無料の職業紹介事業を行う地方公共団体）が無料の職業紹介事業を行う場合の厚生労働大臣への届出義務は廃止されて通知義務となるが、当該事業を開始した後に通知することも認められる。
- 2 公共職業安定所は、特定地方公共団体が求人又は求職に関する情報を適切に取り扱うことができない恐れがあると認めるときは、求人又は求職の情報提供を停止することができることとしており、具体的には、求人情報及び求職情報のオンライン提供に係る利用規約に違反する場合等が該当する。
- 3 厚生労働大臣が職業安定法に基づき特定地方公共団体に対する行政指導等を行うことはないが、必要に応じ、地方自治法第245条の4に基づく資料の提出の要求、同法第245条の5の規定に基づく是正の要求等を行うこととなる。
- 4 特定地方公共団体は、「職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針（平成11年労働省告示第141号）」の規定内容について適切に対応していただくようお願いしたい。
  - ※ 適切な対応を求める事項
    - ・ 均等待遇に関するもの
    - ・ 労働条件等の明示及び募集内容の的確な表示に関するもの
    - ・ 求職者等の個人情報の取扱いに関するもの
    - ・ 職業紹介事業者の責務に関するもの 等
- 5 特定地方公共団体は、次の事項についても十分に留意するようお願いしたい。
  - ・ 苦情処理に関すること
  - ・ 個人情報（求人者の担当者の個人情報等求職者以外の個人情報を含む）の取扱いに関すること
  - ・ 他の職業紹介機関を利用しないことを条件として職業紹介サービスを行ってはならないこと
  - ・ 職業紹介事業に関する広告を行う場合、職業紹介所であることを明記すること
  - ・ 外部会場を利用した就職面接会等での無料の職業紹介の実施を認めるが、少なくとも一つの事業所は有していなければならないこと 等

## 施行通知の概要（職業安定法関係）（その2）

（平成28年8月19日付け職発0819第2号）

- 6 「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（平成27年厚生労働省告示第406号）」は特定地方公共団体も対象であることに留意をお願いしたい。
- 7 公共職業安定所による特定地方公共団体への協力等として、特定地方公共団体の希望等に応じて、
  - ① 職業紹介事業に係る研修資料の提供、研修への講師派遣、人事交流への協力等の支援を行うこと
  - ② 特定地方公共団体が自ら受理した求人について、公共職業安定所において提供を受け、当該求人者に連絡をした上で、求人を受理し、ともに充足に努めること
- 8 特定地方公共団体が無料の職業紹介を実施する施設において、雇用保険法第15条の規定による雇用保険の失業の認定に係る業務、雇用保険受給資格者に公共職業訓練等の受講を指示する業務、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第12条の規定による職業訓練の受講支援に係る業務、各種雇用関係助成金の支給等に係る手続の実施を希望する場合には、管轄労働局として対応の在り方を個別に検討し、調整するため、管轄労働局に連絡をお願いしたい。
- 9 特定地方公共団体は職業紹介責任者講習会の受講義務はないが、積極的なご活用をお願いしたい。
- 10 地方公共団体が民間の職業紹介事業者等に職業紹介事業の実施を委託するときは、民間職業紹介事業者に係る職業安定法上の各種規制及び厚生労働大臣による監督の対象となる。  
また、指定管理者制度により特定地方公共団体が職業紹介事業者に委託して職業紹介事業を行う施設の管理を指定管理者に行わせる場合、当該職業紹介事業者には職業安定法上の各種規制及び厚生労働大臣による監督の対象となる。
- 11 特定地方公共団体の行う無料の職業紹介事業（職業紹介の全部又は一部を民間職業紹介事業者等に委託して実施する場合を除く。）については、公共職業安定所の愛称である「ハローワーク」の文言を名称に用いても差し支えないが、その場合には必ず、公共職業安定所と誤認されない名称（「〇〇県版ハローワーク」等）となるようお願いしたい。
- 12 特定地方公共団体においても、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく資料の提出の要求として、職業紹介事業報告書の提出をお願いしたい。

## 無料職業紹介を活用した個別の求人開拓・あっせんの取組事例①

自治体名	運営方法	取組内容
大阪府 豊中市	直営	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成18年度から無料職業紹介事業を実施。独自に市内等の事業所にアプローチし、相談者の状況に応じた求人開拓を実施。</li> <li>○ 就労準備支援事業による就労体験を民間事業所の協力を得て実施。民間事業所は「自社で働けるか」の視点で支援を行い、就労の可否を素早く判断。可能であれば無料職業紹介事業を活用して、当該事業所における一般就労につなげている。</li> <li>○ また、一般の求人条件に応募できない就職困難者に対しては、本人の状況に応じて、就業時間の調整（1日8時間の求人を、障害者2人で4時間の求人にする、高齢者と障害者でそれぞれ6時間と2時間の求人にする等）、年齢条件を緩和、給与の支払い方法の調整（週払いや日払い等にする）をした上でマッチングを実施。</li> <li>○ 地域の事業所に対して、切り出せる業務を具体的に提案しつつ、求職者の紹介をすることで、求職者と事業所の相互の満足につながっている。</li> </ul>
鳥取県 北栄町	直営	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成27年春に無料職業紹介事業を開始。商工会や農作業人材紹介センターと連携して職業紹介ができる体制を整備。</li> <li>○ 県と連携して、就労訓練事業を通じて実施する地域づくりに対する補助事業を実施。同事業の対象となった農作業をメインにした事業所が認定就労訓練事業所となり、同事業所に対し雇用型での訓練へのあっせんを実施。</li> </ul>
北海道 釧路市	委託 (釧路社会的企業創造協議会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成27年10月から無料職業紹介事業を開始。</li> <li>○ 地域の事業所とも連携し、軽作業（就労準備支援事業による内職作業）・企業見学・就労体験・企業実習・短時間就労・一般就労という段階的な就労支援の仕組みを構築。</li> <li>○ 年齢や社会経験の乏しさ等が原因でハローワークの職業紹介だけでは就労することが困難な者については、企業実習・就労体験等の段階的な就労支援を行う中で、事業所と関係を構築し、当該事業所での一般就労を目指すといった支援を行っている。</li> </ul>

## 無料職業紹介を活用した個別の求人開拓・あっせんの取組事例②

自治体名	運営方法	取組内容
愛知県 名古屋市	委託 (市社協等のJV)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成27年4月から無料職業紹介事業を開始。ハローワークの求人情報等をもとに求人や就労体験先を開拓。</li> <li>○ 求人開拓では、本人にあった環境の職場を探し、まずは就労体験先や認定就労訓練事業所として協力してもらい、職場見学や就労体験等を通じて一般就労につなげていく。</li> </ul>
神奈川県 川崎市	委託 (株)パナソニック	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成26年5月から就労意欲は高いが採用されにくくなってしまっている高齢者・生活困窮者等に対して、条件を緩和した求人を開拓して、マッチングを実施。</li> <li>○ 具体的には、ハローワークの求人情報等をもとに、週5日フルタイムの仕事の勤務時間を少し短くする、保証人がいない人も受け入れを可能とする、給料を週払いにする、年齢条件を緩和する等の調整を、電話や訪問等により実施。本人の意欲を上げて、企業の条件を下げることで、マッチングゾーンを広げる。</li> <li>○ 例えば、高齢者の場合、面接の約束ができれば健康な状態であることを伝えるよう工夫することで就職につながりやすくなる。また、仕事のブランクがある人、健康状態が不安な人は、まずトレーニングやボランティアから入って、仕事ができるかどうかを見極めてもらうよう工夫することで就職につながりやすくなる。</li> </ul>
東京都 大田区	委託 (やまて福祉会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成27年11月から無料職業紹介事業を開始。</li> <li>○ 求人開拓担当者が地場産業を含む区内の事業所を回り、安定就労ができる求人を見つけてきたり、求人の切り出し等の調整作業を担っている。</li> <li>○ 求職中の相談者に対しては、多くの求人の中から日払いや住み込みをはじめ、その人にあった仕事を探し、直ちに企業への打診を行い、履歴書や面接指導を行うことでスムーズな就労につなげている。</li> </ul>

# 雇用対策法の改正について

国と地方公共団体が連携して雇用対策を講じるための「雇用対策協定」、国と地方公共団体が一体となってサービスを提供する一体的実施により、国と地方公共団体の連携を強化する。首長が職業の安定に必要な措置を国に要請できる仕組みも定める。

## 現 行

### 【雇用対策法】

- 地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、雇用に関する必要な施策を講ずるように努めなければならない。
- 国及び地方公共団体は、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と地方公共団体の講ずる雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。

連携策  
の  
具体化

## 改 正 後

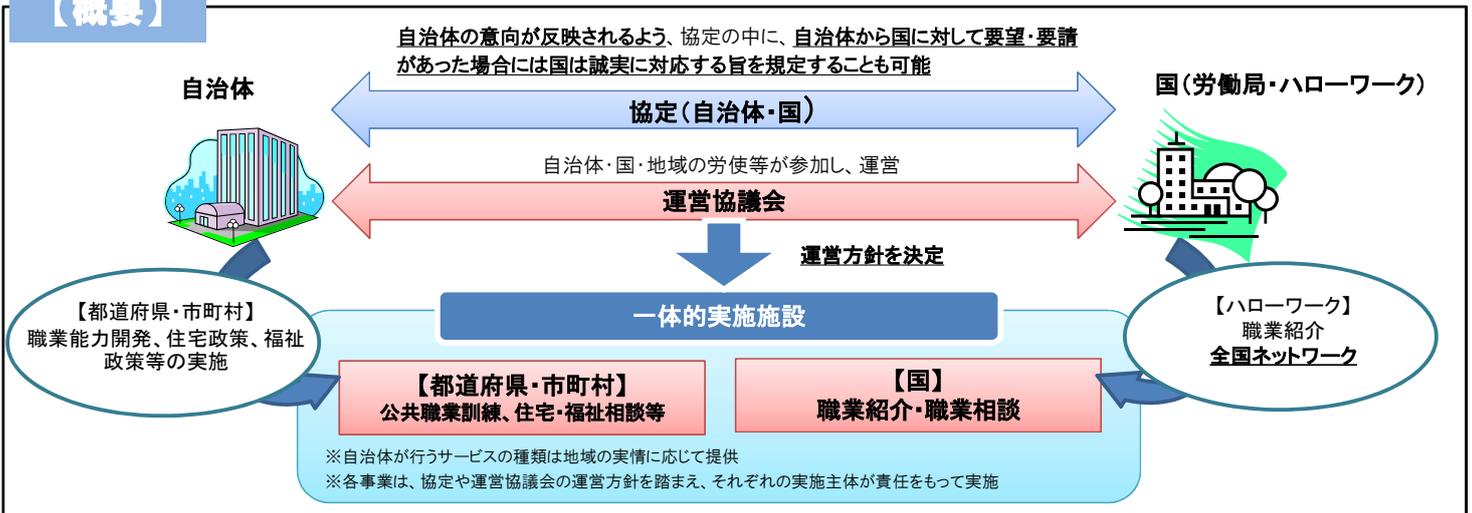
### 【雇用対策法】

- 国と地方公共団体は雇用施策について協定の締結や同一施設での一体的な実施により連携する。
- 地方公共団体の長は職業の安定に関し必要な措置の実施を国に要請できる。
  - ・ 国は実施の要否を遅滞なく地方公共団体に通知。
  - ・ 国は、要請に係る措置を行う必要があるか否かを判断するに当たっては、予め、学識経験者等の意見を聴かなければならない。

# 一体的実施事業について

- 希望する自治体において、国（ハローワーク）が行う無料職業紹介等と自治体が行う相談業務等を一体的に実施。
- 一体的実施は、
  - ① 自治体の提案に基づき、国と自治体が協議して内容を決定し、協定の締結等により実施に移すこと
  - ② 利用者のニーズに応えられるよう運営協議会を設置すること
 など、自治体主導でハローワークと一体となったさまざまな工夫が可能な事業。
- 平成27年度末時点で、159自治体（33道府県126市区町）で実施中。うち生活保護受給者等を主な対象とする取組は96自治体。

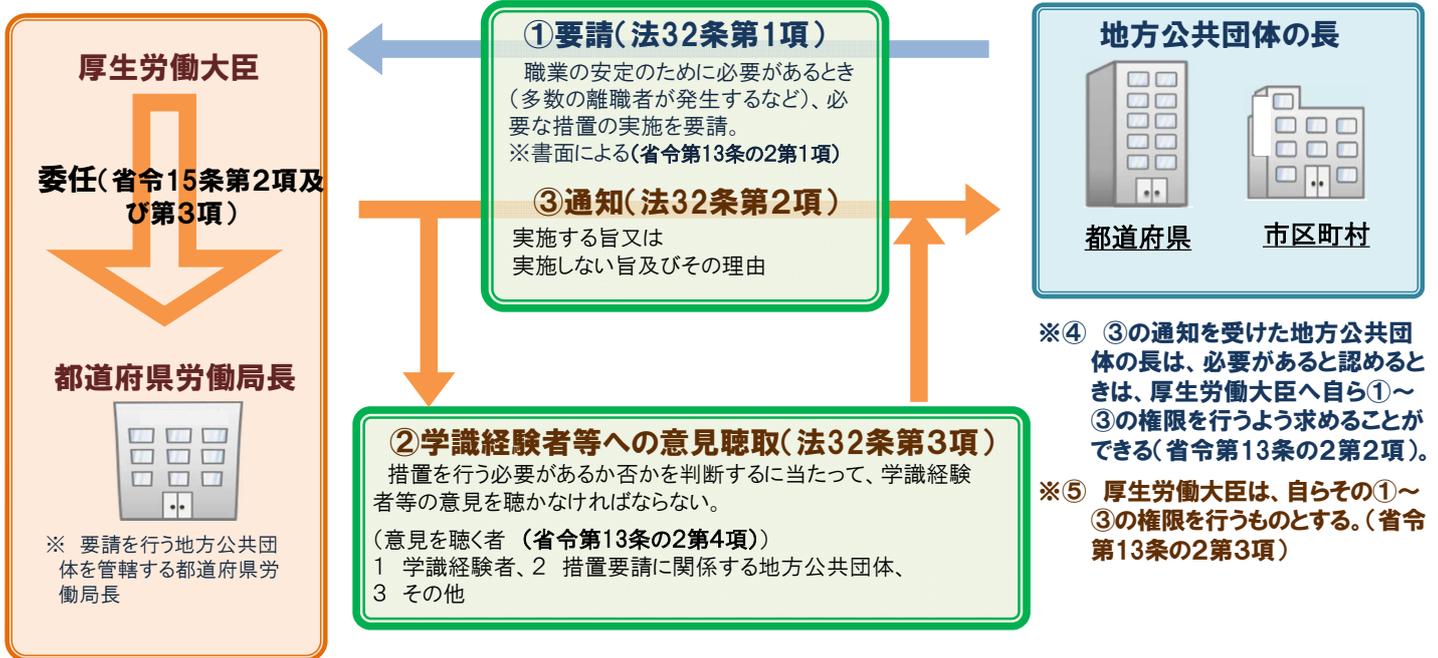
## 【概要】



# 雇用対策法に基づく地方公共団体から国への要請

## 第6次地方分権一括法の一部施行（平成28年8月20日施行）

雇用対策法の一部改正を含む第6次地方分権一括法（平成28年法律第47号）により、国と地方公共団体の連携を強化するため、地方公共団体の長は職業の安定に関し必要な措置の実施を国に要請することができることとされた（法第32条第1項）。



雇用対策協定に基づき要請がなされた場合は、その内容が法令又は予算に違反する場合その他の要請の内容について管轄公共職業安定所の業務に反映させない合理的な理由がある場合を除き、業務に反映させるよう必要な措置を講ずるものとする。（省令第13条の3第2項）

## 施行通知の概要（雇用対策法関係）

（平成28年8月19日付け職発0819第4号）

- 改正雇用対策法施行前に各都道府県労働局長と地方公共団体の長との間で締結された雇用対策協定を改正雇用対策法に基づく協定とみなすものとする
- 公共職業安定所の業務に関する事項以外に都道府県労働局の管轄する業務に係る事項が盛り込まれた協定や、既に締結されている雇用対策協定であって、国の締結者が都道府県労働局長以外の者である協定について、改正雇用対策法に基づく協定に準じた取扱いとすること
- 雇用対策法第32条に規定する地方公共団体からの国に対する要請（以下「措置要請」という。）については、次のとおりとするものとする
  - 措置要請の対象となる「労働者の職業の安定に関し必要な措置」は、広く労働局又は公共職業安定所の実施する雇用対策を含むものであるとともに、当該地方公共団体を管轄する労働局長の管轄区域内で実施されるものに限られるものではないものとする
  - 措置要請に係る措置を行う必要があるか否かを判断するに当たり学識経験者等の意見を聴くときは、原則として地方労働審議会において意見を聴くこと、その際、要請を行った地方公共団体の長等は地方労働審議会の場でヒアリング等を通じて意見を聴くことについて、要請地方公共団体の長の意見を聴くこととする
  - 地方公共団体が措置要請に係る措置を厚生労働大臣が自ら行うよう求めたときの学識経験者等の意見を聴くときは、労働政策審議会において意見を聴くことについて、要請地方公共団体の長の意見を聴くこととする
  - 都道府県労働局の既存の予算又は人員等で直ちに対応可能であるもの等については、必ずしも措置要請を行う必要はないものとする

## 雇用保険の適用拡大(雇用保険法、徴収法関係)

### 改正の趣旨

生涯現役社会の実現の観点から、雇用者数、求職者数が増加傾向にある65歳以上の高齢者の雇用が一層推進されるよう、雇用保険を適用する。

- ・(役員を除く)65歳以上の雇用者数 : H14 153万人 → H26 320万人
- ・65歳以上の新規求職申込件数 : H2 84,204件 → H26 431,023件 (就職件数 : H2 9,011件 → H26 74,746件)

### 現行の内容

- 65歳以降に雇用された者は雇用保険の適用除外
- 同一の事業主の適用事業に65歳以前から引き続いて雇用されている者(高年齢継続被保険者)のみ、適用となり、離職して求職活動をする場合に高年齢求職者給付金(賃金の50~80%の最大50日分)が1度だけ支給
- 64歳以上の者については、雇用保険料の徴収を免除



### 改正の内容【平成29年1月1日施行】

- 65歳以降に雇用された者についても、雇用保険を適用し、離職して求職活動する場合には、**その都度、高年齢求職者給付金を支給**(支給要件・内容は現行のものと同様。年金と併給可。)
- さらに、**介護休業給付、教育訓練給付等についても、新たに65歳以上の者も対象**とする
- **雇用保険料の徴収免除を廃止して原則どおり徴収し、平成31年度分までの経過措置**を設ける。  
※ 別途、事業主が高齢者を一定割合以上雇用した場合の助成措置等を導入。

## ○生活保護受給者等を雇い入れる事業主に対する助成措置の新設

### 1 趣旨

生活保護受給者等の多くは、傷病、精神疾患や家庭の事情等様々な阻害要因を複合的に抱えており、これらの者を雇い入れる事業主は、就労時間や作業負荷等の雇用管理上の配慮が必要となる。このため、雇入れ事業主の雇入れ時の経費負担軽減を行うことにより、これらの者の就職を促進する。

### 2 内容

#### (1) 対象事業主

生活保護受給者等(地方公共団体が労働局・ハローワークと締結した協定に基づきハローワークの生活保護受給者等就労自立促進事業による支援の要請を行った者)を、公共職業安定所や特定地方公共団体、一定の要件を満たした民間職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主

#### (2) 助成対象期間

1年

#### (3) 支給金額

短時間労働者以外の者 : 30万円(25万円)※1 × 2※2  
短時間労働者 : 20万円(15万円) × 2

※1 括弧内は中小企業以外に対する支給額

※2 6か月ごとに2回支給

【平成28年10月現在】支給要件などが変更される場合があります。念のため、都道府県労働局またはハローワークにご確認ください。

生活保護受給者や生活困窮者の方を雇用する事業主をサポートします！！

# 特定求職者雇用開発助成金 (生活保護受給者等雇用開発コース)のご案内

自治体からハローワークに対し就労支援の要請があった生活保護受給者や生活困窮者を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給します。

事業主には、雇い入れた者に対する配慮事項等について報告をいただくほか、雇入れから約6か月後にハローワーク職員等が職場訪問を行い、職場定着を支援します。

## <支給額>

対象労働者に支払われた賃金の一部に相当する額として、下表の金額が、支給対象期（6か月）ごとに支給されます。

※（ ）内は中小企業以外の企業に対する支給額・助成対象期間です。

対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
短時間労働者以外	60万円 (50万円)	1年 (1年)	30万円 × 2期 ( 25万円 × 2期 )
短時間労働者	40万円 (30万円)	1年 (1年)	20万円 × 2期 ( 15万円 × 2期 )

- ※1 対象労働者は、雇入れ日現在の満年齢が65歳未満の方に限ります。
- ※2 短時間労働者とは、一週間の所定労働時間が、20時間以下30時間未満の労働者をいいます。
- ※3 中小企業とは、業種ごとに下表に該当するものをいいます。

小売業・飲食店	資本金もしくは出資の総額が5千万円以下または常時雇用する労働者数50人以下
サービス業	資本金もしくは出資の総額が5千万円以下または常時雇用する労働者数100人以下
卸売業	資本金もしくは出資の総額が1億円以下または常時雇用する労働者数100人以下
その他の業種	資本金もしくは出資の総額が3億円以下または常時雇用する労働者数300人以下

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL281019系001

## 支給申請を行う前にご確認ください！

### <対象労働者>

以下の①～③のいずれにも該当する求職者です。

#### ① 生活保護受給者 又は 生活困窮者

▶「生活保護受給者」とは、現に生活保護を受給中の方であって、生活保護の申請段階の方や過去に生活保護を受給していた方は含みません。「生活困窮者」とは、自治体が自立支援計画の作成を行った方であり、計画に記載された目標の達成時期が到来していない方に限ります。

#### ② 自治体よりハローワークに対し就労支援の要請がなされている方

▶自治体が労働局・ハローワークと「生活保護受給者等就労自立促進事業」に係る協定を締結し、この協定に基づき就労支援の要請がなされた方が対象です。

#### ③ 自治体とハローワークが連携して行う就労支援の期間内の方

▶自治体からの支援要請を受け、自治体とハローワークにおいて定める就労支援期間内の方が対象です。※雇入れ日において上記全ての項目を満たす必要があります。詳しくは、ハローワークにお尋ねください。

### <対象となる事業主>

以下のすべてに該当する事業主です。

- ① 雇用保険の適用事業主であること
- ② 対象労働者（雇い入れた日現在における満年齢が65歳未満の方に限る）をハローワーク、地方運輸局、適正な運用を期すことのできる特定地方公共団体、有料・無料の職業紹介事業者または無料船員職業紹介事業者の紹介により、雇用保険の一般被保険者として雇い入れる事業主であること
- ③ 対象労働者を雇用保険の一般被保険者として継続して雇用すること（対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であること）を行うが確定である\*1と認められる事業主であること  
※1 有期雇用契約において、勤務成績等により更新の有無を判断する場合は、継続して雇用することと確定であると認められず、支給対象となりません。
- ④ 対象労働者を雇い入れた事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に対し対象労働者に係る雇用管理に関する事項を報告する事業主であること
- ⑤ 対象労働者の雇入れ日の前後6か月間（以下「基準期間」という）に事業主の都合による従業員の解雇（勤労退職を含む）をしていないこと
- ⑥ 基準期間に倒産や解雇など特定支給資格となる離職理由の被保険者数が対象労働者の雇入れ日における被保険者数の6%を超えていない（特定支給資格となる離職理由の被保険者が3人以上の場合を除く）こと
- ⑦ 対象労働者の出勤状況および賃金の支払い状況等を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿など）を整備・保存し、管轄労働局長の求めに応じ提出または提示する。管轄労働局が行う実地調査に協力するなど、助成金の支給または不支給の決定に係る審査に協力する事業主であること
- ⑧ 対象労働者の雇入れ日より前に生活保護受給者等雇用開発コースの支給決定の対象となった者のうち、雇入れ日より前日（以下「確認日A」という）が基準期間内にある者が8人以上いる場合であって、それらの者が、確認日Aの時点で離職している割合が50%を超えていないこと  
※2：「離職」とは、雇用保険被保険者の死亡（ただし、労働者本人の死亡に限り）、雇用保険被保険者の死亡以外の事由（労働者本人の死亡を除く）による離職（労働者本人の死亡を除く）による離職、同一事業所に継続して2年以上雇用され、かつ、65歳以上の年齢で離職した者（生活保護受給者等雇用開発コース、特定就職困難者、高齢者雇用促進事業のサービス利用者として雇用されていた者であって、離職理由がA型事業所の支援を受けたことによる）の離職を指す。
- ⑨ 対象労働者の雇入れ日より前に生活保護受給者等雇用開発コースの支給決定の対象となった者のうち、助成対象期間（6か月）の末日の日（以下「確認日B」という）が基準期間内にある者が6人以上いる場合であって、それらの者が、確認日Bの時点で離職している割合が50%を超えていないこと  
※3：助成対象期間の途中で離職した場合も、雇入れ日より前に生活保護受給者等雇用開発コースの支給決定の対象となった者として、確認日Bの日（以下「確認日B」という）が基準期間内にある者が6人以上いる場合であって、それらの者が、確認日Bの時点で離職している割合が50%を超えていないこと
- ⑩ 対象労働者の雇入れ日より前に特定就職困難者雇用開発助成金の支給決定の対象となった者のうち、確認日Aが基準期間内にある者が8人以上いる場合であって、それらの者が、確認日Aの時点で離職している割合が50%を超えていないこと
- ⑪ 対象労働者の雇入れ日より前に特定就職困難者雇用開発助成金の支給決定の対象となった者のうち、確認日Bが基準期間内にある者が6人以上いる場合であって、それらの者が、確認日Bの時点で離職している割合が50%を超えていないこと
- ⑫ 対象労働者の雇入れ日より前に高齢者雇用開発特別奨励金の支給決定の対象となった者のうち、確認日Aが基準期間内にある者が8人以上いる場合であって、それらの者が、確認日Aの時点で離職している割合が50%を超えていないこと
- ⑬ 対象労働者の雇入れ日より前に被災者雇用開発助成金の支給決定の対象となった者のうち、確認日Aが基準期間内にある者が6人以上いる場合であって、それらの者が、確認日Aの時点で離職している割合が50%を超えていないこと

## <支給するための要件>

以下のいずれにも該当しないことが支給するための要件となります。

- ① ハローワーク等の紹介以前に雇用の予約があった対象労働者を雇い入れる場合
- ② 職業紹介を受けた日に雇用保険の被保険者である者など失業などの状態にない者を雇い入れる場合（重度障害者、45歳以上の障害者、精神障害者を一週間の所定労働時間が30時間以上で雇い入れた場合を除く）
- ③ 助成金の支給対象期間の途中または支給決定までに、対象労働者を事業主の都合により離職（解雇、勤労退職、事業縮小や賃金大幅低下、事業所移転等による正当理由自己都合退職など）させた場合
- ④ 雇入れ日の前日から過去3年間に、当該雇入れに係る事業所と雇用、請負、委任の関係にあった者、または出向、派遣、請負、委任の関係により当該雇入れに係る事業所において就労したことのある者を雇い入れる場合
- ⑤ 雇入れ日の前日から過去3年間に、当該雇入れに係る事業所において、通算して3か月を超えて訓練・実習等を受講したことがある者を雇い入れる場合
- ⑥ 雇入れ日の前日から過去1年間に、対象労働者と雇用、請負、委任の関係にあった事業主、出向、派遣、請負、委任の関係により対象労働者を事業所において就労させたことのある事業主、対象労働者が通算して3か月を超えて受講等したことがある訓練・実習等を行っていた事業主と、資金的・経済的・組織的関連性等からみて密接な関係にある事業主が当該対象労働者を雇い入れる場合
- ⑦ 対象労働者が、雇入れ事業主の事業所の代表者または取締役の3親等以内の親族（配偶者、3親等以内の血族及び姻族）である場合
- ⑧ 雇入れ日の前日から過去3年間に、職場適応訓練（短期の職場適応訓練を除く）を受けたことのある者を当該職場適応訓練を行った事業主が雇い入れる場合
- ⑨ 支給対象期における対象労働者の労働に対する賃金を、支払期日を超えて支払っていない場合（時間外手当、休日手当など基本給以外の手当を支払っていない場合を含む）
- ⑩ ハローワークなどの紹介時点と異なる条件で雇入れた場合で、対象労働者に対し労働条件に関する不利益、または違法行為があり、かつ、当該対象労働者から入社条件が異なることについての申し出があった場合
- ⑪ 助成金の申請を行う際に、雇入れに係る事業所で成立する保険関係に基づき前年度より前年1月1日までの年度の労働保険料を滞納している場合
- ⑫ 偽りその他の不正行為により本来受けることのできない助成金を受け、または受けようとしたことにより3年間にわたる不支給措置が取られている場合
- ⑬ 労働関係法令の違反を行っていることにより助成金を支給することが適切でないものと認められる場合
- ⑭ 高齢者雇用確保措置を講ずべきこととの勧告を受けた場合
- ⑮ 性風俗関連営業、接待を伴う飲食業またはこれらの営業の一部を受託する営業を行っており、接待業務などに従事する労働者として雇い入れる場合
- ⑯ 暴力団に関係している場合
- ⑰ 支給申請日または支給決定日の時点で倒産している場合

## <支給申請の流れ>

### ① ハローワークに求人申込み

### ② 対象労働者の雇入れ

### ③ 助成金の第1期支給申請

### ④ ハローワークによる支給・不支給決定

### ⑤ 助成金の支給

※第2期支給申請も同様の手続きが必要です

トライアル雇用との併給はできません。また、支給要件がありますので、詳しくは、都道府県労働局またはハローワークにお尋ねください。

雇い入れた労働者に対する配慮事項など雇用管理に関する事項を報告していただきます。  
職場適応支援を行うため、第1期支給申請の時期に、ハローワーク職員が職場訪問を行います。

支給決定が行われてから事業主指定の金融機関口座に振り込まれるまでには、ある程度時間を要しますので、あらかじめご了承ください。

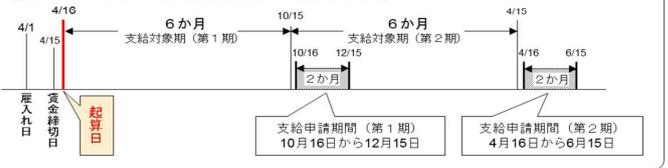
助成金の支給申請から支給決定までの間、および支給終了後において総勘定元帳などの帳簿の提示を求められることがあります。

## <支給申請の手続き>

- 助成金は、支給対象期ごとに、2回に分けて支給します。
- 支給申請は、支給対象期ごとに、労働局またはハローワークで行います。
- 支給申請期間は、各支給対象期の末日の翌日から2か月以内です。
- 1回目の支給申請がなされていない場合でも、2回目以降の支給申請は行えます。（ただし、既に支給申請期間が終了した支給対象期の助成金は支給されません。）

- ※ 支給対象期は、**経算日**から6か月間ごとに区切った期間です。経算日は、  
・ 賃金締切日が定められていない場合は雇入れ日  
・ 賃金締切日が定められている場合は雇入れ日の直後の賃金締切日の翌日（ただし、賃金締切日に雇い入れられた場合は雇入れ日の翌日、賃金締切日の翌日に雇い入れられた場合は雇入れ日）となります。

### 【例】4月1日に中小企業事業主が雇い入れた場合



- ※ 対象労働者が支給対象期の途中で事業主の都合で離職した場合は、当該支給対象期については助成金の支給を受けることはできません。また、既に支給が行われた助成金についても返還を求めることがあります。
- ※ 対象労働者が支給対象期の途中で離職した場合や所定労働時間より著しく実労働時間が短い場合には、支給額が減額されます。また、対象労働者が支給対象期（第1期）の初日から1か月以内に離職した場合には本助成金の支給を受けることはできません。

## ～ご注意～

- 他助成金の支給を受けている場合は、支給対象とならない場合があります。
- 国、地方公共団体、行政執行法人など（これらの機関からの委託事業を実施している事業主で、対象労働者が当該委託事業に従事する場合を含む）の機関は支給対象とならない場合があります。
- この助成金を受給した事業主は国の会計検査の対象になることがありますのであらかじめご了承ください。検査の対象となった場合は、ご協力をお願いします。また、検査には関係書類が必要となりますので、関係書類については、支給の日が属する年度の翌年度の初日から起算して5年間整理保存してください。
- 偽りその他の不正行為によって助成金の支給を受け、または受けようとした場合は、不支給決定または支給決定の取消が行われます。この場合、すでに支給された助成金については全額を返還していただくとともに、不支給決定または支給決定の取消を受けた日以降3年間は各種助成金の支給を受けることができません。さらに、特に悪質なものは、公表する場合や詐欺罪などにより刑罰に処される場合があります。

助成金の受給に当たっては、このほか、各種要件があります。ご不明な点については、最寄りのハローワークまたは各都道府県労働局（職業安定部）へお問い合わせください。

## 生活福祉資金貸付制度の実施状況

資金種類	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)
福祉資金 (福祉費)	4,115	33.4	5,066	39.3	4,782	31.3	4,387	24.7	4,359	22.1	4,404	19.7	4,086	18.3
福祉資金 (緊急小口資金)	15,590	13.3	21,376	18.6	81,597	106.7	11,101	8.5	9,253	7.0	8,837	6.6	8,730	6.5
教育支援資金	13,139	93.0	14,287	99.7	14,047	94.0	14,113	94.8	14,215	90.1	14,775	95.1	14,621	93.1
総合支援資金 (H21.10～)	26,353	178.7	41,344	262.2	18,320	103.2	9,920	51.1	4,656	18.5	3,133	11.5	2,057	6.7
離職者支援資金 (～H21.9)	1,960	24.1												
不動産担保型生活資金	371	36.7	358	36.5	321	29.6	368	32.6	320	30.0	332	34.6	288	27.8
計	61,528	379.2	82,431	456.3	119,067	364.8	39,889	211.8	32,803	167.8	31,481	167.5	29,782	152.4

※平成23年度の福祉資金及び緊急小口資金については、東日本大震災の被災者に対する特例措置に基づく貸付を含む。

なお、東日本大震災における緊急小口資金に係る特例措置の貸付件数は71,010件、貸付金額は約100.0億円となっている。

## 臨時特例つなぎ資金貸付制度の実施状況

資金種類	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	件数	金額 (億円)												
臨時特例つなぎ 資金(H21.10～)	5,240	4.9	6,933	6.5	3,239	2.9	2,182	1.9	1,100	0.9	824	0.6	534	0.3

※生活福祉資金と臨時特例つなぎ資金は別制度に位置付けられているため、会計が別途設けられている。

## 生活福祉資金都道府県別貸付決定件数及び金額

NO.	都道府県	平成26年度		平成27年度	
		貸付決定件数	貸付決定金額 (千円)	貸付決定件数	貸付決定金額 (千円)
1	北海道	762	534,986	523	348,412
2	青森県	321	119,629	243	104,403
3	岩手県	1,436	898,115	1,190	778,885
4	宮城県	123	76,006	88	46,411
5	秋田県	245	88,421	212	108,363
6	山形県	757	443,296	639	246,103
7	福島県	423	112,580	453	114,826
8	茨城県	129	97,680	113	46,416
9	栃木県	147	109,799	135	77,064
10	群馬県	963	247,108	818	177,895
11	埼玉県	669	480,539	545	362,631
12	千葉県	2,051	982,462	1,983	895,276
13	東京都	3,249	3,666,538	3,119	3,660,758
14	神奈川県	1,244	721,325	1,304	554,367
15	新潟県	367	104,846	207	66,695
16	富山県	257	35,559	267	42,553
17	石川県	354	95,020	332	89,011
18	福井県	157	43,875	141	27,365
19	山梨県	28	5,954	21	18,681
20	長野県	199	68,445	188	60,188
21	岐阜県	473	75,977	412	72,422
22	静岡県	472	119,543	596	162,169
23	愛知県	272	250,670	293	260,490
24	三重県	588	144,226	516	118,268
25	滋賀県	622	399,178	508	311,044
26	京都府	2,344	955,939	2,195	785,760
27	大阪府	3,434	2,010,670	3,593	2,018,274
28	兵庫県	1,571	627,598	1,474	471,157
29	奈良県	346	85,598	391	108,099
30	和歌山県	77	42,511	80	54,601
31	鳥取県	215	56,166	128	32,766
32	島根県	188	90,614	209	91,260
33	岡山県	56	26,750	62	29,840
34	広島県	257	122,642	203	61,460
35	山口県	112	49,985	187	49,271
36	徳島県	165	146,425	138	75,716
37	香川県	269	25,294	259	26,782
38	愛媛県	284	122,420	240	96,112
39	高知県	198	81,484	133	42,057
40	福岡県	2,786	1,203,882	2,872	1,417,348
41	佐賀県	6	7,675	10	1,177
42	長崎県	524	351,492	634	476,728
43	熊本県	123	53,515	102	80,749
44	大分県	654	112,429	727	126,548
45	宮崎県	522	286,690	196	60,709
46	鹿児島県	315	78,985	292	110,190
47	沖縄県	727	290,829	811	270,640
	合 計	31,481	16,751,370	29,782	15,237,940

## 生活福祉資金貸付事業の平成29年度における補助基準額（案）

### 1. 基本的な考え方

- 事務費の算出については、事業実績（「貸付件数」と「償還件数」）に応じた補助基準を設定し、各都道府県における適正な事務費の配分とする。  
なお、補助基準額を超過する場合の経過措置基準額は据え置くこととする。

### 2. 補助基準額(案)

都道府県ごとに以下の合計額を補助基準額とする。		補助基準額(案)
	基本事業費	1千万円
	貸付件数 1件当たり事業費	2万6千円
	償還件数 1件当たり事業費	2万6千円

※ 本事業の補助率は1/2であるため、上記補助基準額の1/2が国庫補助額となる。

※ 貸付件数、償還件数の実績は、「生活福祉資金貸付事業の実施状況等調」報告に基づく平成27年度実績、または平成28年度見込みにより算定。

### 3. 経過措置

上記2で算出した補助基準額で事業を実施できない場合は、平成28年度に経過措置を適用していた自治体に限り、経過措置として以下の①または②のいずれか高い方の額が国庫補助額となるよう基準額を設定して差し支えない。

- ① 平成27年度経過措置額（平成27年度基準額と平成26年度セーフティネット支援対策等事業費補助金における生活福祉資金貸付事業費（国庫補助1/2分）の交付決定額を比較して、1割以上の減額となる場合は、平成26年度の交付決定額の9割の額）と上記2で算出した基準を比較して、1割以上の減額となる場合は、平成27年度経過措置額の9割の額
- ② 平成27年度経過措置額（平成27年度基準額と平成26年度セーフティネット支援対策等事業費補助金における貸付事業費（国庫補助1/2分と定額分の合計額）の交付決定額を比較して、3割以上の減額となる場合は、平成26年度の交付決定額の7割5分の額）と上記2で算出した基準を比較して、3割以上の減額となる場合は、平成27年度経過措置額の7割5分の額

※ 上記の基準は、平成29年度における基準であり、平成30年度以降は、事業の運営状況の分析を行った上で再度検討を行う予定。

## 市区町村社協の体制整備等に係る平成29年度における対応（案）

### 1. 基本的な考え方

- 市区町村社協の体制整備に係る事務費については、基金廃止の経過措置として実施している貸付原資の取り崩しを、平成29年度においても継続する。
- 原資の取崩しに当たっては、以下の基準を設定する。なお、取崩し基準額によりがたい場合の個別協議は実施しない。

### 2. 取崩し基準(案)

- 貸付原資の取崩しの上限額は償還金収入実績の3割までとし、各都道府県における平成26年度の基金事業の執行実績の1/2と償還指導等に要する経費（定額分）の平成26年度の実績をあわせた額を目安とする。

※ 取崩額については、国に報告することとする。

※ 償還金収入の実績は、平成27年度実績、または平成28年度見込みにより算定。

※ 上記の基準は、平成29年度における基準であり、平成30年度以降の取り扱いについては、それらの状況を勘案するとともに、今後、都道府県・市区町村社会福祉協議会における事務費の実態や構造を把握したうえで、必要な効率化を求めていく一方、貸付ニーズに対する効果的な事業運営や貸付・償還に係る各社会福祉協議会の運営努力（成果）をより反映する仕組みの導入も含め、事務費のあり方について総合的な検討を行っていく予定。

■ 都道府県別のホームレスの数

都道府県名	平成28年調査				27年調査	28-27 増▲減	(参考)		
	男	女	不明	計			26年調査	25年調査	24年調査
北海道	28	2	5	35	50	▲ 15	59	45	71
青森県	0	0	0	0	0	0	1	2	3
岩手県	1	1	0	2	3	▲ 1	2	3	5
宮城県	80	7	17	104	117	▲ 13	122	107	92
秋田県	0	0	0	0	2	▲ 2	2	7	11
山形県	2	0	0	2	1	1	1	4	4
福島県	20	0	0	20	19	1	14	16	19
茨城県	32	4	0	36	25	11	37	40	44
栃木県	28	0	2	30	33	▲ 3	35	34	48
群馬県	32	5	1	38	33	5	44	44	62
埼玉県	196	3	19	218	265	▲ 47	301	340	427
千葉県	223	5	17	245	245	0	285	316	355
東京都	1,430	43	0	1,473	1,498	▲ 25	1,768	2,006	2,368
神奈川県	1,058	32	27	1,117	1,204	▲ 87	1,324	1,395	1,509
新潟県	9	0	0	9	10	▲ 1	11	6	6
富山県	7	0	0	7	8	▲ 1	11	14	14
石川県	7	0	0	7	2	5	6	8	11
福井県	3	0	0	3	3	0	2	3	1
山梨県	5	0	0	5	7	▲ 2	13	16	22
長野県	3	1	0	4	2	2	5	5	7
岐阜県	8	2	0	10	16	▲ 6	22	20	25
静岡県	91	7	10	108	114	▲ 6	133	160	182
愛知県	233	10	72	315	367	▲ 52	380	439	518
三重県	16	1	4	21	18	3	28	32	39
滋賀県	1	0	1	2	2	0	4	5	11
京都府	92	7	10	109	96	13	121	157	176
大阪府	1,565	43	3	1,611	1,657	▲ 46	1,864	2,094	2,417
兵庫県	136	8	7	151	175	▲ 24	214	215	273
奈良県	0	0	0	0	0	0	0	1	3
和歌山県	12	0	0	12	14	▲ 2	14	17	21
鳥取県	5	0	0	5	2	3	3	2	3
島根県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山県	14	0	1	15	8	7	16	18	24
広島県	47	5	0	52	41	11	65	69	90
山口県	3	0	0	3	4	▲ 1	4	4	6
徳島県	2	1	0	3	7	▲ 4	4	7	4
香川県	5	0	0	5	8	▲ 3	8	10	16
愛媛県	15	0	0	15	18	▲ 3	23	25	24
高知県	6	0	0	6	5	1	3	4	5
福岡県	276	17	7	300	294	6	369	354	423
佐賀県	9	0	0	9	9	0	9	14	11
長崎県	4	0	0	4	4	0	5	6	7
熊本県	22	2	0	24	29	▲ 5	36	40	49
大分県	9	0	1	10	9	1	14	13	20
宮崎県	3	0	0	3	3	0	4	4	6
鹿児島県	20	0	0	20	20	0	41	42	41
沖縄県	63	4	0	67	94	▲ 27	81	102	103
合計	5,821	210	204	6,235	6,541	▲ 306	7,508	8,265	9,576

[参考]消費生活協同組合(生協)の概要について

生協とは

○ 消費生活協同組合は、組合員が出資し、組合員が組合員の生活の文化的経済的改善向上のための事業や助け合い活動を行い、組合員が利用する非営利の協同組織である(根拠:消費生活協同組合法(昭和23年))。

基本的原則

- ・一定の地域又は職域による人と人との結合(相互扶助組織)
- ・組合員の生活の文化的経済的改善向上
- ・加入・脱退の自由
- ・組合員の議決権・選挙権の平等
- ・組合員への最大奉仕、非営利
- ・員外利用の原則禁止
- ・政治的中立  
(特定の政党のために利用してはならない。)

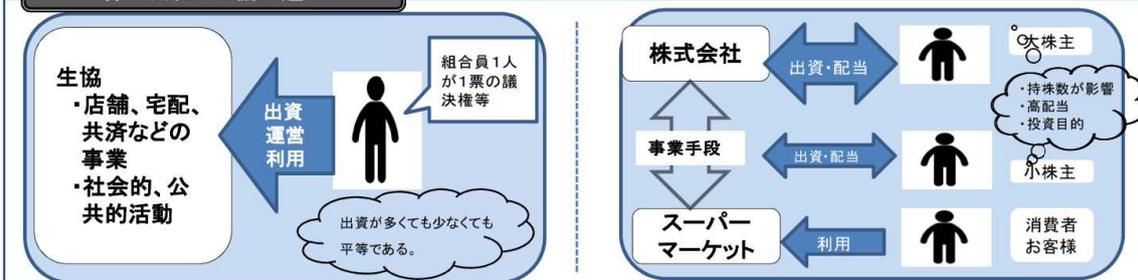
組織・運営



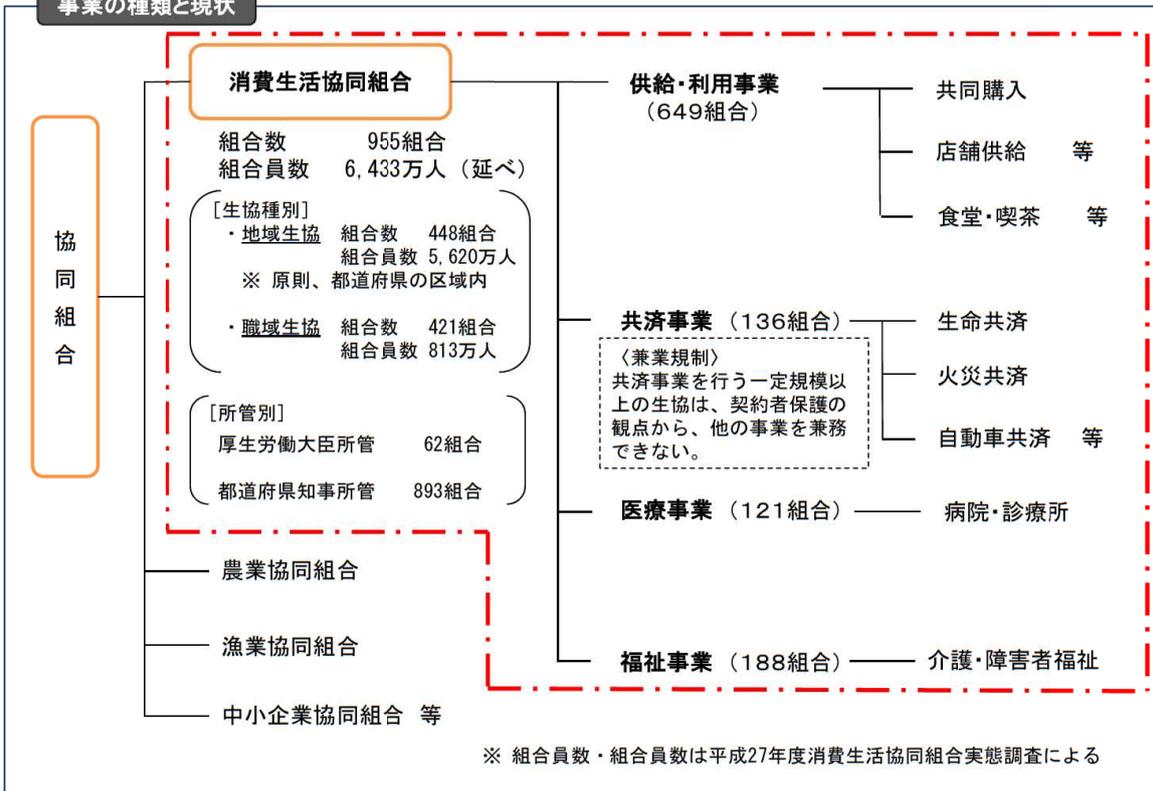
出資

組合員は出資1口以上を有しなければならない。

株式会社と生協の違い



事業の種類と現状



## 【生協が行う地域共生社会の実現に向けた先駆的な取組事例】

(全世代支援)

### 「コープ安心システム」

### 一人のひとを支える総合的な支援システムの構築

「おたがいさま活動」「多世代交流サロン」等の地域活動の構築

実施主体: 社会福祉法人ふれあいコープ (とちぎコープ生活協同組合を母体に2006年設立)

## 実施地域の概要(栃木県宇都宮市緑が丘地域)

### ■ 栃木県宇都宮市の概要

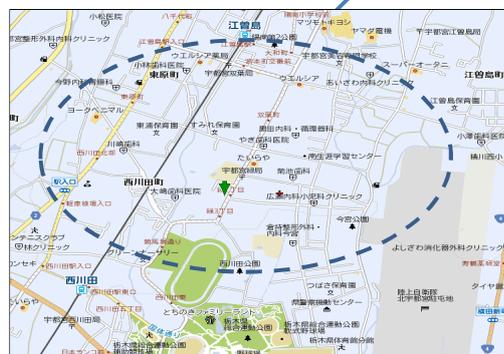
中核市、人口519,819人、220,306世帯、  
高齢者数 121,282人(23.3%)、要介護・要支援高齢者数17,633人(15.5%)(B)  
高齢者のみ世帯率20%(H27予測)、持ち家率91.9%  
※生協組合員数 72,130人、世帯加入率 31.7%

### ■ 紹介する地域: 宇都宮市南西部(緑・陽光地域)で事業展開

地域人口19,753人、8,945世帯、男9,702人女10,051人、  
高齢者数5,715人(29.0%)(A)  
※生協組合員数 2,835人、※宇都宮市の組織率で推計  
※要介護・要支援者数の推計 (A)5,715人 × (B)15.5% = 886人

#### 【地域の特徴】

宇都宮市の住宅団地開発の初期に開発された住宅団地で、古い戸建ての住宅地。  
住民は、官公庁、富士重工等に勤務している方が多い。  
自治会の活動は活発で住民の協働力も高い。  
エリア内に二つの小学校、県営の公園、スポーツ施設がある。  
一定の商業集積もあり、古い住宅団地として落ち着いたある反面、高齢化が進んでおり、一人暮らしの高齢者も他の地域より多い。



## 地域における総合的支援システム「コープ安心システム」について

### ■ 「コープ安心システム」について

地域包括ケアを目指して、住み慣れた地域で最後まで暮らし続けていくことをサポートするシステムを目指し、2015年度より着手。

①「安心ケアシステム」、②「安心支援システム」、③「10の基本介護」の3本柱で構成。

ふれあいコープの各事業所で、地域の組合員、住民、諸団体と協働して実践展開を始めています。

### ■ 「安心システムユナイテッド」について

2015年度に、コープ安心システムについて同じ考え方をもち、生協が母体となって設立した社会福祉法人が集まり、「安心システムユナイテッド」を設立し、全国的な動きとしていくことを目指しています。

#### ① 「安心ケアシステム」とは

介護保険各種事業。特に24時間定期巡回型事業や小規模多機能型事業を核にして、他の地域密着事業などを組み合わせて、住み慣れた自宅で最後まで暮らす事をサポートする。

【ふれあいコープ各サービス利用者数】※ 2016年10月実績

- |               |       |      |                            |
|---------------|-------|------|----------------------------|
| ○ 特別養護老人ホーム   | 定員    | 99人  | ※全ユニット個室                   |
| ○ 居宅介護支援      | 利用者数  | 676人 | ※月(提供ケアプラン数)               |
| ○ 短期入所        | 定員    | 30人  | ※891回/月利用者数                |
| ○ 定期巡回型訪問介護看護 | 利用者数  | 16人  | ※訪問回数1,693回/月              |
| ○ 小規模多機能      | 登録利用者 | 24人  | ※訪問回数240回/週、泊15人/週、通い84名/週 |
| ○ 通所介護(大、通、小) | 利用者数  | 405人 | ※10月利用回数 3,649回            |
| ○ 訪問介護        | 利用者数  | 400人 | ※月サービス提供時間 4876時間          |

② 「安心支援システム」とは

介護保険事業外。地域の様々な人々と協力して、安心して暮らしていく上で必要な様々な支援活動（「見守り」「買い物支援」「食事宅配」「茶飲み場」等）を作り上げていくこと。

高齢者に限らず、障害者、子ども、ひとり親、ひきこもりの人なども含め支援を必要としている人を対象に、多彩な支援活動を広げる。

【各サービス利用者数（緑ヶ丘・陽光地域）】

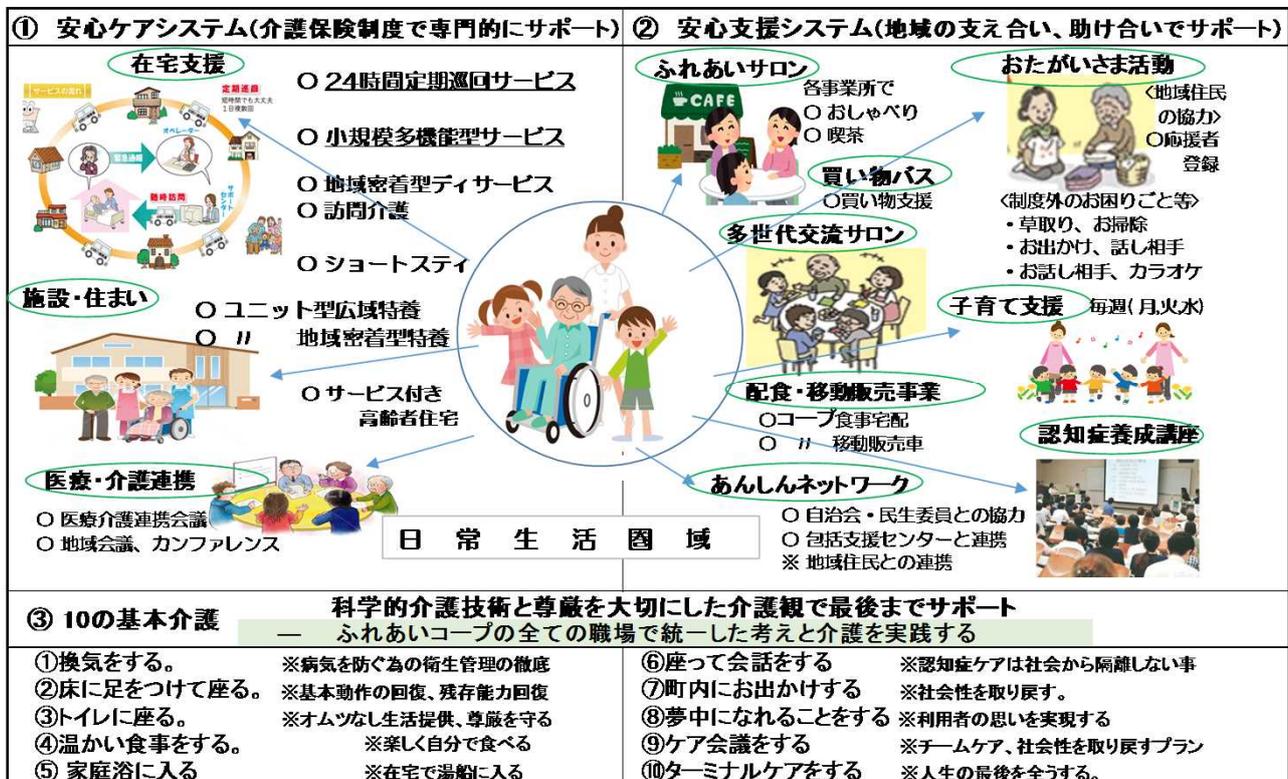
- 一人暮らし高齢宅草取り・剪定等・・・833時間
- 家事・見守り・買い物支援・・・1089時間
- 子育て・保育・入院時のお世話・・・273時間
- ゴミ運搬、大工、片づけ等・・・109時間
- 話し相手、犬の散歩、植木の水やり・・・35時間
- 食事宅配・・・・・・・・生協の配食事業利用者 約200人
- 居場所づくり・・・・・・・・多世代交流サロン毎週(土)15人～20人、高齢者サロン2か所 週30人
- 子育て支援・・・・・・・・週3日(月)(火)(水)無料、子育て中のお母さんと子どもたち 5～10家族/週
- 子どもたちの学習支援・・・・・・・・夏休み等を利用し15～20人（2016年度）
- 働く場づくり・・・・・・・・障害者6名、65歳以上72名就労 ※ユニバーサル就労担当配置が今後の課題
- 認知症サポーター養成講座等・・・・・・・・参加者 477人 ※2015年度累計

※このほか「おたがいさま活動」では(次頁参照)、約9割が高齢者への支援となっています。また、同居でも、日中高齢者のみとなり、家族からの依頼で見守りの応援に入る事もあります。一人暮らしの高齢者の家では、部屋がものであふれ大掛かりな片づけもあります。最近では、通院、買い物などの付添も増えています。

③ 「コープ10の基本介護」とは（下図参照）

人間が持っている残存能力を高め、科学的に検証された介護技術を10段階でまとめたコープのオリジナルケアの考え方と技術。家庭や地域で介護活用できるよう普及していく。

コープ安心システム（関係図）



## 有償ボランティア活動「おたがいさま活動」について

### ■「おたがいさま活動」について

2014年5月に、地域の中の助け合い活動=「おたがいさま活動」を立ち上げ。

#### 【「おたがいさま活動」の趣旨】

地域の中で「困っている方」と「役に立ちたい、応援したい」方をつなぎ、両者にとって互いに満足できる活動を作り、地域福祉貢献活動の一助としていくこと。

#### 【「おたがいさま活動」の特徴】

介護保険事業ではカバーできないことは様々にあります。縦割りの各制度の中でどこに相談したらよいかかわからず、どこに相談しても対応に至らないケースもたくさんある。そのようなケースが、「おたがいさま」の依頼ごととして増加しています。ソーシャルワークに近い活動を依頼されるため、コーディネーターは専門的な研修を受けながら対応しています。

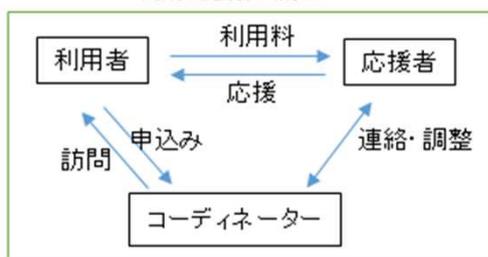
#### 【取組状況】

地域の多くの方々の参加を呼びかけ、地域の元気な高齢者、引きこもりだった青年、主婦の方々など様々な方々が趣旨に賛同し、地域の中で自発的な助け合い活動として広がっている。

既存の制度ではカバーできない様々な、日常の“困りごと”や“願い”（草取り、剪定、買い物、見守り、お出かけ、カラオケ等）を解決・実現しています。

2016年度の応援時間は年間2000時間を超え、応援者も100人を超える見通しです。

<利用と応援の流れ>



2016年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	前年比
利用者数	28	27	30	33	30	34	45	138.0%
	28	55	85	118	148	182	227	
応援件数	29	29	32	35	30	38	45	130.8%
	29	58	90	125	155	193	238	
応援時間	164	175	181	211	117	210	220	137.2%
	164	339	520	731	848	1,058	1,277	
応援人数	94	94	92	92	64	106	117	134.7%
	94	188	280	372	436	542	659	
応援者数	7	2	3	0	0	3	5	172.0%
	84	86	89	89	89	92	97	

### ■おたがいさま 利用・応援にあたって(料金等のお約束ごと)

#### ○利用者＝困っている人、利用したい人、どなたでも利用できます

入会金、会費なし、利用料 午前9時～午後5時 1時間 800円(内200円運営費)

1時間以上の応援から引き受け、以後30分単位で対応、交通費 実費支払

#### ○応援者＝役に立ちたい人、応援したい人、できることで応援します

入会金、会費なし、資格なし、応援者登録料200円＝会員証を発行のため

応援料 午前9時～午後5時 1時間 600円、時間外 1時間 800円、交通費 実費受取

## 多世代交流型サロン「ふれあいサロン」について

### ■宇都宮大学の学生と協力した多世代交流型サロン「ふれあいサロン」について

#### 【「ふれあいサロン」について】

- ・多世代型交流サロンとして特別養護老人ホームに併設。

#### 【「ふれあいサロン」の趣旨】

- ・「失われてきている地域のコミュニティー」を活性化するための活動として、地域の中で世代を超えた“助け合い、協同づくり”を地域の中で推進すること。
- ・お年寄りのみならず、子供たち、障がい者、地域住民全体を対象にして、気楽に集える場所を作る。



【「ふれあいサロン」の取組状況】

- 地域のボランティア、宇都宮大学の学生、おたがいさまの活動のメンバーで実施しています。
- 毎週土曜日（13時～15時）に開催。
- 利用者は、近隣にお住まいの様々な世代の人たち。  
子供たちからお年寄りまで1回あたり25人～30人程度。楽しみに参加されています。
- 参加費は一人あたり100円。
- 手作りのおやつとお茶、コーヒー、お菓子等で楽しい交流の時間を過ごされます。  
折り紙、手作り工芸、ゲーム、麻雀など、それぞれ自由気ままに楽しんでいます。
- 「ふれあいサロン」への参加で、子供たちとお年寄りの交流が自然に生まれています。
- また、障害を持っている方なども参加され、毎週のおしゃべりや子供たちとの触れ合いを楽しみにされています。

生協組合員と協働した地域福祉活動の取り組み等について

■ 社会福祉法人ふれあいコープ設立の経過

- ふれあいコープは、とちぎコープ生活協同組合を母体として、2006年に設立。
- 最期まで支援していく上で、入所施設事業にも取り組むことを決め、組合員の理解と支援を受けて「社会福祉法人ふれあいコープ」を設立。（※特別養護老人ホーム建設にあたっては、約1万人の組合員等の方々から6500万円を超える募金がありました。）
- その後も、組合員・地域住民の協力によって、利用者・ご家族の要望に沿った福祉事業を一つ一つ広げてきています。生協が作った社会福祉法人として、地域の中で、多くの組合員・住民の支持を受けており、信頼関係を維持しつつ、住みよいまちづくりの視点で、組合員等のニーズに沿った事業展開を進めてきています。

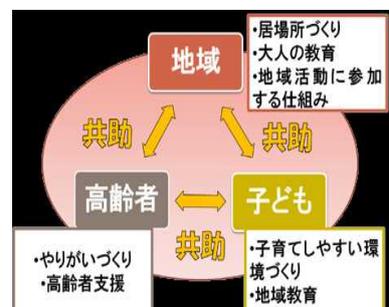
■ 認知症サポーター養成講座、サロン等の取り組み

- この間、ふれあいコープととちぎコープが共同で認知症サポーター養成講座を行っています。2014年度は交流会含め7回開催で827名、2015年度は9回で477名の方が参加し、2016年度はその活動をベースにオレンジビレッジやサロンの活動につながって来ています。
- 一人暮らしの方を対象に食事会=ふれあいサロンを開催し、普段外に出ない一人暮らしの高齢者の方におしゃべりとお食事の場を提供しました。地域の組合員の協力も頂き、手作りの料理を囲んでおしゃべりをする場は大変喜ばれ、毎回楽しみにされています。特に、鍋料理は鍋を囲んで話が弾み一人暮らしの方にとっては大変喜ばれました。

取り組みの状況と活動を今後発展させていく上での課題等

■ 地域ニーズの把握方法、今後の展開等について

- 2013年度より、地域福祉研究会(宇都宮大学、地域諸団体、自治会、民生委員、地域包括支援センター、とちぎコープ、ふれあいコープで構成)を開催しています。
- 生活圏域においてどのようなニーズがあるかの調査研究を実施。調査に当たっては、地域の自治会や老人会、小学校に協力を依頼し、アンケートを実施しました。
- アンケート結果を分析し、ニーズに基づく計画を策定しました。
- また、地域政策づくりの観点から、地域全体の問題にも焦点をあて、住みよい地域づくりの視点も整理しました。
- 計画の実施に当たっては、具体的方針を別途策定し、実践に反映しています。
- 計画の進行状況を報告し、ニーズの再検証を行い、計画の補強をするサイクルを構築しています。



### ■取り組みを他の地域に広げていく、行政、他団体との連携が必要

- ・現在は、地域福祉研究会を核として、調査→分析→仮説→実施→検証に取り組んでいます。
- ・検証された政策は、他の事業所等でも具体的方針とし、組織の方針として推進しています。
- ・この宇都宮での取り組みを、ふれあいコープ全体（栃木全体）の方針に横展開してきています。
- ・今後、行政や地域包括支援センターとの連携を作り出していく事が大切と考えます。
- ・現状は、限られた地域の中での実践であり、公的機関等の中でも検証され、オーソライズされていく事が重要と考えます。そのためには、研究会の成果のまとめと報告会などを行い、行政や他の医療・福祉関係団体の参加も得て、他のエリア等に普及発展させていく事が重要と考えています。

### ■地域の中での医療連携を作り上げていく事がますます重要

- ・病院から地域に戻ってくる高齢者が安心して暮らしていく為に地域の中での医療と福祉の連携は必須です。地域にある医療機関との日常的な連携体制を作っていく事が重要です。現在は、24時間定期巡回の中で医療連携会議が進められています。地域の開業医の方、地域包括支援センター、関係ケアマネジャーの方々が参加しています。更に、医療生協さんとの協力体制作りをすすめ、地域の中での日常的な協力体制を作り出すことが課題です。

### ■高齢者の住まい対策、24時間定期巡回の推進とサ高住の設置運営

- ・一人暮らしの高齢者を日常的に支える事業として、サービス付き高齢者住宅を特養の隣に配置して、最後まで暮らしていけるようサポートしていく事も重要と考えます。24時間定期巡回事業と結びつけて、日常的支援を行うこと、また、特養が近くにあることで看取りのできる住まいづくりを進めていく事も地域の中での課題となっています。

### ■ユニバーサル就労による 様々な“担い手づくり”

- ・地域にいる元気な高齢者、障害者、働いたことの無い方など、「働きたいけど働く事が困難な方」に、働く場所を作っていく事、働くための条件整備を進めていく事も課題です。
- ・現在は、ユニバーサル就労担当を配置し、研究段階です。今後は、事業計画の中に位置付けて、具体化していく事を進めています。

### ■事業を継続発展させていく上での基盤整備

- ・社会福祉法人ふれあいコープの「こーぷ 安心システム」の活動を継続発展させていくためには、①事業の安定的な運営、②基盤となる活動拠点、③人材の養成・確保が必要となってきます。
  - ・行政等の理解を広げ、関係団体と連携を行い、ボランティア人材の養成や確保を継続的に進めていく事が重要です。また、公的な建物の中に「おたがいさま活動」や「多世代交流サロン」の拠点の確保などを行っていくことにより、安定化を図ることが出来ると考えます。
- ※具体的には、地域に密着した事業所の配置と拡大（小規模多機能のランチ、地域支援事業、24時間定期巡回の拡大、サービス付き高齢者住宅の配置等）を進めていくと同時に、それぞれの場所に気軽に集まれるスペースを確保し、地域状況に合った「サロン」を広げていく事が重要です。
- ※ボランティアの育成の取り組みを行い、計画的にボランティア活動に参加する人材を作っていく事も基盤整備として欠かせない取り組みとなると考えています。生協の組合員活動の中で、安心システムを位置付けていく事は今後有効な手立てになるのではないかと考えています。

### ■この間の事業・活動等によって得られたもの・・・

- ・持続可能な福祉諸制度、社会保障制度を補完する仕組みとして、「安心システム=地域包括ケアの仕組み」を確立していくことの有効性を確信しました。
- ・地域に存在する社会資源を活用して、それを地域の実情に合わせて結び付け、コーディネートして、現代に必要となっている地域コミュニティづくりを進めていくことが、福祉事業のみならず社会的課題となっています。当法人の実践を、周りに広げていきたいと思えます。

**社会福祉法人ふれあいコープ**（2006年 とちぎコープが母体となって設立）

〒321-0165

栃木県宇都宮市緑5丁目13番6号

TEL 028-616-6500 FAX 028-645-8385 / URL t-sakiya@fureai-coop.or.jp

2016年12月14日

報道各位

日本協同組合連絡協議会（JJC）

協同組合がユネスコの「無形文化遺産」に  
～世界 100 か国以上に 10 億人の組合員～

国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）は 11 月 30 日、エチオピアのアディスアベバで開催された無形文化遺産保護条約第 11 回政府間委員会において、「共通の利益の実現のために協同組合を組織するという思想と実践」のユネスコ無形文化遺産への登録を決定しました。

決定にあたって同委員会は、協同組合を「共通の利益と価値を通じてコミュニティづくりを行うことができる組織であり、雇用の創出や高齢者支援から都市の活性化や再生可能エネルギープロジェクトまで、さまざまな社会的な問題への創意工夫あふれる解決策を編み出している」としています。

協同組合は、人々の自治的な組織であり、自発的に手を結んだ人びとが、共同で所有し民主的に管理する事業体を通じて、共通の経済的、社会的、文化的なニーズと願いをかなえることを目的としています。

19 世紀に英国やドイツなど各国で生まれた協同組合の思想と実践は、全世界に広がり、現在は、世界 100 か国以上で 10 億人の組合員が協同組合に参加しています。

日本においても、農村社会の助け合いをその先駆けとしながら、20 世紀から協同組合は大きな発展を遂げ、現在、協同組合の組合員は 6500 万人<sup>1</sup>となり、さまざまな事業・活動を通じて、組合員の生活や仕事の向上、地域社会の発展に役割を果たし、よりよい社会づくりに貢献しています。

<sup>1</sup> 1 人の組合員が複数の協同組合に所属している場合はその数を計上しています。

今回の登録は、全世界で展開されている協同組合の思想と実践が、人類の大切な財産であり、これを受け継ぎ発展させていくことが求められていることを、国際社会が評価したものと考えています。

農林漁業協同組合、生活協同組合、労働者協同組合、労働金庫など国内の多様な協同組合組織で構成される「日本協同組合連絡協議会（JJC）」は、今回の登録を、喜びを持って受け止めるとともに、今後も世界の協同組合の仲間と連帯しながら、日本において協同組合の思想と実践をさらに発展させ、よりよい社会づくりに貢献していく所存です。

<ユネスコ「無形文化遺産」について>

無形文化遺産の保護に関する条約（無形文化遺産保護条約）は、無形文化遺産の保護や無形文化遺産の重要性に関する意識を高めること等を目的として、2003 年 10 月のユネスコ総会において採択され、2006 年 4 月に効力発生の条件となっていた 30 か国の条約締結により発効した条約です（日本は 2004 年 6 月に世界 3 番目に条約を締結しました）。

ここで「無形文化遺産」は、「世代から世代へと伝承され、社会及び集団が自己の環境、自然との相互作用及び歴史に対応して絶えず再現し、かつ、当該社会及び集団に同一性及び継続性の認識を与えることにより、文化の多様性及び人類の創造性に対する尊重を助長するもの」とされています。

この条約は、ユネスコにおいて「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表（代表一覧表）」や「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表（緊急保護一覧表）」を作成することなどを定めています。

今回ドイツからの申請に基づき登録が決まった「共通の利益の実現のために協同組合を組織するという思想と実践」は、前者の「代表一覧表」に登録されます（2013 年に日本からの申請に基づき登録された「和食」もこの代表一覧表に登録されています）。

※ 日本協同組合連絡協議会（JJC）は、生活協同組合、労働者協同組合、農林漁業協同組合等、わが国の各種協同組合運動相互の連携、共通問題の解決、わが国協同組合運動と海外協同組合運動の連携等を図ることを目的に、1956年に設立された協議会です。国際協同組合同盟（ICA）に加盟する協同組合組織 15 団体で構成されています。

※ 国際協同組合同盟（ICA）とは、世界の協同組合の連合組織で、世界最大の非政府組織（NGO）です。1895年にロンドンで設立され、現在 103 カ国 298 組織が加盟、傘下組合員は約 10 億人に上ります（本部：ブリュッセル）。

○添付資料：

（参考）「共通の利益の実現のために協同組合を組織するという思想と実践」  
ユネスコ無形文化遺産登録にあたっての申請書抄訳（JJC 作成）

—本資料に関する問合せ先—

日本協同組合連絡協議会（JJC）事務局（JC 総研 協同組合研究部内）

担当：前田 / 電話：03-6280-7293

（参考）

「共通の利益の実現のために協同組合を組織するという思想と実践」  
ユネスコ無形文化遺産登録にあたっての申請書抄訳（JJC 作成）

協同組合は、組合員が自発的な意思により全員の利益のために協働する、地域社会に根ざした組織である。定款で定められている協同組合の目的は、社会的、文化的、経済的利益に役立つ。信頼や信用、自助、自己責任、自己統治の原則が、すべての協同組合の基本的な基礎を形作っている。これらは民主主義の原則に基づいており、全般的な生活状況の改善への貢献を目的としている。

協同組合は共通の利益の認識と統合を可能とし、それゆえに地域社会を創り上げる実践である。これは協同組合のもっとも重要な文化的資産である。なぜなら、こうした市民の能力は、社会の社会的・環境的課題に対する新たな考えや実効性ある解決策への重要な貢献であるからである。協同組合は多様な社会的サービスを提供する。つまり協同組合は前向きな変化を促進し、地域社会の諸課題の克服に貢献している。

協同組合の思想と実践は、あらゆる面において、現存する国際的な人権に関する法律文書に適合している。一般的に、協同組合は政治的・宗教的な関係はなく、あらゆる社会的バックグラウンドの組合員を迎え入れている。協同組合の仕組みは、共通の目的を実現するために共同所有者となった個人間の相互理解を促進している。協同組合の原則は、社会的・文化的・経済的、また解放のための発展を促進する。

今回の無形文化遺産への登録は、無形文化遺産の新たな側面を示すだろう。

協同組合は世界中に広がっており、今回の登録は地球規模で協同組合の思想と実践を強化するだろう。

協同組合は、すべての人が共同所有者になることを通じて社会的・文化的・経済的なプロセスに参加する機会を提供する。通常すべての組合員は、平等の権利を持ち、協同組合の総会で同数の議決権を持つ。このことは、考え方や意見の多様性への尊重を保証する。協同組合は組合員に対して開かれた参加型の環境の創造を目指す。このことは、人間の潜在能力を引き出し、創造性を育てる。協同組合は、高齢者の・高齢者のための、人生における自己決定、再生可能エネルギーの拡大、市街地の再生など、社会的課題に対処するための新たな取り組みや考えを進んで取り入れる。協同組合の中には、芸術・文化・創造の振興に力を入れている協同組合もある。例えば、メディア協同組合は独立したメディアによる報道を保証している。協同組合は世界 100 か国以上に存在する。このことは、協同組合の概念が、そのダイナミックな構造により、異なる国や文化で適用可能であるということを証明している。

## 平成29年度予算案の概要

社会・援護局地域福祉課

事 項	平成28年度 予 算 額 千円	平成29年度 予 算 案 千円	差 引 増 △ 減 額 千円	備 考
1 「地域共生社会」の実現に向けた新たなシステムの構築 (1) 「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けた取組の推進【一部新規】	500,000	2,000,000	1,500,000	○住民に身近な圏域で、他人事を「我が事」に変えていくような働きかけや複合的な課題、世帯の課題を「丸ごと」受け止める場を設けることにより住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築する。 また、育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を的確に捉え、分野別の相談支援体制と連動して対応することができる総合的な相談支援体制を構築する。
(2) ひきこもり対策の推進	生活困窮者自立支援制度に係る補助金 183億円の内数	生活困窮者自立支援制度に係る補助金 183億円の内数	—	
(3) 寄り添い型相談支援事業の実施	750,000	750,000	0	
2 生活困窮者自立支援制度の着実な推進【一部新規】  ( < 必須事業 > ・ 自立相談支援事業 ・ 住居確保給付金 ( ・ 被保護者就労支援事業(保護課所管) ) < 任意事業 > ・ 就労準備支援事業 ・ 一時生活支援事業 ・ 家計相談支援事業 ・ 子どもの学習支援事業 ・ その他事業 ( ・ 被保護者就労準備支援事業(保護課所管) )	生活困窮者自立支援制度関連経費 400億円の内数  (内訳) ・ 生活困窮者自立支援制度に係る負担金 218億円の内数 ・ 生活困窮者自立支援制度に係る補助金 183億円の内数	生活困窮者自立支援制度関連経費 400億円の内数  (内訳) ・ 生活困窮者自立支援制度に係る負担金 218億円の内数 ・ 生活困窮者自立支援制度に係る補助金 183億円の内数	—	○生活困窮者自立支援法に係る必須事業及び任意事業について、その実施に必要な額を確保するとともに、以下の事業を実施・拡充する。  <b>【新規・拡充事項】</b> ・ 子どもの学習支援事業の推進【一部新規】 35億円 生活困窮世帯の子どもを支援するため、学校や教育委員会等との定期的な情報共有、関係の構築等により、教育機関との連携強化を図るなど、子どもの学習支援事業を更に推進する。  ・ 生活困窮者等の就労準備支援の充実【新規】 5.1億円 (うち、困窮分1.2億円) 複合的な課題を抱え直ちに就職することが困難な生活困窮者等に対し、障害者等に対する就労支援のノウハウの活用による専門的な支援を通じて、就労・定着の促進を図る。  ・ 居住支援の取組強化【新規】 2.5億円 生活困窮者が直面している賃貸住宅の入居・居住に係る困難な課題を解決するため、物件探し等の個別支援、保証・見守りサービスの情報収集、家賃保証や緊急連絡先の引受けを行う社会福祉法人等の受け皿開拓など、オーダーメイドの居住支援コーディネートを行う。
3 地方改善事業 (1) 地方改善事業費 (2) 地方改善施設整備費	4,081,995 3,582,278 499,717	4,028,734 3,578,988 449,746	▲ 53,261 ▲ 3,290 ▲ 49,971	
4 全国社会福祉協議会活動の推進【一部新規】	165,789	178,185	12,396	○民生委員制度100周年を踏まえた民生委員制度普及啓発経費の増
5 東日本大震災や熊本地震からの復旧・復興に向けた支援 (1) 東日本大震災の被災者に対する見守り・相談支援等の推進 (2) 熊本地震の被災者に対する見守り・相談支援等の推進【新規】	0  被災者支援総合交付金(復興庁所管) 220億円の内数	751,871  被災者支援総合交付金(復興庁所管) 200億円の内数	751,871  —	○被災者が、応急仮設住宅への転居など生活環境の変化の中で、安心した日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの再構築を着実に支援する。
6 その他(本省費等)	205,120	136,028	▲ 69,092	< 主な事項 > ・ 生活困窮者自立支援制度を担う人材養成研修事業 59,419千円 ・ 生活困窮者自立支援制度統計システム保守運用経費 26,092千円 ・ ホームレス全国実態調査(概数調査)経費 11,504千円 等  ○単年度限りの経費の減 ・ 5年に1回のホームレス全国実態調査(生活実態調査)経費 (▲43,236千円) ・ 3年に1回の民生委員一斉改選経費(▲26,371千円)
合 計	5,702,904	8,596,689	2,893,785	

※内数表記のものは、合計には含めていない。